

Co-teaching スタッフや外部人材を生かした学校組織開発と  
教職員組織の在り方に関する総合的研究（外国研究班）  
最終報告書

平成 25 年（2013 年）3 月

研究代表者 葉養 正明  
（国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部）



## はじめに

本報告書は、国立教育政策研究所が平成 22 年度から 24 年度までの 3 か年にわたって実施したプロジェクト研究『Co-teaching スタッフや外部人材を生かした学校組織開発と教職員組織の在り方に関する総合的研究』(研究代表者：葉養正明 教育政策・評価研究部長)の一部を構成する「諸外国の教職員チーム」の研究に関する報告書である。

「諸外国の教職員チーム」が取り組んだ研究課題は以下の通りである。すなわち、それぞれの国で、①どのような教育改革(学校教育を中心として)が進められているのか、②学校はどのような役割を担っているのか、③学校にはどのような役割を担う教職員が配置され、どのような教育(養成・研修)の仕組みを持ち、どのような給与及び労働条件で働いているのか、という問いである。

今日、日本を含め諸外国においては、グローバル化や情報化、人口構造の変動など社会の急激な変化に伴い、高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっており、学校教育において求められ人材像が高度化するとともに、地域づくりに関する学校の役割に対する期待の高まりなど、学校の役割が変容してきている。また、欧米諸国を中心に 1980 年代以降、教育行政や学校ガバナンスの見直しが進められてきた。

これらの教育水準の向上、学校の役割の見直し、学校ガバナンスの見直しは、その変革の大きさにも依存するが、学校に配置される教職員の配置・教育・給与及び労働条件の見直しを要請することとなる。諸外国において、どのように教育改革が進み、学校の役割がどのように変容し、教職員の配置・教育・給与及び労働条件の在り方がどのように変化しているのかを研究することは、今後日本の学校がどのような方向に進もうとも参考になることは間違いない。

これまで、諸外国の教員の配置・教育・給与及び労働条件の在り方に関しては研究が少なからず進められてきた。例えば、文部科学省生涯学習政策局調査企画課『諸外国の教員』(平成 18 年)、教職員勤務負担研究会『欧米諸国における初等・中等学校教員の職務実態と分業システムに関する国際比較研究(最終報告書)』(平成 13 年)、諸外国教員給与研究会『諸外国の教員給与に関する調査研究(報告書)』(平成 19 年)などがある。「諸外国の教職員チーム」が企図したのは、これらの研究の対象を教員以外の職員に拡張した点であり、そうした意味で新規性を持つものである。

本研究における職員とは、自らの責任と権限において単独で授業を展開することを中心的業務とする教員以外の全てのスタッフを指している。指摘するまでもなく、学校教育の成果に占める教員が持つ影響力は大きいですが、こうした職員の機能も学校教育の成果に影響を持つことは確かである。

本研究では、職員を大きく「運営系」、「福祉・生徒指導系」、「教育活動補助系」に区分し、各国にどのような職員が存在するのかわかるように一覧表を作成することとした。各国の教育改革についても、「教育改革の基本的動向」「初等中等教育における主な改革動向」、「教職員における主な改革動向」に区分することとした。

対象とする国の選定に際しては、既に言及した『諸外国の教員』等の先行研究を踏まえる観点と研究の実施可能性という観点から、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国の 6 か国について研究を行うこととした。それぞれの国の担当者及び総括者は以

下の通りである。

本研究の推進に際しては、所外から藤井穂高教授、上原秀一准教授、また生涯学習政策局調査企画課から高谷亜由子係長、新井聡専門職、松本麻人専門職にご協力戴くことができた。ご本人はもとより所属部局のご協力に心より感謝申し上げたい。本研究は、限られたリソースのもとで、可能な限り今後の教育政策形成に貢献しようと企図したものである。しかしながら、多くの弱点もあることも事実であり、忌憚のないご批判、ご助言を戴ければ幸いである。

総 括 … 藤原文雄(国立教育政策研究所 初等中等教育研究部総括研究官)  
アメリカ … 橋本昭彦(国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部総括研究官)  
          小松明希子(国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部総括研究官)  
イギリス … 植田みどり(国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部総括研究官)  
フランス … 藤井穂高(東京学芸大学教授)、上原秀一(宇都宮大学准教授)  
ドイツ … 高谷亜由子(文部科学省 生涯学習政策局調査企画課外国調査第二係長)  
中 国 … 新井聡(文部科学省 生涯学習政策局調査企画課専門職)  
韓 国 … 松本麻人(文部科学省 生涯学習政策局調査企画課専門職)

平成 25 年 3 月

『Co-teaching スタッフや外部人材を生かした学校組織開発と  
教職員組織の在り方に関する総合的研究』  
外国研究班 藤原 文雄  
(国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 総括研究官)

## 目次

はじめに

目次

|  |     |
|--|-----|
| 概要   | 1   |
| 第1章 アメリカ合衆国の公立学校における教育補助スタッフの配置状況<br>.....小松明希子・橋本昭彦 | 3   |
| 第2章 イギリスにおける学校職員<br>.....植田みどり                       | 21  |
| 第3章 フランスの学校職員<br>.....上原秀一・藤井穂高                      | 37  |
| 第4章 ドイツの学校教職員<br>.....高谷亜由子                          | 53  |
| 第5章 中国における学校教職員<br>.....新井聡                          | 67  |
| 第6章 韓国における学校サポートスタッフ<br>.....松本麻人                    | 87  |
| 総括<br>.....藤原文雄                                      | 103 |
| 比較表  |     |
| 教育改革一覧   |     |



## 概要

### <アメリカ>

連邦レベルでは、全米教育協会（NEA）などの組織が「教育補助スタッフ」についての実態把握や職能・待遇の向上等を進め、片や連邦政府は「パラプロフェッショナル」という法的用語によって教育補助スタッフの業務内容や資格要件を規定し、地方への補助金交付と政策誘導を進めていることが判った。州・自治体レベルの検討は、最も人口が多いカリフォルニア州の事例によることとしたが、教育補助スタッフの種類・役割の多様性や、その資格・要件、採用・処遇、研修・評価の実情が明らかになった。

### <イギリス>

1997年の労働党政権発足以降、イギリスでは、教員の勤務負担軽減のための労働環境整備と教育水準向上を図るための手段の1つとして、学校職員（support staff）の拡充整備を図り、多様な職種の学校職員が勤務している。イギリスの特徴は、職業資格と連動させた資格制度を整備するとともに、労働契約を結び職務内容を明確にし、その職務を遂行できるように研修制度を充実させるなど、各学校での教育水準向上を担う人的資源として重視していることである。

### <フランス>

本稿では、わが国の先行研究ではほとんど言及されることのなかったフランスの初等中等教育の学校職員について、その法的根拠を中心に、代表的な職種の概要をまとめた。取り上げたのは、管理職の2種、事務職の6種、生徒指導・進路指導職の3種、社会福祉・保健職の4種及び教育研究技術職の2種の計17の職種である。フランスの特徴は多様な職員が配置される分業制にあり、「教育共同体」としての協働関係の構築が課題である。

### <ドイツ>

2001年のPISAショックを契機に抜本的な教育改革に取り組んでいったドイツでは、「全日制学校」や個に応じた教育などの普及により、学校機能が授業時間以外にも拡大していった。これは、児童・生徒の学校生活の有り様だけでなく、学校教職員の有り様や意識も変えていった。本稿では、機能が拡大した学校において児童・生徒及び教員のサポーターに焦点を当て、そうした人材がどのように配置されているのかを明らかにした。

### <中国>

義務教育の基本的普及が完了した翌年の2001年以降に統計に表れた「教員補助員」は創造性の育成を重点とする資質教育や2001年の新課程基準に対応するため、教育機関に導入され、その規模は年々増加している。一方、教育の発展が遅れている農村地域では義務教育の普及期に活用された無資格の教員である「民弁教師」が2000年までにほぼ正規の教員に代わったが、現在も続く教員不足を支えるため、教育支援者やボランティアの活動が活発になった。中国の学校組織における「教員補助員」の出現は、中国教育政策の転換点を示している。

## <韓国>

いじめ問題への対処やキャリア教育振興などの施策を背景に、児童生徒に対する相談業務に対するニーズが増えている。そうした業務にあたるのは、国家あるいは地方公務員である教職員のほか、「学校会計職員」と呼ばれる非正規職員である。学校会計職員は、各学校の予算に基づき、校長に直接雇用されるという特徴も持つが、実はその法的根拠は未整備であり、職員の雇用は不安定な状況に置かれている。



## 第1章 アメリカ合衆国の公立学校における教育補助スタッフの配置状況

### はじめに

本章では、アメリカの公立小中学校における教育補助スタッフについて、調査した内容を報告する。

アメリカでは、憲法修正第10条の規定により、教育は基本的に州の専権事項に当たるとされている。したがって、連邦の教育への関与も周縁的・間接的なレベルにとどまっております。連邦教育省の所管事項も教育の機会均等や卓越性を追求するための補助金の支出や、全国的な協議の場を作って情報交換を盛んにすることなどに限定されている。

教育補助スタッフの配置をめぐることも、連邦が主管する政策というもの無く、諸州・学区が個々に政策を立てている。連邦の役割は、それらの動向をみて、適切な補助や情報交換促進のための手段を講じることである。そこで、本章における検討も、連邦レベル（全国レベル）で観ることができる事項は、連邦教育省が行う調整・補助策と、全国的な団体・機関を通じて把握できる諸州の政策動向の概観とである。そして州レベルの観察をすることで、はじめて教育補助スタッフに関する具体的な政策・制度について知ることができるのである。

以下、1. では、連邦レベルの初等中等教育への補助金政策におけるパラプロフェッショナル（paraprofessional：連邦の教育政策における教育補助スタッフの法的用語）規定を中心に、関連する法制的動向を概観する。2. では、州レベルの教育補助スタッフの（1）種類・役割、（2）資格・要件、（3）採用・処遇、（4）研修・評価、の実情を具体的に示すべく、全米で最大の人口をかかえるカリフォルニア州を例とした調査結果を報告する。

### 1. 全米の公立学校における教育補助スタッフの展開状況

#### （1）公立学校における職員構成の歴史的推移

アメリカでは、建国以前のイギリス植民地時代から、地域住民の共同意思によって思い通りに学校を設けてきた。教職員の配置も各地域によって区々であったが、連邦としての教職員組織像が明確に示されることは無かった。アメリカでは、公教育は州などの地方に権限があり、経費も伝統的に地方で大部分をまかなっていた歴史がある。授業などの子どもの指導以外の仕事、例えば教師の雇入れや俸給支払いを始めとする学校事務、施設の保守営繕、イス・机などの家具・設備の調達・修理、子どもの安全確保などは、保護者などの地域の人々の手に委ねられていたようであり、学校に教師以外のスタッフが居たとしても、連邦からの補助金とはまず無関係だったようである<sup>(1)</sup>。

地方ごと・学校ごとに展開した教育補助スタッフについては、ながらく全米的な横の連絡・連携もなく、中央政府等による調査も無かったと見られる。しかしながらその存在は、全米に存在する学校・大学の認証機関（accreditation institutes）の策定する認証評価の基準の中に位置づけられることによって、実質的に全米的な認知を得ていった<sup>(2)</sup>。

## (2) NEAによる教育補助スタッフの概念整理

教育補助スタッフの概念整理を全米的な視点で継続的に行ってきたのは、教師の職業団体としての全米教育協会（NEA：National Education Association）である。

NEAは、1857年に結成された。結成から100年余を経た1967年に、その会員資格の中に初めて教員以外の職種として“Educational Secretaries（教育事務職）”という区分を設け、さらに1972年には“Auxiliary Personnel（教育外職員）”の区分を追加した。それらは1980年に、“Educational Support Personnel（教育補助員）”という区分で、教員以外の全ての職員を包括することにされた。その“Educational Support Personnel(ESP)”は、次第に数を増し、理事ポストも割り当てられて、内容的にも専門性威信を増し始めて、2002年には同じESPの略称のままで”Education Support Professionals(教育補助職員)”という呼称に改めた。ESPは、2000年代には300万人を超え、NEAの全構成員の半分を占めるに一大勢力となって、NEAを通じて賃金・勤務条件や、継続雇用の保障などの様々な身分・待遇の改善・獲得をめざして、教委側との団体交渉の支援にも取り組んできた<sup>(3)</sup>。

便宜上、本章では、「教育補助スタッフ」の日本語で総称しているが、その意味するところはNEAのいう”Education Support Professionals（教育補助職員）”と同じく、教員（teacher）以外の全ての学校職員をさす。実際の州レベルではNEAにおける会員区分の名称とは異なって、それぞれの職名で様々な職種が置かれた。州レベルでは、多くは州レベルの支部組織とも言える州教育協会のもとで、全米で幾筋かの発展系統を示しながら、名称区分を改めていったと見られる。教員とともに教室で教育にあたる教える職種としては、パラエドゥケーター（paraeducator）・パラプロフェッショナルの名称が多く、それぞれに職能開発や研修プログラムや認定資格要件などを整備しながら職員を増やし、発展してきた。地方同士の交流としては、中西部のアイオワ、ウィスコンシン、ワシントンなどの諸州の教育協会では、プログラム内容が相互参照された例が見られる<sup>(4)</sup>。

アメリカの公立学校の教育補助スタッフが、社会的に認知された職業として本格的な展開を遂げるのは、次項でみるように、1965年の初等中等教育法（Elementary and Secondary Education Act（ESEA） of 1965）の制定を契機とするが、そうした中で1979年には連邦の資金によって、「全米パラプロフェッショナル資料センター（the National Resource Center for Paraprofessionals in Education and Related Services：NRCP）が設立された。情報は必ずしも新しくはなく、地域的な網羅も不完全な時期もあったようであるが、それでもNRCPの存在は、次項にみるような補助金支給要件の整備とともに、連邦によるパラプロフェッショナル施策の双璧をなすものとなっている。

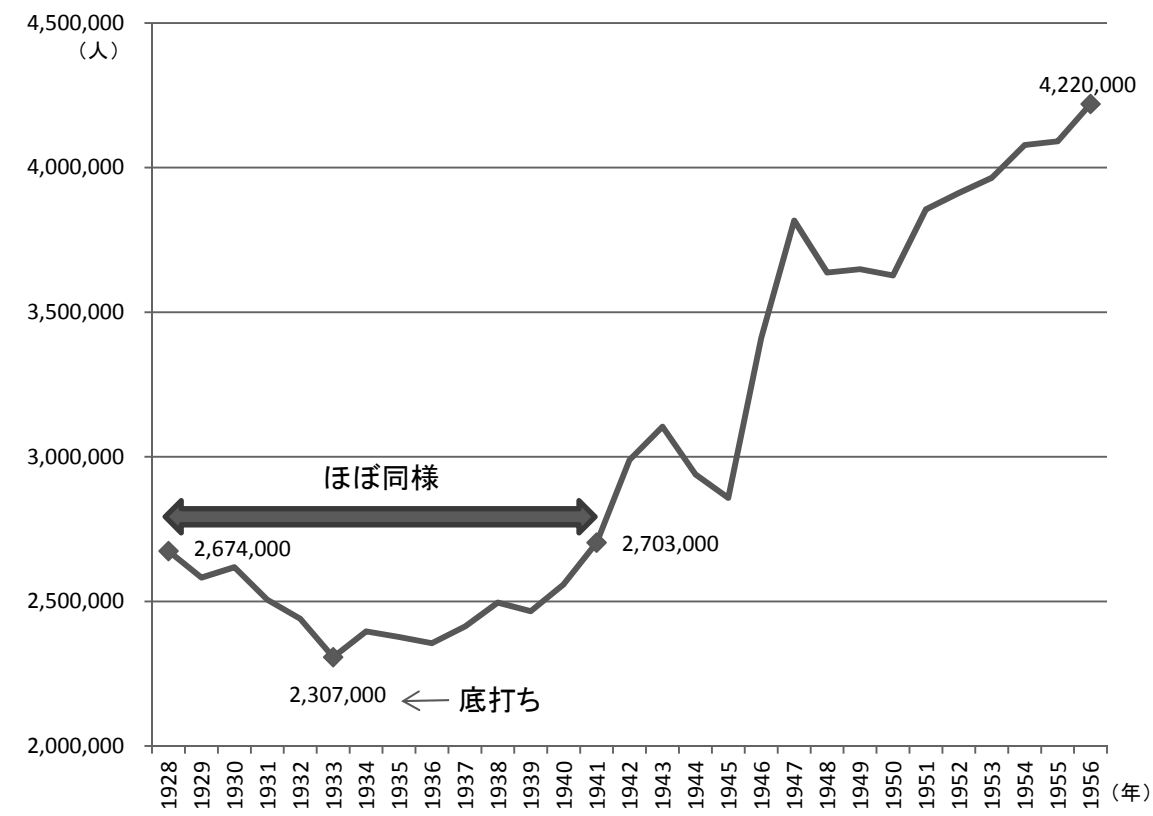
## (3) 連邦法における教育補助スタッフの規定

### ①連邦の教育政策と教育補助スタッフ

アメリカにおける教育補助スタッフの概念の成り立ちは、第二次世界大戦後のベビーブームによる教員不足に端を発する。戦前まではアメリカにおける年間出生数は、1928年の267万4千人が最多であり、それ以降出生数は下降していたが、1933年（230万7千人）に底を打って以降再度上昇した。1941年には1928年の水準にまで回復し、1956年には422万人に至った。1933年前後に生まれた子供たちが学齢期を終える1950年代中盤に至るま

で、増加し続ける子供の数に見合う教員を生み出せない状況となり、教員不足という事態に陥った。

図 1 1928 年から 1956 年におけるアメリカの出生数の推移<sup>(5)</sup>



このような背景を受けて、教育補助スタッフが活用された。初期の教育補助スタッフの仕事は、教育の専門的な技術を持たなくても実施でき、かつ責任が軽い業務であった。1950年代に起こった公民権運動や人種隔離教育反対運動も教育補助スタッフの需要を拡げる結果につながると考えられるが、より直接的には 1965 年の ESEA 法で、不利な状況にある児童生徒を支援することを定めたタイトル I が登場したことによって、人種間の平等にとどまらない広範な格差是正策の法的根拠が確立された<sup>(6)</sup>。

## ②連邦法上のパラプロフェッショナルの規定

1965 年制定の ESEA 法（初等中等教育法）は 5 年を限度とする時限立法であり、数年おきに改正法が定め継がれている。時々スローガン等を含んだ別称で呼ばれることが多く、最近の改正法では、1994 年 10 月 20 日の「アメリカ学校改善法」(The Improving America's Schools Act (IASA) of 1994)<sup>(7)</sup>、2002 年 1 月 8 日の「どの子ども置き去りにしない法」(No Child Left Behind Act (NCLB) of 2001)<sup>(8)</sup>（以下 NCLB 法と称する）が成立している。

ESEA の初期の条文においては、未だパラプロフェッショナルの名称を確認できていないが、1994 年の改正 ESEA 法に相当する IASA1994 法においては、タイトル I のセクション 1119、タイトル II の 2102・2205・2207・2210、タイトル VII の 7132・7144・7501、タイトル IX の

9121、タイトルXの10963・10974で確認することができる。このうち、セクション7501においては、「パラプロフェッショナルの用語は、幼稚園、小学校、中等学校において有資格もしくは免許のある教員の監督のもとで雇用される者をいう。2言語教育・特殊教育・移民教育のために雇用された者を含む」と定義されている<sup>(9)</sup>。他のセクションでは、州などの自治体が連邦の補助金を使うにあたって、パラプロフェッショナルの養成・研修を適切になすべきことや、教員への登用機会や技能のアップグレードの手段を講じることができることなどを、概括的に規定しているまでである。パラプロフェッショナルの就業資格もこの時点では明示されていない。

障害児教育行政の基本的な連邦法としては、1970年に「障害者教育法 (Education of the Handicapped Act (EHA))」が定められて数度の改正をうけ、1990年に「障害者教育法」(Individuals with Disabilities Education Act (IDEA))に改名された。その後も何度か改正され、1997年6月に改正された法律 (IDEA1997)<sup>(10)</sup>においてパラプロフェッショナルを活用する旨の記述が現れた。IDEA1997の「職員のスタンダード(Personnel Standards)」の節においては、パラプロフェッショナルやアシスタントが、「適切な訓練と監督を受けることを州の法令や政策文書の中で明記されたうえで、障害児の教育やそれに付随する支援をする補助」者として位置づけられている<sup>(11)</sup>。また、同じ法の他の条文の中では、パラプロフェッショナルの研修や適切な配置、教員 (teacher、teaching professional) に昇格するための学習機会などについての簡単な規定がある。

### ③NCLB 法上の規定にみるパラプロフェッショナル「業務内容」と「資格要件」

NCLB 法では、タイトルⅢのセクション3301の中でパラプロフェッショナルの定義について、IASA1994とほぼ変わりなく、「パラプロフェッショナルの用語は、幼稚園、小学校、中等学校において有資格もしくは免許のある教員の監督のもとで雇用される者をいう。言語指導教育・特殊教育・移民教育のために雇用された者を含む」とされている<sup>(12)</sup>。

ただ、NCLB 法においては、新たにパラプロフェッショナルの業務内容や就職の資格要件が明文化されている。まず、その「業務内容」(責任範囲)が、IASA1994法よりも具体的に示されている。タイトルⅠのセクション1119の(g)項では、「パラプロフェッショナルの職務」として、就くことができる職種を列挙している。それらは、

- ・条件に該当する児童生徒への個別指導 (教員からの指導を受ける障害にならないように時間帯に配慮する)
- ・教室経営の補佐 (教材その他の資料を整理するなど)
- ・コンピュータラボでの補佐
- ・保護者対応の実施
- ・図書館やメディアセンターでの補佐
- ・通訳
- ・授業での指導 (教員の直接監督下で実施するなどの条件下で)

とされている。注意すべきは、NEAなどでの” Education Support Professionals (教育補助職員)”規定の仕方とは違い、NCLB 法におけるパラプロフェッショナルには、フードサービス、カフェテリアや校庭管理、人材ケアサービス、教育をしないコンピュータアシスタント、そして、それと同等のポジションの者は入らないものとなっている。また、

ボランティアについても無給で補助金を必要としない場合は、連邦の法が課する要件には関わりがない。

次に、「資格要件」については、NCLB 法において教職員の「資格の厳格化」を図った関係上、パラプロフェッショナルの資格についても厳格化に関わる規定が定められた。同じく、タイトル I のセクション 1119 の(c)項では、NCLB 法が制定される 2002 年 1 月 8 日以降にタイトル I の補助金によって雇用される「新来のパラプロフェッショナル」について、新たに求められることになった資格要件を列挙している。それらは、

- ・ 2 年間以上の高等教育学歴を有し、
  - ・ 準学士（もしくはそれ相当以上）の学位を持つか、または
  - ・ 資質についての厳正な基準を満たし、州や自治体の公式の試験などの場で、「読み書き算」の指導の補佐、もしくは「読み書き算の初歩」の指導の補佐についての知識と技能を備えていることを示す、
- ことが求められる<sup>(13)</sup>。

他方、セクション 1119 の(d)項で規定される「従来からのパラプロフェッショナル」については、NCLB 法制定前に雇用されていた者については、今後 4 年の間に上記の能力要件を満たすことが求められた。通訳 (translation)<sup>(14)</sup> と保護者対応 (parental involvement activities)<sup>(15)</sup> に関するパラプロフェッショナルについては、上記要件は求められない。

以上のように、パラプロフェッショナルの雇用のために連邦の補助金を使用するにあたってその業務が標準化されたり、各州の規定にもパラプロフェッショナルの概念が反映されるようになったりするなど、IDEA1997 と NCLB 法の制定がパラプロフェッショナルの確立に対して与えた影響は大きい。

#### (4) NCLB法の規定するパラプロフェッショナルの全国的な配置状況

##### ①パラプロフェッショナルの役割・資格要件

パラプロフェッショナルは全米の統計によると、2002 年の NCLB 法制定後の 2003 年度において 633,671 人 (Title I 以外の者も含む。) がおり、公立の小中学校の 91% に配置されている (平均すると 1 校あたり約 8 人)。パラプロフェッショナルの 74.5% がフルタイムで雇用されている。パラプロフェッショナルの約半数 (311,908 人) は、特別支援教育 (special education paraprofessional) のために雇用されている (1 校あたり平均 5 人)。また、通常の学校 (traditional school) よりもチャータースクールの方が、instructional paraprofessional を雇用しており、同様に中等教育学校よりも、初等学校の方が多く instructional paraprofessional を抱えている。

NCLB 法では、前記のようにパラプロフェッショナルに一定以上の資格要件を求めたが、2003 年当時のパラプロフェッショナルを雇用する各自治体が求める条件を見てみると、高校レベルの修了を求めているところが 93%、2 年以上のカレッジの修了を求めているところが 39%、準学士の取得を求めているところが 18%、州あるいは地域の試験通過を求めているところが 37% あった。

表 1 全米の公立初等中等教育学校におけるパラプロフェッショナルの数<sup>(16)</sup>

| Instructional responsibility               | Total <sup>2</sup> | In schools with instructional paraprofessionals <sup>1</sup>            |  |  |                      |
|--|--------------------|---|--|--|----------------------|
|  |                    | Percentage of schools with instructional paraprofessionals <sup>3</sup> | Average number per school <sup>3</sup> | Average number of teachers per instructional paraprofessional <sup>3</sup> | Percentage full-time |
| <b>All instructional paraprofessionals</b> | <b>633,671</b>     | <b>90.6</b>   | <b>7.9</b>                             | <b>4.8</b>   | <b>74.5</b>          |
| Special education                          | 311,908            | 76.3  | 4.6                                    | 8.5  | 80.0                 |
| Regular Title I                            | 94,934             | 35.5  | 3.0                                    | 11.2   | 68.7                 |
| ESL/bilingual                              | 51,346             | 31.2  | 1.9                                    | 23.1   | 57.6                 |
| Library/media center                       | 38,611             | 38.4  | 1.1                                    | 35.5   | 67.7                 |
| Other instructional                        | 136,871            | 41.8  | 3.7                                    | 9.8  | 74.0                 |

<sup>1</sup> Estimates are calculated only for schools with instructional paraprofessionals. Estimates by type of instructional paraprofessionals are calculated only for schools with those instructional paraprofessionals.  
<sup>2</sup> Detail may not sum to totals because of rounding.  
<sup>3</sup> Does not distinguish between full- and part-time status of staff.  
 NOTE: Standard errors are available at <http://nces.ed.gov/pubsearch/pubsinfo.asp?pubid=2007008>.  
 SOURCE: U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics, Schools and Staffing Survey (SASS), "Public School Questionnaire," 2003-04.

表 2 各自治体が求めるパラプロフェッショナルに対する教育要件<sup>(17)</sup>

| School characteristic        | Educational qualification criteria used or required in school district |             |  |                       |             |   |                       |             |                              |                       |          |
|------------------------------|--|-------------|--|-----------------------|-------------|---|-----------------------|-------------|------------------------------|-----------------------|----------|
|                              | High school diploma or equivalent                                      |             | Beyond high school diploma or equivalent   |                       |             |   |                       |             |                              |                       |          |
|                              | Used but not required  | Required    | Required at least one of the educational qualifications beyond high school diploma or equivalent | Used but not required | Required    | Completion of at least two years of college | Used but not required | Required    | Associate's degree or higher | Used but not required | Required |
| <b>All schools</b>           | <b>5.0</b>   | <b>92.9</b> | <b>56.5</b>  | <b>51.1</b>           | <b>39.0</b> | <b>67.4</b>                                 | <b>17.9</b>           | <b>27.7</b> | <b>36.7</b>                  |                       |          |
| Title I schools <sup>1</sup> | 4.5  | 93.7        | 59.9   | 49.4                  | 41.3        | 66.5  | 19.9                  | 26.2        | 40.0                         |                       |          |
| Non-Title I schools          | 5.6  | 91.9        | 52.2   | 53.2                  | 36.1        | 68.5  | 15.4                  | 29.5        | 32.5                         |                       |          |

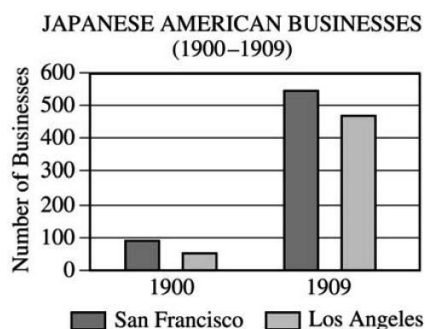
<sup>1</sup> Title I is a federally funded program that provides educational services, such as remedial reading or remedial math, to children who live in areas with high concentrations of low-income families.  
 NOTE: Standard errors are available at <http://nces.ed.gov/pubsearch/pubsinfo.asp?pubid=2007008>.  
 SOURCE: U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics, Schools and Staffing Survey (SASS), "Public School Questionnaire," 2003-04.

上記「新来のパラプロフェッショナル」について、新たに求められることになった資格要件で挙げた「公式の資格」の一例として、Educational Testing Services (ETS)<sup>(18)</sup> が実施しているパラプロアセスメント("ParaPro Assessment")<sup>(19)</sup> という試験がある。この試験は、全米 48 州で実施されており、州によりパラプロフェッショナルに登用されるために求められる点数が異なる。

サンプル問題を ETS 社のウェブサイトから引用して紹介しておく(表 3)。

表 3 ETS の ” ParaPro ” 試験のサンプル問題 ( 2 0 )

Reading



3. What conclusion can be drawn from the data presented in the graph above?
- (A) Japanese American businesses were more successful in California than in other states in 1909.
- (B) The number of Japanese American businesses in Los Angeles and San Francisco increased greatly from 1900 to 1909.
- (C) In 1909 there were more Japanese American businesses in Los Angeles than there were in San Francisco.
- (D) In 1909 most Japanese American businesses in Los Angeles and San Francisco were large

Mathematics

9.  $445.76 \times 9.634$  is approximately equal to

- (A) 46
- (B) 446
- (C) 4,460
- (D) 44,600

Writing

15. Because there are no refrigerators on the United States space shuttles, all of the food the astronauts eat must be in a nonperishable form.

In the sentence above, the underlined word is being used as

- (A) a noun
- (B) a verb
- (C) an adjective
- (D) an adverb

## ②パラプロフェッショナルの実像

パラプロフェッショナルの実像の一端を知るために、ここでは、パラプロフェッショナルの活動について書かれたレポート（2009年に出されたパラプロフェッショナルに対するインタビューに関する報告<sup>(21)</sup>）をみってみる。当該報告は、2007～2008年に開催された National Resource Center for Paraprofessionals の年次総会に集まった全米38州202名のパラプロフェッショナルからのインタビュー結果を集めたものである。

協力者であるパラプロフェッショナルたちの肩書きは、paraeducator、instructional aide、Title I paraeducator、teacher assistant、campus supervisor 等さまざまであった。多くの回答者は自らの仕事について、生徒の行動のサポートや、社会性の訓練が必要な生徒のサポートであると回答した。パラプロフェッショナルの役割として、個別指導の提供、小グループによる指導の提供、社会性の教授、指導者同士の監督、生徒の行動管理、授業計画の喚起、データ収集、教材の準備が挙げられていた。また、彼らはソーシャルスキルや生きていくためのスキルだけではなく、様々な教科を幅広くサポートをする必要があり、英語、リーディング、ライティング、健康までをカバーする。幅広く創造的であることが必要だ、としている。

パラプロフェッショナルの実像というものは、実はたいへん多様であり、連邦法の定める「パラプロフェッショナル」の範疇を超えて、より多様な名称・職務・位置付けのスタッフが学校に入っている。以下では、そうした多様な教育補助スタッフ像を見てゆきたい。

### (5) 連邦法上のパラプロフェッショナルではないスタッフについて

前項に示した連邦の NCLB 法に規定したパラプロフェッショナルのほか、実際の学校現場に配置された教育補助スタッフが学校現場にはある。ここでは、再び、NEA の資料に戻って、全米 50 州の各地で使われている職名 (job title) を挙げてみる。

表 4 NEA にみる”教育補助スタッフ”の職名一覧<sup>(22)</sup>

- ・ 補助教員 (Paraeducator/Classroom Assistant(Aide)/ Educational Assistant(Aide)/Instructional Assistant(Aide)/Teacher Assistant(Aide)
- ・ 教務補佐 (Educational Technician/Technology Assistant)
- ・ 言語補助教員 (Speech/Language Assistant)
- ・ 英語指導補助教員 (English as a Second Language/Bilingual Assistant)
- ・ 通訳 (Interpreter)
- ・ 障がい児補助教員 (Special Education Assistant)
- ・ 進路支援員 (Career Specialist/Guidance Specialist/Transition Specialist)
- ・ 就職支援員 (Job Coach)
- ・ 職業情報支援員 (Occupational Information Specialist)
- ・ 行動訓練スペシャリスト (Behavior interventionist)
- ・ 家族関係スペシャリスト (Home Liaison/ ECEAP=Early Childhood Education Assistance Program Specialist)
- ・ 訪問支援員 (Outreach Specialist)
- ・ 図書補助員・メディア補助員 (Library Aide/Media Center Assistant)
- ・ 校庭・施設監視員 (Playground Assistant/Supervision Aide)

## 2. 州レベルの法制における教育補助スタッフの扱い

ついで、アメリカ最大人口を抱える州であるカリフォルニア州を例に、現代の州教育法制における教育補助スタッフの扱いについて見ておきたい。アメリカの教育制度は非常に地方分権化されており、連邦ではなく各州が公立学校を立ち上げ、管理運営を行う権限を有する。そして、カリフォルニア州では州教育委員会から完全に独立した教員制度全般を所管する政府機関が設けられており、州教員免許委員会 (California Commission on Teacher Credential: CCTC) と呼ばれている。この CCTC では、教員免許だけではなく、学校教育現場における専門家等に対する各種資格免許を発行している。表 5 はカリフォルニア州における生徒 1,000 人当たりの教職員数を示したものであり、いずれの項目においてもカリフォルニア州の教職員の配置は少なく他州と比べ下位に位置している。

現行のカリフォルニア州教育法においては、教育補助スタッフに関する規定がいくつか置かれている (パラプロフェッショナルや instructional aides)。カリフォルニア州教育法における教育補助スタッフとは、「リーディング、ライティング、算数等を教室でサポートする者<sup>(23)</sup>」とされ、「資格を持つ者 (=教員) の判断で、教員資格を持たない者により実施される事柄に対して責任を持つ。また、その責務には、生徒の成績づけは含まれない」という責務があるとされている<sup>(24)</sup>。前節で述べた NCLB 法に基づく Title I 補助金でパラプロフェッショナルを雇用する場合は、次の要件を満たすことを採用の要件とする。

- ・ 2 年間以上の高等教育学歴を有し、
- ・ 準学士 (もしくはそれ相当以上) の学位を持つか、または



- ・ 資質についての厳正な基準を満たし、州や自治体の公式の試験などの場で、「読み書き算」の指導の補佐、もしくは「読み書き算の初歩」の指導の補佐についての知識と技能を備えていることを示す。

表 5 カリフォルニア州における生徒 1,000 人当たりの教職員数

|   | California's Ratio | U.S. Ratio  | California's Rank in U.S. |
|---|--------------------|-------------|---------------------------|
| Total Staff to 1,000 Students                     | 93.3               | 128.4       | 49                        |
| All Professional (certified) Staff to Students    | 52.4               | 73.2        | 50                        |
| Total District Staff (including classified staff) | 5.5                | 6.6         | 36                        |
| District Officials/ Administrators                | 0.6                | 1.3         | 45                        |
| Total School Staff (including classified staff)   | 71.3               | 97.8        | 49                        |
| Certified School Staff Only                       | 54.6               | 73.7        | 50                        |
| School Principals & Asst. Principals              | 2.3                | 3.2         | 48                        |
| Guidance Counselors                               | 1.2                | 2.2         | 51                        |
| Librarians  | 0.2                | 1.1         | 51                        |
| All Teachers†                                     | 48.0               | 65.4        | 50                        |
| Elementary Teachers (grades 1-8)                  | 48.3               | 52.1        | 34                        |
| Secondary Teachers (grades 9-12)                  | 43.8               | 82.9        | 51                        |
| <b>Ratio of students to staff</b>                 | <b>21:1</b>        | <b>15:1</b> |                           |

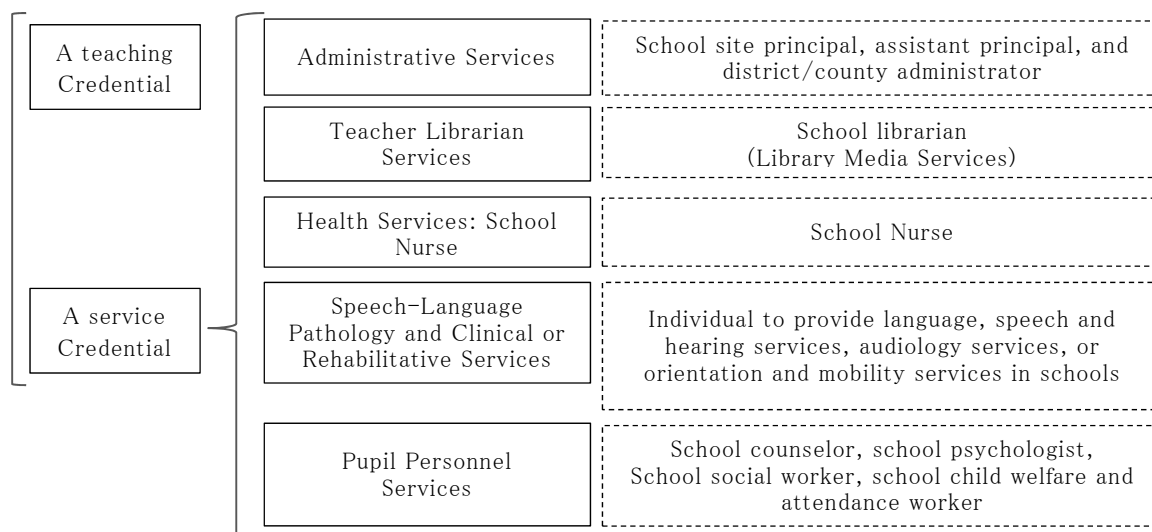
† These numbers translate into a student/teacher ratio of 20.8 students to 1 teacher for California and 15.3 to 1 for the entire United States. Only Utah has a higher student/teacher ratio than California.

DATA: National Center for Education Statistics (NCES) Common Core of Data, 2008–09, Ed Source 2011

(1) 資格

カリフォルニア州では、教員のほか生徒を様々な形で支援する職員を配置している。各学校での教育を支える教育補助スタッフにはカリフォルニア州で発行する免許を持つ有資格者のスタッフとそれ以外のスタッフが存在する。

図 2 州教員免許委員会 (CCTC) が発行する免許 (credential) について



カリフォルニア州では、CCTC が teaching credential (教員免許) と service credential

の2種類の免許を発行（CEC § 44250）しており、service credential には管理業務（administrative services）、司書（teacher librarian services）、看護師・福祉系（health services: school nurse）、言語聴覚士関係（speech-language pathology and clinical or rehabilitative services）、生徒サービス（pupil personnel services）<sup>(25)</sup>がある。

また、上記のような免許（credential）を必要とする職員以外にも、教員補助スタッフ（Paraprofessional (Teaching assistants, teacher's aides, pupil services aides, and library aides)）、事務スタッフ（Office/Clerical staff(School secretary)）、その他職員（Other Staff(Custodians, bus drivers, and cafeteria workers)）等が活躍している。

## （2）要件

次に、教育補助スタッフとなるために必要な要件について示す。管理職や司書等の州教員免許委員会（CCTC）が発行する免許（credential）を取得するための要件は以下の通り。

表 6 州教員免許委員会（CCTC）が発行する免許を取得するのに必要となる要件

| 種類   | 必要要件   |
|--|--|
| Administrative Services<br>※予備免許状（preliminary services credential）     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免許取得に必要な資格を取得していること</li> <li>・ 3年以上の教育経験あるいはそれに匹敵する経験を修了していること</li> <li>・ Administrative Services preparation program を修了している、もしくはそれに代わる試験（Administrative Services preparation program に準拠したもの）に合格している</li> </ul> |
| School Librarians<br>※終身免許状（Teacher Librarian Services Credential）     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学士以上の学位を取得していること</li> <li>・ 免許取得に必要な資格を取得していること</li> <li>・ CTC 認定の Teacher Librarian Services Credential program 等のコースを修了していること</li> <li>・ 州の求める basic skills requirement を満たしていること（基礎能力を測る試験が存在）</li> </ul>      |
| School Nurse<br>※予備免許状（preliminary services credential）                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学士以上の学位を取得していること</li> <li>・ 州発行の Registered Nurse License の複写</li> <li>・ 必要書類等を揃えること</li> <li>・ 費用</li> </ul>   |
| Speech Language Pathologist<br>※予備免許状（Two-Year Preliminary Credential） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CCTC 認定のプログラムを修了していること</li> <li>・ 州の求める basic skills requirement を満たしていること（基礎能力を測る試験が存在）</li> <li>・ 各地域の高等教育機関認定の speech-language pathology の修士以上の学位を取得していること</li> <li>・ 各種書類の提出</li> </ul>                       |

また CCTC が発行する免許を取得する必要がない教育補助スタッフについては、各学区

により要件が決められている。ここでは具体的にサンフランシスコ市（San Francisco Unified School District）の例を見ていきたい。

サンフランシスコ市では、Certificated Careers と Classified Careers とに分けて採用を行っている。Certificated Careers となるためには何かしらの免許を取得していることが求められるが、Classified Careers となるためには免許取得が求められていない。Certificated Careers は、管理系ポスト（Administrative positions）と、教員及びその他有資格者のポスト（Teaching and other certificated positions）があり、Classified Careers には Paraprofessional positions という教育補助スタッフと、Civil service positions というサンフランシスコ市の学区で働くスタッフのポストがある。

Paraprofessional Careers には、補助教員（Instructional Aides）、特別支援教育関係スタッフ（Special Education and Child Development Instructional Aide Substitutes）、コミュニティ関連の専門家（Community Relations Specialists）、保護者関係スタッフ（Parent Liaisons）等が含まれ、このポジションへの応募条件としては、指紋確認、写真証明書、受験料、ソーシャルセキュリティカード、結核検査証明書が必要だが、補助教員（Instructional Aides）においては、前述の必要書類に加え、準学士以上の学位、高校の卒業証書とカレッジでの単位証明書、高校の卒業証書とカリフォルニア州教育基本技術試験（California Basic Educational Skills Test: CBEST）<sup>(26)</sup>の受験証明書の3点の内いずれかが必要となる。またその他のポストについても必要となる追加要件が示されている。

(27)

### (3) 採用・処遇

上記のとおり、学校生活を支える学校職員の種類は様々である。各教職員の採用は原則、各学区において行われており、また給与は、学区ごとに定められた単一の俸給表に基づき支給されている。教職員の待遇については、学区と組合との交渉に基づき決められている。ここでもサンフランシスコ市の事例をとりあげる。

サンフランシスコ市では、市と組合（United Educators of San Francisco 等）が業種ごとに契約を結び、勤務時間、休暇、給与、解雇等についての要件を定めている。また、給与については職業ごとに細かく規定されている。

表 7 サンフランシスコ市における各職種の給与の例 <sup>(28)</sup>

| 職種  | 給与                       |
|---|--------------------------|
| ソーシャルワーカー、看護師、福祉関係 (Social workers, Nurses, & Supervisors of Child Welfare and Attendance)    | \$50,000～\$87,740 (年間)   |
| 心理学者、医療言語聴覚士等 (Credentialed Psychologists, Speech Pathologists, and Autism Behavior Analysis) | \$67,600～\$91,500 (年間)   |
| 特別支援補助教員 (Special Education Instructional Aide)   | \$17.3398～\$21.2094 (時給) |
| 補助教員 (Instructional Aide)   | \$17.0485～\$20.9179 (時給) |
| 警備員 (Security)  | \$17.0485～\$20.9179 (時給) |
| コミュニティ関係専門家 (Community Relations Specialist,  | \$20.5200～\$25.4827 (時給) |

|                  |                              |
|------------------|------------------------------|
| Parent Liaison)  |                              |
| 清掃員 (Custodian)  | \$17. 8296～\$21. 5783 (時給)   |
| 調理師 (Chef)       | \$24. 1783～\$29. 3890 (時給)   |
| エンジニア (Engineer) | \$44. 42280～\$53. 92620 (時給) |
| 大工 (Carpenter)   | \$35. 2582 (時給)              |

#### (4) 研修・評価

カリフォルニア州では教育補助スタッフであるパラプロフェッショナルを正規の公立学校教員にするための「California School Paraprofessional Teacher Training Program (PTTP)」という研修プログラムがある。この研修は1990年に法案が可決され、1995年に助成が開始された。2011年夏現在までに、2,175名がプログラムを修了している<sup>(29)</sup>。このプログラムに参加するには、

- ・準学士以上の学位を有していること
- ・中等教育後教育機関で最低2年の教育を修了していること
- ・資格試験において特定スコアを超えていること

上記の条件のうち1つを満たすことが必要である。

このプログラムでは特に、バイリンガル教育、特別支援教育、K-3の教員、その他各学区が必要とする教員を育成することが求められており、学区やカウンティ等からの資金提供を受けている。直近(2010年度)のPTTPへの主な参加者をみると、白人以外の民族が半数以上を占めており<sup>(30)</sup>、文化的・言語的マイノリティ・グループが多く参加していることがうかがえる。

#### まとめ

アメリカの教育政策は州・自治体にあるものの、連邦全体が抱える社会問題(人種問題、社会格差、機会均等、国力増強など)を解決する必要性から、連邦が補助金行政や情報戦略の推進等を通じて地方の教育政策の方向付けを図ってきた。1965年の初等中等教育法の制定を画期とする全米的な教育改革の波が幾度か起こり、公立学校における教育補助スタッフも社会問題の解決に寄与する方向で、次第に具体性を持って推進されてきた。民間にあって全米の教育政策の方向付けをはかる勢力であるNEAなどの教員団体も、学校職員の専門性と待遇の向上・雇用の拡大などの目標において、連邦の政策と利害が重なる部分もある。このように、アメリカ全体として官民を挙げた運動があって、教員以外の教育補助スタッフが学校現場で量・質とも着実に増えている。

本稿では、地方レベルの検討はカリフォルニア州一州に限った検討となったが、連邦の補助制度を活用する形で、学校現場・学区(教委)現場の必要に応じた教育補助スタッフが多様な形で働いている。アメリカの学校における教育補助スタッフの充実傾向は、単に頭数や職種だけを増やすというものではなく、それぞれの業務の内容・水準の明確化や、それぞれの採用・研修・評価等の基準も整備されている。また、教育補助スタッフの研修や評価に関わる民間企業や団体、準公的研究機関が多く設立されていることも、本稿では

その一端しか見られなかったが、見逃せない社会的インフラである。

日本への示唆としては、こうした教育補助スタッフの種類・人員の多さ、バックアップ体制の発達ぶりを参考にできるほかに、教育補助スタッフやそれを支える職業が、単なるボランティアとしてではなく生業として成り立っていること；それだけの経費負担を肯定し、その分の評価と情報公開を図ろうとする根本の姿勢をこそ重く受けとめることが重要であると思われる。アメリカの連邦議会では、ここ数年、「教室に新規に10万人の補助スタッフ（100,000 new classroom paraprofessionals）の養成・採用」を求める法案がたびたび上程され審議に掛けられているが<sup>(31)</sup>、教育補助スタッフの歴史的展開を踏まえて、こうした最新の政策動向に引き続き注意を払いたい。

小松 明希子（国立教育政策研究所）

橋本 昭彦（国立教育政策研究所）

## 参考文献

- Alan Gartner, Vivian Carter Jackson, Frank Riessman, 1977, *Paraprofessionals in Education Today*. Human Science Press.
- Alan Gartner, Riessman Frank, 1974, “The Paraprofessional Movement.” *Personnel and Guidance Journal*, Volume 53, number 4, 253-.
- Andrea G. ListonNevin, Ida MalianAnn, 2009, “What Do Paraeducators in inclusive Classrooms Say About Their Work? -Analysis of National Survey Data and Follow-up Interviews in California-.” *Teaching Exeptional Children Plus*. Vol.5, Iss.5,
- Ashbaker, B. Y. 2004, “Legal Issues Relating to School Paraprofessionals. A Legal Memorandum.”, *Quarterly Law Topics for School Leaders*, Spring 2004
- California Agency for Research in Education, 1975, *Paraprofessionals in California School Districts 1975*, California Agency for Research in Education, C.A.R.E. Document No. 27.
- Haring, K. A., Saren, D., Lovett, D. L., Shelton, M. N., 1992, “Differences between paraprofessionals and teachers in self-contained special education classrooms.” *Journal of Developmental and Physical Disabilities*, 4 (1), 51-73.
- Jill Morgan, Betty Ashbaker, Dave Forbush, 1998, “Strengthening the teaching team: Teachers and paraprofessionals learning together.”, *Support for Learning*. Vol. 13 No. 3
- Mary Fisher, Stacia L. Pleasants, 2012, “Roles, Responsibilities, and Concerns of Paraeducators: Findings From a Statewide Survey.”, *Remedial and Special Education*, Vol.33 No.5.
- Michael F. Giangreco, Mary Beth Doyle, 2007, “Teacher assistants in inclusive school”, *The SAGE handbook of special education*.
- San Francisco Unified School District: (SFUSD) website [<http://www.sfusd.edu/>]
- Teri Wallace, 2003, *Paraprofessionals*. Center on Personnel Studies in Special Education, University of Florida

- 安藤房治、2001、『アメリカ障害児公教育保障史』、風間書房
- 北野秋男・吉良直・大桃敏行編著、2012、『アメリカ教育改革の最前線-頂点への競争-』、  
学術出版会
- 長嶺 宏作、2007、「アメリカの連邦制度構造下における ESEA による補助金の意義— 1965  
年の初等中等教育法の成立過程の考察を中心として —」『日本大学教育学会紀要』(42)
- 野口晃菜・米田宏樹、2010、「米国における Paraeducator の役割の変遷」、『障害科学研究』  
(34)
- 国立大学法人東京大学、2007、『教職員配置に関する調査研究委託事業「少人数教育に関する  
調査研究事業」報告書』(平成 18 年度文部科学省調査研究委託事業報告書)

## 注

- (1) R. Campbell, *The Organization and Control of American Schools*, C. E. Merrill Pub. Co., 1980
- (2) Fred J. Kelly, *Collegiate accreditation by agencies within states*, G.P.O., 1940
- (3) NEA のウェブサイト：<http://www.nea.org/home/46501.htm> Last Access:2013.1.17.
- (4) Policy Paper *Designing state and local policies for the professional development of instructional paraeducators.*, NWREL, 1999.  
<http://ici.umn.edu/para/New/pdf/paraeducator.pdf> Last Access:2013.1.17.
- (5) National Education Association. October 1957. Research Bulletin. Vol.35, No.3. P.104-P105
- (6) 以上の展開の整理は、野口晃菜・米田宏樹(2010)の見方をも参考にした。また、Haring et. al. (1992)によれば、戦後のアメリカにおいてパラプロフェッショナルの訓練・採用が進んだのは ESEA1965 法の影響があるが、最も大きく影響があったのは「教職能力開発法」(The Education Professions Development Act (EPDA) of 1967; Public Law 90-35, in June 1967) の影響が絶大だったという。
- (7) 「アメリカ学校改善法」(IASA1994、Public Law 103-382, October 20, 1994)。
- (8) 「どの子ども置き去りにしない法」(NCLB2001、Public Law 107-110, January 8, 2002)。
- (9) Title VII のセクション 7501 の「DEFINITIONS」の中に、「The term ‘paraprofessional’ means an individual who is employed in preschool, elementary or secondary school under the supervision of a certified or licensed teacher, including individuals employed in bilingual education, special education and migrant education.」とある。
- (10) 「障害者教育法」(IDEA1997、Public Law 105-17, June 4, 1997)。パラプロフェッショナルに関する記載は、下記の通りである (SEC. 612. STATE ELIGIBILITY, (15) Personnel standards.)。「(Such standards shall) allow paraprofessionals and assistants who are appropriately trained and supervised, in accordance with State law, regulations, or written policy, in meeting the requirements of this part to be used to assist in the provision of special education and related services to children with disabilities under this part.」

(11) 前掲、野口晃菜・米田宏樹 (2010)ではアメリカの障害者教育における教育補助スタッフの展開を整理しており、本稿も参考にした部分が少なくない。但し、同論文 100 頁に「連邦法上に Paraeducator の活用に関する記述が、初めて現れたのは、1997 年の障害者教育法」であるとし、当該記述について、「IDEA1997 には、『Paraeducator は障害のある児童生徒へ支援を行う際、適切に養成され、監督 (Supervise) されなければならない』と記述されている」と紹介している部分については、訳が不正確であり修正が必要である。IDEA1997 の条文には paraeducator という語は見あたらないし、paraprofessional の用語は IASA1994 法にすでに見えるからである。なお、同論文が主に使う paraeducator という職名は、障害者教育に限らず学校一般にも広くみられる呼称であるが、連邦の法令用語としては paraprofessional が用いられているため、本稿では後者を専ら用いることにした。

(12) NCLB 法は注 8 参照。セクション 3301 における定義。これは、注 9 の IASA1994 年の規定と全く同じで、唯一、「bilingual education」の部分が「language instruction educational」に置き換わっているだけである。

(13) 同項の原文は、下記の通りであり、本文で訳出した 3 項目は(A)～(C)の各項である。

(1) IN GENERAL. -Each local educational agency receiving assistance under this part shall ensure that all paraprofessionals hired after the date of enactment of the No Child Left Behind Act of 2001 and working in a program supported with funds under this part shall have-

(A) completed at least 2 years of study at an institution of higher education;

(B) obtained an associate's (or higher) degree; or

(C) met a rigorous standard of quality and can demonstrate, through a formal State or local academic assessment-

(i) knowledge of, and the ability to assist in instructing, reading, writing, and mathematics; or

(ii) knowledge of, and the ability to assist in instructing, reading readiness, writing readiness, and mathematics readiness, as appropriate.

(14) ここにいう「通訳」とは、「(paraprofessional) who is proficient in English and a language other than English and who provides services primarily to enhance the participation of children in programs under this part by acting as a translator; or」。

(15) ここにいう「保護者対応」とは、「(paraprofessional) whose duties consist solely of conducting parental involvement activities consistent with section 1118.」。

(16) National Center for Education Statistic, U. S. Department of Education, June 2007. <http://nces.ed.gov/pubs2007/2007008.pdf>

(17) National Center for Education Statistic, U. S. Department of Education, June 2007. <http://nces.ed.gov/pubs2007/2007008.pdf>

(18) [http://www.toeic.or.jp/philosophy/philosophy\\_02.html](http://www.toeic.or.jp/philosophy/philosophy_02.html)

ETS (Educational Testing Service) は、1947 年に設立され、米国ニュージャージー州

プリンストンに拠点を置き、TOEIC や TOEFL、SAT (全米大学入学共通試験)、GRE (大学院入学共通試験) を含む約 200 のテストプログラムを開発している世界最大の非営利テスト開発機関。ETS により制作されたテストは世界 180 カ国以上で実施され、毎年延べ 2,400 万人が受験。2,500 人以上のスタッフを擁し、そのうち約 1,100 人は、教育、心理、統計、心理測定、コンピュータサイエンス、社会学、人文科学の各分野でトレーニングを受けたテスト、教育、リサーチに関するエキスパートで構成されている。このほかにも教育分野における調査研究など、幅広い活動を実施。

(19) パラプロを目指す人のためのテスト。2 時間半で終了。科目は、リーディング、ライティング、数学の 3 科目。90 問の択一問題で、約 3 分の 2 が基礎的なスキルや知識に関するもの。残りの 3 分の 1 は教室で求められるスキルに関するもの。テストは全て英語で実施。紙ベース、もしくはコンピュータベースで受験可。受験料は 45 米ドル。各州により、求められるスコアが異なる。

(20) [http://www.ets.org/Media/Tests/ParaPro\\_Assessment/0755.pdf](http://www.ets.org/Media/Tests/ParaPro_Assessment/0755.pdf)

(21) Andrea G. ListonNevin, Ida MalianAnn. May, 2009. What Do Paraeducators in inclusive Classrooms Say About Their Work? Analysis of National Survey Data and Follow-up Interviews in California. Volume 5, Issue 5, Teaching Exceptional Children Plus

(22) NEA, 2005, *Paraeducator Handbook*.

<http://www.nea.org/assets/docs/05espparahandbook.pdf> Last Access:2013.1.17. なお、同書には、「パラエデュケーター」という語は、「The National Resource Center for Paraprofessionals による造語であったものを、NEA の Education Support Professional Quality department (ESP Q) が採用した。それは、免許/資格を持つ教師の指示のもとに教師と協働して、子どもや青年およびその家族に対して教育その他のサービスを提供するうえでの支援や補佐をする学校職員をいう。」とある。

(23) カリフォルニア州教育法 § 45330(a)

“a paraprofessional means a person who assists classroom teachers and other certificated personnel in instructing reading, writing, and mathematics”

(24) カリフォルニア州教育法 § 45330(b)

“A paraprofessional shall perform only duties that, in the judgment of the certificated personnel to whom the instructional aide is assigned, may be performed by a person not licensed as a classroom teacher. These duties shall not include assignment of grades to pupils.”

(25) Commission on Teacher Credentialing, May 2012, “Services Credentials Issued in California 2006-2007 to 2010-2011” ,

<http://www.ctc.ca.gov/reports/services-credentials-2007-2012.pdf>

(26) 「カリフォルニア州教育基本技術試験 (California Basic Educational Skills Test: CBEST)」は、カリフォルニア州で教育業務を遂行する際に重要な基本技術や考え方等を評価する試験として使用されている。

(27) サンフランシスコ市ホームページより

<http://www.sfusd.edu/en/employment/classified-careers/paraprofessional-careers.>



html

(28) サンフランシスコ市教育委員会ウェブサイトより

<http://www.sfusd.edu/en/employee-resources/labor-and-union-information/contracts-and-salary-schedules.html>

(29) PTPP 修了者が全て正教員になれたかは不明。

(30) 2010 年度の参加者のうち 57%が白人以外の民族（40%がラテン・ヒスパニック系、10%がアフリカン・アメリカン、6%がアジア系、1%がネイティブ・アメリカン）。

<http://www.ctc.ca.gov/educator-prep/statistics/2011-12-stat.pdf>

(31) 例えば、2013 年 1 月 4 日に下院の委員会に上程された H.R. 209 法案など。

<http://beta.congress.gov/bill/113th-congress/house-bill/209?q=paraprofessional+100%2C000>



## 第2章 イギリスにおける学校職員

### 1. 学校職員の導入の背景と経緯

イギリス（本稿では、イングランドを指す。）の公立学校<sup>(1)</sup>における教職員配置は、学校の規模や予算、状況により学校が定める<sup>(2)</sup>。そのため、教職員配置の状況は各学校によって多様で有り、呼称も統一されていない。法令上の学校に配置される教員の種類と役割については、毎年改訂される『教員給与及び勤務条件に関する文書（School Teacher's Pay and Conditions Document）』に記載されている。そこには、校長（Headteacher）、副校長（Deputy Headteacher）、校長補佐（Assistant Headteacher）、一般教員（classroom teacher）<sup>(3)</sup>の給与と職務内容について記述されている。

このような教員を支援する職としての学校職員がイギリスでは1997年の労働党政権発足以降、教育水準向上を図るための条件整備の一環として拡充整備され増加している。

1998年2月に、教育雇用省（Department for Education and Employment, DfEE）から『回状 2/98（DfES circular 2/98）』が発表され、教員がしなくてよい業務として次の25項目がまとめられた。

- ・ 集金
- ・ 欠席確認
- ・ 試験監督
- ・ 教員の補充業務
- ・ 大量の印刷
- ・ 文書作成
- ・ 標準的な通信文の作成
- ・ 学級のリストの作成
- ・ 記録とファイリング
- ・ 教室の掲示物の掲示
- ・ 出席状況の分析
- ・ 試験結果の分析
- ・ 児童生徒のレポートの整理
- ・ コンピューター等のトラブル対応及び修繕
- ・ ICT機器の新設時の委託業務
- ・ 物品の注文
- ・ 物品の在庫管理
- ・ 物品の分類、準備、配布、管理
- ・ 会議の議事録等の作成
- ・ 入札のコーディネートと文書提出
- ・ 個別のアドバイスの提供
- ・ 児童生徒データの管理
- ・ 児童生徒データの入力
- ・ 職業体験学習の運営業務
- ・ 試験の運営業務

また、2001年3月からはプライスウォーターハウスクーパーズ社（PricewaterhouseCoopers）と教育技能省（Department for Education and Skills, DfES）、教職員組合、校長会等との共同研究が始められ、教員の勤務実態の把握及び業務軽減のための学校職員の活用方策について検討がなされ、2001年12月に報告書（『Teacher Workload Study』）がまとめられた。この中で、今後取り組むべき課題として、事務的な業務を教員から学校職員に移行するための支援体制を構築すること、校長への支援体制を拡充すること、事務長を活用すること、教室における学校職員の新しい役割を開発すること、教員の児童と接するための時間を保障するための方策（加配教員、学校職員の配置、ICTの活用など）を講じることなどが提言された。

これらの提言を実現するための学校内における教職員組織の在り方について検討がなされ、教員と校長の業務負担軽減策をとりまとめた政府文書『Time for Standards』が 2002 年 10 月に発表された。この中では、次の 7 つの方向性が提示された。

- ① 前述の 25 項目の業務を教員にさせないこと、欠席した同僚教員の補充授業をさせないこと、授業の計画・準備・評価を行うための時間を確保することを保障するための契約を結ぶこと
- ② 教員および校長の不必要な文書業務や官僚的な手続きを廃止するための監視組織 (implementation review unit) を創設すること
- ③ 4 年間で教員の残業時間を軽減すること
- ④ 教員の「個人アシスタント」としての学校職員を雇用すること
- ⑤ 教室内での業務を担当する新しい学校職員を導入すること
- ⑥ 管理職チームの構成員として、教育界以外の経験を有する人材を雇用すること
- ⑦ 教授活動や学校での仕事量の改革を実行するために校長を支援すること

これを受けて、2003 年 1 月に「Raising standards and tackling workload : a national agreement」が、教育技能省、校長会、教員組合等<sup>(4)</sup>の間で結ばれた。これには、教員がしなくてよい業務(25 項目)や授業の準備時間(Planning, Preparation and Assessment Time. PPA time)<sup>(5)</sup>の導入、リーダーシップと経営のための時間 (Leadership and Management Time、2005 年 1 月からは「Dedicated Headship Time」に改称)の導入<sup>(6)</sup>、教員を支援するための学校職員の拡充整備などによる教員の業務軽減策が盛り込まれた。具体的には次の 7 つのポイントが提示された。

- ① 教員の業務時間の軽減を図る
- ② 次の事項について全ての教員が享受できるような雇用契約に変更する
  - 日常的な事務作業をしない
  - 適切なワークライフバランスを保つ
  - 同僚の補充授業の負担を軽減する
  - 授業の準備時間 (PPA time) を保証する
  - 学校経営に関する校長への支援を提供する
  - 外部試験の監督をしない
- ③ 不必要な事務仕事を軽減する
- ④ 教員や児童生徒を支援するための学校職員の役割を改革する
- ⑤ 学校経営の分野に産業界からの新しい経営者を招聘する
- ⑥ 必要な改革を実行する学校を支援するための追加的な資源や全国的な実施計画を立案する
- ⑦ 協約内容の実施状況をモニタリングする

これらの対策は 2003 年～2005 年にかけて段階的に実施されていった。そして、ポイントの 7 番目で指摘された実施状況と成果の検証をするための組織として「The Workforce Agreement Monitoring Group」が政府内に設置され、実施状況等の検証を行った。また、2003 年には「National Remodelling Team」が設置され、教員の業務軽減に取り組む学校を支援する地方当局を支援するための活動を実施した。具体的には Remodelling Adviser や Remodelling Consultant が派遣され、地方当局への支援を行った。

2007年12月に政府は『The Children's Plan : Building brighter futures』を発表した。この中でも、「イギリスが、子どもや若者が成長するために最適な場」となるためには、教授学習に関わる人的側面の拡充が重要であると指摘し、学校職員の充実を内容に盛り込んだ。そして、そのことについて議論するための組織（School Support Staff Negotiating Body, SSSNB）を設置し、学校職員の賃金や労働条件等に関する全国的なフレームワークを整備し、学校職員の労働環境の整備を図った。なお、同組織は2010年に廃止された。

2009年の教育白書『Your child, your schools, our future : building a 21st century schools system』（子ども・学校・家庭省 Department for Children, Schools and Family, DCSF）においては、学校職員の重要性に触れ、さらなる充実を図るためには、学校職員の資質能力の向上が重要であると指摘し、そのための能力開発の改善を目指すことが提言された。また、同年に『Lamb inquiry : Special Educational Needs and Parental Confidence』（DCSF）が発表され、特別な教育的配慮（Special Educational Needs, SEN）が必要な児童生徒への対応においても学校職員の果たす役割は重要であるとして、学校職員の拡充整備を図ることの必要性が提言された。

しかし翌年の2010年5月に政権が労働党から保守党と自由民主党の連立政権となり、これまでの政策の見直しが行なわれた。学校職員に関してもこれまでの政策やその実施状況と成果についての検証が行われ『School Support Staff Topic Paper』（教育省、Department for Education, DfE、2010年）<sup>(7)</sup>がまとめられた。現政権では、2010年に発表した教育白書『The Importance of Teaching : The Schools White Paper 2010』の中で、子どもたちへのよい教育が保障されるためにはすべての教職員が重要であり、教員と学校職員が適切に配置されている学校が児童生徒の学力向上を達成できるのである<sup>(8)</sup>として、教員だけでなく、学校職員の重要性と、両者の組織的な配置の重要性を指摘している。このように、現政権においても学校職員の意義を認め、学校職員も含めた教職員の資質能力向上と組織的に教育活動に取り組むための労働環境整備による教育水準向上を目指している。

## 2. 学校職員の現状

学校職員の人数は、制度の拡充整備が講じられ始める前の1997年は134,000人であったが、2009年までに346,000人と大幅に増加している<sup>(9)</sup>。2011年11月現在（公立学校（以下、「公費維持学校」とAcademyを含めた意味で用いる）の教職員の人数は表1の通りである。その内、教員以外の学校職員の職種別の人数は表2の通りである。

表1 公立学校の教職員数（2011年11月現在、フルタイム換算した数、単位：人）

|  |         |
|--|---------|
| 教員 (teacher)                               | 449,500 |
| 補助教員 (teaching assistants) *1-1            | 219,800 |
| その他の学校職員 (other support staff) *1-2        | 133,900 |
| 補助職員 (auxiliary staff) *1-3                | 84,200  |
| 上記以外の学校職員 (third party support staff) *1-4 | 41,100  |
| 全学校教職員数 *1-5                               | 875,900 |

(出典) DfE, School Workforce in England : November 2011, April 2012

(注) \*1-1 補助教員とは、上級補助教員 (higher level teaching assistants)、特別支援 (special needs) 及び移民等 (minority ethnic pupil) 担当補助教員、その他の児童生徒補助に対応する補助教員を指す

\*1-2 その他の学校職員とは、学校に雇用されているメンターや医療及び看護職員、司書、福祉士、生徒指導職員等の非教授職を指す

\*1-3 補助職員とは、給食や清掃等の業務を担当する職員を指す。2011年の統計から導入

\*1-4 上記以外の学校職員とは、学校及び地方当局に直接雇用されていないが、集計をした日に学校で勤務していた人を指す。2011年の統計から導入

\*1-5 ここでいう全学校教職員は、上記以外の学校職員及び補助職員（就学前段階での保護者）を除いた数値である。そのため、教員、補助教員、その他の学校職員と補助職員、上記以外の学校職員の合計の数値にはならない

表2 公立学校の学校職員の数（2011年11月現在、フルタイム換算した数、単位：人）

|           |                |         |
|-----------|----------------|---------|
| 補助教員      | 補助教員 *2-1      | 194,000 |
|           | 特別支援担当補助教員     | 24,900  |
|           | 移民等担当補助教員      | 900     |
|           | 合計             | 219,800 |
| 事務職員      | 秘書及び事務職員       | 16,200  |
|           | 会計及び財務担当職員     | 14,000  |
|           | その他の事務職員       | 49,700  |
|           | 合計             | 79,900  |
| 技術者       |                | 24,300  |
| その他の学校職員  | メンター及び看護、医療系職員 | 1,600   |
|           | 保育職員           | 10,300  |
|           | その他の教育系補助職員    | 17,800  |
|           | 合計             | 29,700  |
| 補助職員      |                | 84,200  |
| 上記以外の学校職員 |                | 41,100  |

(出典) DfE, School Workforce in England : November 2011, April 2012

(注) \*2-1 補助教員とは、上級補助教員 (higher level teaching assistants)、保育担当職員、保育担当職員補助者、読み書き計算担当補助者、学習メンター、教室内の教員を補助するために常勤で雇用されている非教授職のものを指す。特別支援及び移民担当補助教員は含まない

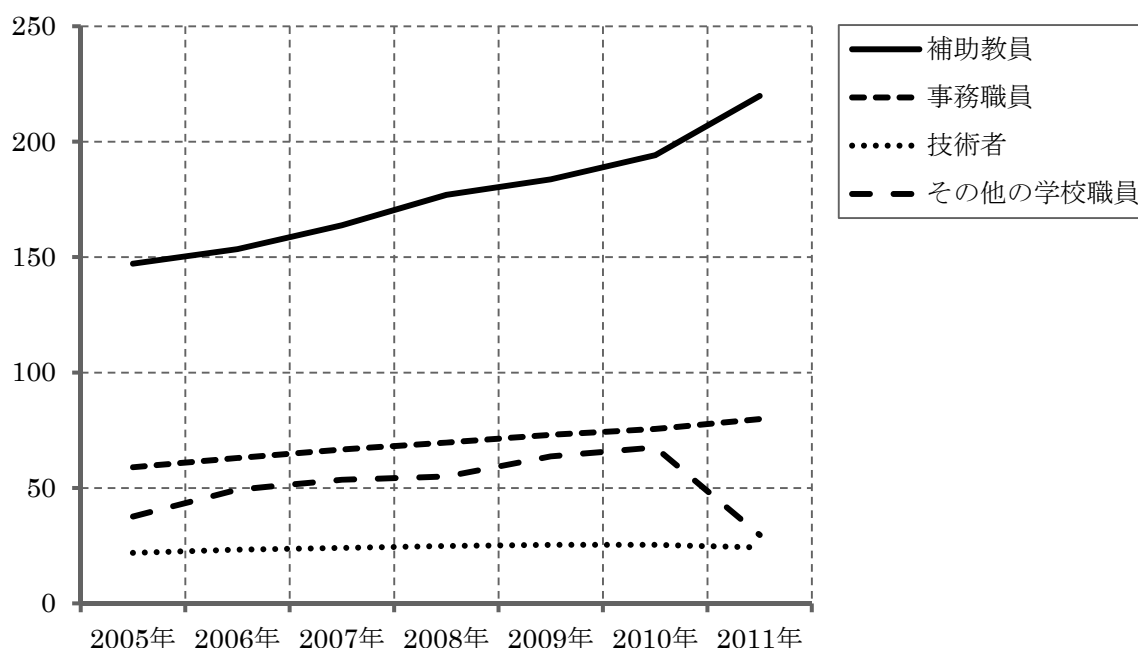
表3 学校職員数の2005年～2011年までの変遷（単位：千人）

|          | 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 補助教員*3-1 | 147.2 | 153.5 | 163.8 | 177.0 | 183.7 | 194.2 | 219.8 |
| 事務職員     | 59.0  | 63.0  | 66.7  | 69.7  | 73.1  | 75.6  | 79.9  |
| 技術者      | 21.9  | 23.3  | 24.1  | 24.9  | 25.4  | 25.4  | 24.3  |
| その他の学校職員 | 37.7  | 49.3  | 53.6  | 55.0  | 63.7  | 67.6  | 29.7  |

（出典）DfE, School Workforce in England : November 2011, April 2012

（注）\*3-1 補助教員とは表2の内容と同じ

図1 学校職員数の2005年～2011年までの変遷



（出典）DfE, School Workforce in England : November 2011, April 2012

2005年から2011年までの変遷（表3、図1）を見ると、いずれも増加傾向にあることがわかる（「その他の学校職員」は統計処理上のカテゴリーの変更が2011年に行われたことが影響し、減少している）。その中でも補助教員の増加率が高い傾向になる。

### 3. 学校職員の概要

#### （1）学校職員の種類

イギリスでの学校職員の分類は統計や政策文書、調査等で様々に区分されている。それらを機能別に分類すると次の5つに分類することができる。

##### ①学習支援（Learning Support Staff）

：教室で教員と活動し、生徒の学習を支援する人

：Teaching Assistants、Higher Level Teaching Assistants、Foundation stage

teaching assistant、Nursery nurse、Cover supervisor など

②事務 (Administrative Staff)

: 学校全体の支援活動を行う人

Administrator、Administration assistants、Secretary、School business manager、Examination officers など

③福祉及び児童生徒支援 (Welfare and pupil support)

: 休憩時間、ランチタイム、学校外の時間など教室以外での生徒の福祉に関する支援を行う人

Learning mentors、Midday supervisor、Play worker、Careers advisers、School nurses、Parent support adviser など

④Specialist and Technical Staff

: 教授学習の資源の運用に関する支援を行う人

Librarians and library staff、Information and Communication Technology staff、Design and technology technician、Food technician、Science technician、Sports technician など

⑤Site Staff

: 学校の環境を整理整頓し、安全にする人、昼食を用意する人

Catering staff、Cooks/catering managers、Cleaning staff、Premises manager/caretaker など

## (2) 学校職員の役割と資格

イギリスでは、学校職員のその役割とそれを遂行するのに必要な資格や資質能力が国の定める職業水準と連動する形で、「NOS for STL (the national occupational standards for supporting teaching and learning)」として整備されている。これは、2007年6月に導入された。現在は、Teaching Agency (Training and Development Agency for School, TDA より2010年に改組) が担当し、学校の管理職や関連団体と共に管理している。「NOS for STL」は実際の資格枠組み (Qualifications and Credit Framework, QCF)<sup>(10)</sup> と連動する形でまとめられている。これらは資格取得や採用時の職務内容の決定等の際に利用する。

「NOS for STL」は69項目設定されている。その幾つかを例示すると表4となる。

資格枠組み (QCF) の種類とレベルごとに学校職員として可能な職務内容が規定されている (表5)<sup>(11)</sup>。例えば、「学習指導への支援活動を行うレベル2 Certificate」では、教授活動を直接的に支援する職で、「学校での支援活動」におけるレベル2と統合された資格である。児童生徒の学習を支援する役割に関連する能力が要求されると規定されている。また最も高いレベルの「教授学習に対する専門的な支援を行うレベル3 Diploma」では、特定の領域における専門的な知識とスキルを持って児童生徒への教授学習支援に当たる職とされている。これは「教授学習支援のレベル3 Certificate」と統合された資格である。このように資格と職務内容とを連動する形で整備することで、基礎条件の統一化と資質能力の最低限の保障が可能となっている。また、学校職員を希望する者に取ってはどのようにすれば職に就けるのかを理解しやすくしている。



表4 NOS for STL の具体例

| STLNOS番号 | STL NOSのタイトル      | QCFの管理者 | QCFの管理番号 | QCFのタイトル                |
|----------|-------------------|---------|----------|-------------------------|
| 1        | 学習活動の支援の提供        | TDA     | TDA2.10  | 学習活動支援                  |
| 2        | 子どもの発達への支援        | TDA     | TDA2.1   | 子どもと若者の発達               |
| 3        | 子どもの安全確保の援助       | TDA     | TDA2.2   | 子どもと若者の福祉的な保護           |
|          |                   | TDA     | TDA2.8   | 子どもと若者の健康と安全への支援        |
|          |                   | TDA     | TDA2.9   | 子どもと若者の積極的な行動への支援       |
| 4        | 積極的な関係構築への貢献      | TDA     | TDA2.7   | 子どもと若者の関係修復と支援          |
| 5        | 若い同僚への効果的な支援の提供   | TDA     | TDA2.6   | 学校での個人的及びチームでの活動の改善への援助 |
| 6        | 読み書き計算の活動への支援     | TDA     | TDA2.10  | 学習活動支援                  |
| 7        | 教授学習への情報機器の活用への支援 | TDA     | TDA2.19  | 教授学習への情報機器の活用支援         |

(出典) STL NOS Links with QCF Units, Teaching Agency より著者が作成

表5 学校職員の QCF

| 職業資格レベル          | 職種             |
|------------------|----------------|
| レベル2 Award       | 学校での支援活動       |
| レベル2 Certificate | 学習指導への支援活動     |
| レベル2 Certificate | 広範な教育課程への支援活動  |
| レベル3 Award       | 学習指導への支援活動     |
| レベル3 Certificate | 学習指導への支援活動     |
| レベル3 Certificate | 児童生徒への指導の代行    |
| レベル3 Diploma     | 教授活動に対する専門的な支援 |

具体的な職務内容は、NOS for STL や QCF に基づいて地方当局が枠組みを規定し、各学校が具体的な業務内容を規定する。そして、その内容に基づき個人ごとに労働契約 (Job Description) が作成され、業務に従事する。

### (3) 採用と処遇

イギリスの教職員の採用については、「School Staffing (England) Regulations 2009」に基づいて実施されている。

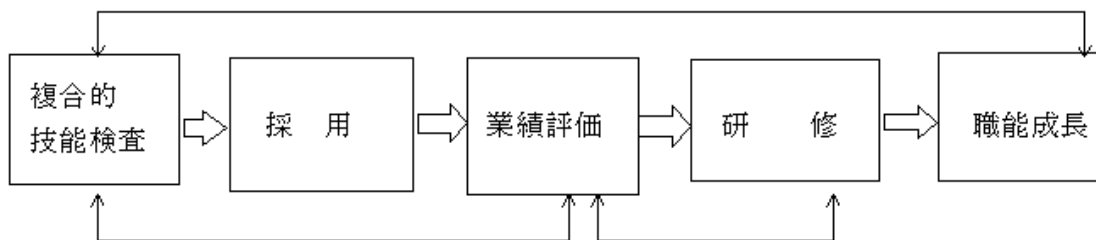
公立学校の学校職員は基本的に地方当局に雇用されている。ただし、公立学校の中でも有志団体立補助学校 (Voluntary aided school, )、地方補助学校 (Foundation School) は、学校理事会 (School Governing Body) によって雇用されている。

イギリスの公立学校では学校理事会が学校の最高意思決定機関である。学校職員の採用

に当たって、学校理事会は、第 1 に候補者の決定、第 2 に労働時間及び労働形態の決定、第 3 に契約の継続の可否、第 4 に客観的な指標に基づいた評価と報酬の決定を行う責任を有している。地方当局は、機会均等を法的に保障するために、学校理事会と共に活動し、労働条件や賃金等の決定を行う。その際、「Education Act 2002」の Staffing Guidance under ss.35(8)及び同 36(8)を参考に各学校において実施される。また、採用に当たっては、CRB Disclosures（犯罪及び性犯罪歴などの有無の確認）を行わなければならない。

またイギリスの学校職員の採用の特徴として、「複合的スキル検査（Skills mix review）」がある（図 2）。これは、学校職員を活用した教育水準向上の取り組みを行うためには、学校のニーズに合致した人材の配置を目指しているものである。これは、まず学校のニーズを検証し、そのニーズを満たすのに必要な資質能力を確定した上で、学校職員の候補者の有する資質能力とのギャップを把握する。そうした上で、採用するかどうかを決定し、採用する場合はそのギャップに基づいた資質能力の開発計画に基づいて採用後の評価及び研修がたてられる。このような学校が必要とすることと学校職員が有している資質能力の適合を図り、支援活動及び教授活動の質的改善と学校職員の資質能力の向上を図っていく仕組みを整備しておくことは継続的で質の高い学校職員の業務活動を維持していく上で重要な点である。

図 2 学校職員の採用、評価、研修のプロセス



（出典）TDA, National Occupational Standards for Supporting Teaching Learning, 2010, pp.4 より著者が作成

政府の調査によると 2009 年のデータでは、前職が学校関係の職の者が 32%、学校関係以外の者が 65%であった<sup>(12)</sup>。また教育水準監査院（Office for Standards in Education, Ofsted）の調査では、前職が専門職に従事していた者が学校職員に従事している傾向があることを指摘し、それまでのボランティア的な傾向が転換されていることを指摘している<sup>(13)</sup>。例えば、心理学者が数学の教科の補助教員に、海兵隊に所属の博士号を有した生物学者が生物の教科の補助教員に、教職課程の履修者が補助教員に、大企業の人事担当者や元銀行マンが事務長にという事例を紹介している。

学校職員は、前述したように学校の設置形態による違いはあるが基本的には地方当局が雇用主である。そのため、地方自治体の労働者として National Joint Council for Local Government Services によって規定される National Agreement on Pay and Conditions（Green Paper）に基づき労働条件等が決められる。労働党政権下では、労働条件等について議論する場として School Support Staff Negotiating Body（SSSNB）が設置されていたが、2010 年に現政権はその組織を廃止したため、地方自治体の職員と同じ扱いとなっ

ている。

学校職員の給与は職種により多様である。また、給与は地方当局が **National Joint Council for Local Government Services** の規定を参考に決めるため、地方自治体による違いがある。たとえば、教室内での補助者は平均 8.15 ポンド（時給、以下同じ）、補助教員は 9.70 ポンド、上級補助教員は 11.90 ポンド、学習メンターは 11.74 ポンド、情報機器技術者は 12 ポンド、昼間指導員は 8 ポンド、事務長は 15.29 ポンドなどとなっている<sup>(14)</sup>。

勤務形態はフルタイムの場合とパートタイムの場合がある。2011 年 11 月現在での学校職員のフルタイムとパートタイム別の雇用数を見ると表 6 の通りである。補助教員とそれ以外の学校職員で比較すると補助教員の場合はパートタイムでの勤務形態が多く、それ以外の学校職員ではフルタイムでの勤務形態が多い傾向にある。

労働時間は、週 37 時間が標準（ロンドンでは 36 時間）である。ただし、実態は労働者個人の状況で多様である。勤務時間外も多くの人々が就労している。例えば、3 分の 1 の学校職員が勤務時間外も勤務していることや、その内 3 分の 2 は無休（ボランティア）で勤務している実態が報告されている<sup>(15)</sup>。

表 6 学校職員の勤務形態別人数（単位：人）

|               | フルタイム勤務<br>(実数) | パートタイム<br>(フルタイム換算での人数) | フルタイム換算<br>での合計人数 |
|---------------|-----------------|-------------------------|-------------------|
| 補助教員          | 45,400 (20.7%)  | 174,400 (79.3%)         | 219,800           |
| それ以外の学校職員*4-1 | 73,900 (55.2%)  | 60,000 (44.8%)          | 133,900           |

(出典) DfE, *School Workforce in England* : November 2011, April 2012

(注) \*4-1 事務職員、技術者、その他の学校職員の合計

具体的な労働契約 (Job Description) として、ロンドン北東部の Barnet の補助教員 (レベル 2) の事例を示す。Barnet の補助教員 (レベル 2) は、給与スケール (Spinal Column Points) で 15-18 (16,054~17,161 ポンド/年間) に該当する。労働契約では、業務の目的と具体的な業務内容、必要な経験、資格や技能について記載されている (図 3)。

図 3 Barnet の補助教員 (レベル 2) の労働契約

|   |
|---|
| <p>Whitings Hill School<br/>労働契約<br/>補助教員 (レベル2)<br/>Barnet Broad Band, Spinal Column Points 15-18</p> <p><u>業務の主目的</u><br/>児童の発達と教育に関する責任を有するクラス担任を支援すること<br/>教授担当者及び管理職の指導の下で、児童生徒の学習の発達、指導、行動管理を補助すること</p> |
|---|

### 児童生徒への支援

1. 個々の教育／行動発展計画及び個別指導プログラムの開発と実行を補助する
2. 児童と建設的な関係を構築し個々のニーズに合致した交流を行う
3. 全ての児童を統合し受容すること
4. 他者と関わり教員が指導する活動に参加するように励ますこと
5. 挑戦的でより高い期待を設定し個々の自己肯定感をつけること
6. 教員の指導の下で成果を上げ目標を達成するように児童へのフィードバックをすること

### 教員への支援

1. 授業計画に沿った目的に合い、きちんとした、支援的な環境を創造し改善すること、児童の作品の掲示を補助すること
2. 教員と連携し、戦略を用いて児童の学習目標を達成することを支援すること
3. 学習活動の計画立てを補助すること
4. 児童の学習活動の反応を観察し直接的な達成と成長について正確に記録すること
5. 児童の達成状況、成長、課題等について教員に対して詳細にかつ定期的にフィードバックを提供すること
6. 児童のよい行動を生み出し、方針に基づいてけんかやけがに対して迅速に対応し、児童が自分の行動に責任を持たせるように励ますこと
7. 保護者と建設的な関係を構築すること
8. 定期的な試験を運営し、試験監督をし、日常的な児童生徒の活動の評価を行う
9. 日常的な業務（印刷、入力、ファイリング、会計管理、教育課程の運営など）に関する教員及び管理職の支援を行うこと

### 教育課程への支援

1. 児童の反応に基づいた活動として調整された、系統立てられ合意された学習活動／教授プログラムの実行を補助すること
2. 地域及び全国的に決められた学習方針（読み書き、計算、キーステージ3など）に関連したプログラムの実行することを補助し、達成状況と成果を記録し、教員へフィードバックすること
3. 学習活動におけるICTの活用と児童の能力開発を支援し、自立して利用出来るようにすること
4. 授業計画／関連した学習活動に合致した備品や資料を準備し、管理し、活用すること、そして、それらを使う児童を補助すること

### 学校への支援

1. 児童保護、健康、安全管理、情報保護に関する政策や規則を知り、従いながら、的確な人物に全ての用件を報告すること
2. 全ての児童が学習と発達のための平等な機会を保障されるように、違いに配慮した

|  |  |
|--|--|
| <p>支援を行うこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 学校の理念、活動、目的全てに貢献すること</li> <li>4. 他の専門職の役割を正しく理解し支援すること</li> <li>5. 要求される関連する会合に参画すること</li> <li>6. 研究やその他の学習活動に参加し、要求される職能開発を行うこと</li> <li>7. 授業時間外（始業前、放課後及び昼休み中を含む）の指導を補助する</li> <li>8. 要求される教育的な訪問、旅行、校外活動において教授職員と児童に同行すること、そして教員の監督下においてグループに対する責任を果たすこと</li> </ol> |  |
| 経験   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する年齢の子どもとの活動や保育をすること</li> </ul>   |
| 資格   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ よい読み書き計算のスキル</li> <li>・ 教育技能省（DfES）の補助教員採用プログラム（<b>Teacher Assistant Induction Programme</b>）を修了していること</li> <li>・ 補助教員NVQ2またはそれと同等の資格</li> <li>・ 計算など関連する学習戦略に関する研修を受けていること</li> <li>・ 適切な臨時の研修を受けていること</li> </ul>  |
| 知識と能力  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習支援に対してICTを効果的に利用すること</li> <li>・ ビデオやコピー機などその他の備品を利用すること</li> <li>・ 関連する方針や行動規律を理解し、法的事項を理解すること</li> <li>・ 全国共通教育課程及びその他の学習活動に関する基本的事項を理解していること</li> <li>・ 子ども発達や学習に関する基本的な理解があること</li> <li>・ 学習ニーズを自己評価する能力と学習機会を積極的に探す力があること</li> <li>・ 子どもや大人とより関係を持てること</li> <li>・ 教室での役割や責任、その中での自分の立場を理解して、チームの一部として建設的に仕事をする</li> </ul> |

（出典）Whitings Hill School, Job Description Teaching Assistant Level 2 より著者が翻訳

#### （４）研修と評価

学校職員も教員と同様に研修を受け、資質能力の向上を図らなければならない。研修の機会は、地方当局の責任において提供される。研修の内容は、労働契約の内容及び採用時の複合的スキル検査の内容に基づく目標設定の達成状況に対して評価が実施されることにより決まる。

学校職員の資質能力の維持向上及び質保障については教員と同様に Teaching Agency が責任を有している。Teaching Agency の前進である TDA (Training Development Agency) は、「Support staff essential training」や「Resource kit for schools : Effective

Development of Classroom Staff」などを作成し、各学校及び学校職員が NOS for STL などの資格枠組みに基づいた資質能力を維持向上させていくための研修の充実を支援している。例えば、「Resource kit for schools : Effective Development of Classroom Staff」の中では、補助教員の教室内での活動のチェックポイントなどが具体的に示されている。特に、現政権下では、教授学習の質的改善が重要であることから、教室内での学校職員、特に補助教員の活用と彼らの資質能力の向上が重要視されている。そのためには、第 1 に教員と補助教員の役割分担を明確にすること、第 2 教員と補助教員と一緒に授業計画を立案すること、第 3 に学校職員の専門的な知識とスキルを発展させること、第 4 に教員評価等によって学校職員の効果的な資質能力の向上を促進させることが重要であるとしている<sup>(16)</sup>。

また、教授学習に関わる学校職員だけでなく、事務職員の資質能力の向上も重要視されている。例えば、事務長に対しては全国スクールリーダーシップカレッジ (National College for School Leadership, NCSL) において専用の研修プログラムが整備されている<sup>(17)</sup>。

#### 4. まとめ

2003 年の協約以降、学校職員の拡充整備が進められてきたイギリスでは、その導入の成果や課題として次の点が指摘されている<sup>(18)</sup>。まず教員にとっての成果としては、第 1 に事務作業が軽減し、教授活動への時間が増加したこと、第 2 にその結果として仕事への満足度が向上したこと、第 3 にストレスが軽減したことが指摘されている。次に児童生徒にとっての成果としては、第 1 に児童生徒の態度や行動が改善されたこと、第 2 に学力が向上したことが指摘されている。

その一方で、多様で多数の学校職員と協働するための時間的な負担や、これらの活動をコーディネートしていく学校管理職の役割、学校職員を活用するための教員の意識改革などの課題も指摘されている。

イギリスでは、2005 年から拡大学校 (Extend School) が制度化された<sup>(19)</sup>。これは、学校が、近隣の学校や企業、ボランティア団体など地域内の多様な組織とネットワークを構築し、連携協力しながら多様な教育活動を提供し、学校教育の質的向上と地域の活性化を図る取り組みである。その背景には、2004 年に発表された『Every Child Matters : Change for Children』で示された政策方針がある。ここでは、子どもに関わる全ての関係者が、①健康であること、②積極的であること、③安全であること、④経済社会において成功をさせること、⑤楽しくかつ目標を達成することという 5 つの目標を達成するために、連携協力することが要求された。学校では近隣の学校や地域住民、企業、ボランティア団体などと連携しながら、始業前や放課後に多様な活動 (朝食クラブ (朝食を提供するサービス)、スポーツ教室、音楽教室など) を子どもに提供したり、地域住民に学校の施設を利用した学習の機会 (パソコン教室、料理教室、スポーツ教室、子育て支援など) を提供している。このように、イギリスの学校は子どもたちへの教授学習活動だけでなく、保護者への子育て支援や地域住民の生涯学習の場としての機能も期待されてきている。

このような役割に加えて、イギリスでは特別支援教育や移民等への対応などの教育ニー

ズの多様化もあり、学校への役割は拡大している。そのため、国全体として教育水準向上を図るためには、多様な専門的な知識とスキルを有した学校職員を配置し、教員が教授活動に専念する環境を整備していくことが重要であるという判断の下に、学校職員の整備、拡大がなされてきたと言える。そして、現在はその量的な拡大を経て、教員との協働による組織的な体制整備の充実という質的な拡充の時期に来ていると言える。イギリスでは、学校職員を活用し、成果を上げているための方策について分析がなされている。それらをまとめると次の8点にまとめることができる。

- ・教員及び学校職員を含め全ての教職員が学校の教育目標や目的、計画について理解をし、学校改善に貢献するという意思を持つこと
- ・学校職員の業務内容を明確にし、またその内容を、児童生徒の学習改善を目指すために日々見直していくこと
- ・多様な職種の役割、専門性、責任を明確化すること
- ・全ての教職員が自らの能力開発に意欲を持ち、それを専門的に支援する文化を学校内に醸成すること
- ・教員と多様な学校職員が共に学び、仕事をするという風土を構築すること
- ・業務内容の手順や流れ、責任の所在を明確にすること
- ・定期的な会合を持ち、教授学習の在り方や専門性の向上などの必要性について協議すること
- ・学校の管理職が適切で質の高い助言や指導を行い、活動を導いていくこと

イギリスでは近年、分配型リーダーシップ（distributed leadership）という考え方が注目されている<sup>(20)</sup>。学校管理職が学校全体を組織的な学びの場として整備し、組織目標の達成を図るために多様な職種や職階の人材に役割と責任を分配し、協働しながら学校経営に取り組んでいくことを導いていく学校組織を創り上げていくことが重要である。

植田みどり（国立教育政策研究所）

#### <注>

- (1) イギリスにおける公費維持学校（Maintained School）には主に、地方当局（Local Authority, LA）や設立母体との関係の濃淡により幾つかのタイプがある。地方当局との関係が濃いもの順に地域学校（Community School）、有志団体立管理学校（Voluntary controlled school）、有志団体立補助学校（Voluntary aided school）、地方補助学校（Foundation School）がある。このほかに、上記の4つのタイプよりも独立学校（Independent School）に近い自律性と保護者や産業界、慈善団体、宗教団体等の学校経営参画や自由裁量が認められた学校の種類として公営独立学校（Publicly Founded Independent School）というタイプがある。この中に、Academy や Free School が含まれる。
- (2) イギリスの学校における最高意思決定機関は学校理事会（School Governing Body）である。保護者代表、地域住民代表、教職員、校長、行政関係者、設立団体関係者等により構成される。そのため、「学校が」といっても、校長や教職員ではなく学校理事会が最終的な決定を行う

- (3) 一般教員とは、学級や教科を担当するものを指す。これには、上級教員（Advanced Skills Teacher：一般のクラス担任や学科担任の指導等に当たる教員）、管理職・上級教員候補教員（Fast Track Teacher：管理職候補者として早く昇進する教員）がいる。
- (4) この文書に署名した機関は、政府関係が教育技能省（DfES）、ウェールズ地方議会（Welsh Assembly Government）、校長会が National Association of Headteachers（NAHT、初等学校長等が中心）、Secondary Heads' Association（SHA、中等学校長等が中心、現在は ASCL:Association of School and College Leaders）、教員組合が Association of Teachers and Lectures（ATL）、National Association of Schoolmasters Union of Women Teachers（NASUWT）、National Employers' Organisation for School Teachers（NEOST）、Professional Association of Teachers（PAT）、一般の労働組合が GMB、Transport and General Workers' Union（TGWU）、UNISON である。
- (5) 2005 年 9 月から導入されたもので、授業の計画立案や準備、評価等に当てるための時間。全教員が対象で、教授時間の最低 10%を割り当てることと規定されている。各学校では、各教員の時間を算定し、この時間を確保するための戦略を立てなければならない。そのために、補助教員やスポーツインストラクター等を学校職員として雇用し、運動や教科外の活動を提供している。
- (6) 管理職が学校経営に専念するための時間を確保するためのもの。イギリスの初等学校の校長の多くは授業をしている現実がある。そのため、学校経営に関わる校長の権限や責任が強化されたことを背景に教授活動に従事することによる校長の負担増や学校経営への悪影響が問題視されていた。
- (7) Tara Whitehorn et al, School Support Staff Topic Paper, DfE, 2010
- (8) The Importance of Teaching : The Schools White Paper, DfE, 2010, p.25
- (9) Tara Whotehorn et al, op cit ., pp.12-36
- 1997 年～2009 年までに教員は約 4 万人しか増えていないことと対比してその増加の大きさを指摘している。ここでは、1997 年～2009 年までの学校職員の人数の変遷の特徴についてまとめている。
- (10) QCF はイングランド、ウェールズ、北アイルランドで適応されている資格枠組みである。credit を 1 つずつ取得し、それを蓄積することで上位の資格を取得していく仕組みである。1 つの credit を取得するためには 10 時間の学習と評価が必要である。QCF には次の 3 つの種類があり、それぞれに credit の必要な数が規定されている。
- ・ Award : 1～12credits
  - ・ Certificate : 13～36credits
  - ・ Diploma : 37 以上の credits
- (11) <http://www.education.gov.uk/b00202859/qualifications>(2013 年 1 月 15 日最終確認)
- 学校職員の QCF の全体について記載されている。教育省（DfE）のホームページ（<http://www.education.gov.uk/>）には学校職員の職種ごとに必要なスキルや経験、資格等についての情報提供を行っている。
- 例えば事務職員については下記の URL である。
- <http://www.education.gov.uk/b00202532/school-support-staff/roles/administrative/administrator> (2013 年 1 月 15 日最終確認)



- (12) Tara Whitehorn et al, op cit., p.28
- (13) Ofsted, Reforming and developing the school workforce, 2007
- (14) Tara Whotehorn et al, op cit pp.31-32
- (15) ibid., 29-30
- (16) <http://www.education.gov.uk/b00205472/support-staff-deployment>  
(2013年1月15日最終確認)
- (17) イギリスの学校事務職員及び事務長の改革については、藤原文雄著『「学びの環境デザインー」としての学校事務職員－教職協働で学びの質を高める』の第5章、第6章に詳しく記述されている。
- (18) ・ Peter Blatchford et al., Deployment and Impact of Support Staff Project, DCSF, 2009  
 ・ Ofsted, Workforce reform : has it made a difference? An evaluation of changes made to the school workforce 2003-2009, 2010  
 ・ Alborz Pearson, et al, The impact of adult support staff on pupils and mainstream schools, In Research Evidence in Education Library 2009
- などが主要な調査研究である。  
 また、大規模な全国調査として、ロンドン大学教育学部 (IoE) が DCSF から委託を受けて 2003 年～2008 年にかけて実施した研究「Deployment and Impact of Support Staff Project (DISS)」では、学力面への効果や教員の労働環境の側面への効果の検証が行われた。
- (19) 植田みどり『「地域の教育力」を活用した学校改革に関する日英比較研究－資料集－』(平成 20 年度重点配分経費)、国立教育政策研究所、平成 20 年、に拡大学院に関する政策や事例等に関する資料がまとめられている。
- (20) イギリスでの主要な先行研究としては次のものがある。
- ・ Alma Harris, Distributed School Leadership, Routledge, 2008
  - ・ Kenneth Leithwood et al, Distribute Leadership According to the Evidence, Routledge, 2009
  - ・ David Hartley, The Emergence of distributed Leadership in Education : Why Now?, British Journal of Educational Studies, Vol.55, 2007, pp.202-214
  - ・ David Hartlery. The management of education and the social theory of the firm, Journal of Educational Administration and History, Vol.42 No.4 2010, pp.345-361

#### <主要参考文献>

- ・ 文部科学省、『諸外国の教育改革の動向』、ぎょうせい、平成 22 年
- ・ 文部科学省、『諸外国の教員』、ぎょうせい、平成 18 年
- ・ Tara Whitehorn er al, School Support Staff Topic Paper, DfE, 2010
- ・ UNISON, School Remodelling - the impact on support staff : a report on roles, deployment, pay and training, 2007
- ・ Peter Blatchford, Anthony Russell and Rob Webster, Reassessing the Impact of Teaching Assistants, Routledge, 2012



### 第3章 フランスの学校職員

#### はじめに

フランスでは、一般に、教職員のうち教員・管理職・技師を除いた職員を ATOSS (personnels administratifs, techniques, ouvriers, de service, sociaux et de santé) と呼ぶ (2006年度以降は「ATSS」と呼ぶ。3 (2) ⑥を参照。)

その法的根拠は、教育法典第 L.913-1 条の次の規定である。

「事務 (administrative)、技術 (techniques)、現業 (ouvriers)、社会福祉 (sociaux)、保健 (santé) 及びサービス (service) に係る職員は、教育共同体の構成員とする。これらの職員は、教育に係る公共サービスの使命に直接寄与し、かつ、国民教育に係る機関及び部局の運営を保障することに貢献する。これらの職員は、教員と連携して教育的役割を果たす。

2 これらの職員は、児童生徒の受け入れ及び生活環境の質に貢献し、かつ、児童生徒の安全、給食サービス、保健社会保護及び寄宿舎における宿泊を保障する。」

この条文は、1989年の新教育基本法により規定されたものである。

わが国では、フランスの教員については、相当程度研究の蓄積もあるが、学校職員については、中でも初等中等教育の職員については、未開拓の分野であるといつてよい。

そこで、本稿では、まず1980年代以降の教育改革の特徴を描いた上で、学校職員の主な職種の職務等を整理し、最後にわが国との比較の観点からその特徴をまとめることとしたい。

#### 1. 教育改革の流れ

フランスでも、他の欧米諸国と同様に、1980年代以降、学力向上を図る改革が進められてきた。

1989年の新教育基本法 (通称ジョスパン法) は、1981年に成立したミッテラン社会党政権の教育政策の到達点であるが、同法は、教育を「国の最優先事項」に掲げるとともに、①すべての生徒を職業高校 (職業リセ) 2年修了程度で取得できる職業資格水準に到達させること、②全生徒の80%をバカロレア (高校の卒業資格兼大学の入学資格) 水準に到達させることを目標に明記した。1995年にはシラク保守政権が成立するが、保守政権の教育改革の到達点である2005年の学校基本計画法 (通称フィヨン法) においても、この2つの目標は維持されるとともに、それに加えて、③高等教育修了率50%も改革目標に明記した。

こうした教育改革の一環として、教員の資格・養成等に関する改革も行われた。

1989年の新教育基本法に基づき、従来別々の機関で養成されていた初等教育教員と中等教育教員の養成を一元的に担う「教員教育大学センター」(IUFM) を新設したこれに伴い学歴要件の格差が是正されるとともに、初等学校教員の給与を中等教育教員と同等とし、

名称も「教授」に統一された。2006年、国民教育省は、教員養成の「全国大綱基準」として「教員に求められる職能」を制定した。この職能は、初等学校教員と中等学校教員に共通に求められるものである。さらに、2010年度から、教員の基礎資格を修士号とすることとし、学卒後2年間のIUFMでの養成教育を正式に修士課程と位置づけた。これに伴い従来の実習期間が短縮されるとともに、教科専門と教科教育・教職教育などの理論学習が重視されることとなった。

「はじめに」で挙げた学校職員の法規定もこうした改革と軌を一にするように整備されてきたものである。「教育共同体」の理念が法律にまで明記されるのは、1975年のアビ改革によるものである。1975年の教育基本法（通称アビ法）は第13条において次のように明記している。

「それぞれの学校、中学校（コレージュ）、高校（リセ）において、教職員、親及び児童生徒は、ひとつの学校共同体を形作る。そのそれぞれは、人間と意見を尊重しながら、そのよき運営に貢献しなければならない。」

そして、1989年の新教育基本法（通称：ジョスパン法）により、「教育共同体」が次のように明記される（第15条）。

「事務、技術、現業、社会福祉、保健及びサービスに係る職員は、教育共同体の構成員とする。これらの職員は、教育に係る公共サービスの使命に直接寄与し、かつ、国民教育に係る機関及び部局の運営を保障することに貢献する。

2 これらの職員は、児童生徒の受け入れ及び生活環境の質に貢献し、かつ、児童生徒の安全、給食サービス、保健社会保護及び寄宿舎における宿泊を保障する。」

上記の教育法典の条文と比較すると明らかなように、この当時の規定では「これらの職員は、教員と連携して教育的役割を果たす。」という一文がない。それが加えられるのが2005年の学校基本計画法である。

なお、フランスでは、イギリスのサポートスタッフに係る改革のように、学校職員に関する体系的な改革は行われていない。

## 2. 現状

### （1）学校職員の種類と数

フランス国民教育省の統計（repères et références statistiques）2012年版によると、学校職員の種類とその数は次の表の通りである。

一番左の列に大きな分類が示されている。それによると、教員以外の職員は3種類、すなわち、事務・技術・社会福祉・健康（ATSS）、管理・視察・生徒指導・進路指導（DIEO）、教育研究技師・技術（ITRF）に分類されている。なお、「カテゴリー」は、Aでは一般に大卒程度、Bではバカロレア（大学入学資格）程度が求められる。

表 1 学校職員の種類と数

|                                       |                             |   | 初等中<br>等教育 | 児童生<br>徒の生<br>活 | 計     | 平均<br>年齢 | 女性<br>の割<br>合<br>(%) | ハート<br>タイム<br>(%) |
|---------------------------------------|-----------------------------|---|------------|-----------------|-------|----------|----------------------|-------------------|
| 事務・技<br>術・社会<br>福祉・健<br>康（A T<br>S S） | カテゴリー<br>A                  | 国民教育・高等教育行<br>政官（Administrateurs<br>educ. nat et ens.<br>superieur） | 129        |                 | 129   | 52.8     | 32.6                 | 0.0               |
|                                       |                             | 首席専門官、専門官<br>（Attachés et attachés<br>principaux）                   | 5135       |                 | 5135  | 46.6     | 61.9                 | 3.8               |
|                                       |                             | 学校・大学参事官<br>（Conseillers adm.<br>scolaire et<br>universitaire）      | 406        | 1               | 407   | 51.7     | 40.3                 | 0.0               |
|                                       |                             | 医師（Médecins）  |            | 1133            | 1133  | 52.5     | 95.3                 | 36.9              |
|                                       |                             | 社会福祉技術参事官<br>（Conseillers tech.<br>service social）                  |            | 241             | 241   | 51.0     | 94.2                 | 19.9              |
|                                       |                             | 計   | 5671       | 1375            | 7046  | 48.1     | 66.6                 | 9.4               |
|                                       | カテゴリー<br>B                  | 事務職員（Secrétaires<br>d'administration<br>（SAENES））                   | 8318       | 1               | 8319  | 46.9     | 83.1                 | 12.1              |
|                                       |                             | 看護師（Infirmiers）   |            | 7335            | 7335  | 46.4     | 95.9                 | 36.4              |
|                                       |                             | ソーシャルワーカー<br>（Assistant de service<br>social）                       |            | 2336            | 2336  | 43.6     | 96.4                 | 39.8              |
|                                       |                             | 計   | 8318       | 9672            | 17990 | 46.3     | 90.1                 | 25.6              |
|                                       | カテゴリー<br>C                  | 事務補佐員（Adjoints<br>administratifs）                                   | 16035      |                 | 16035 | 47.5     | 96.2                 | 16.5              |
|                                       |                             | 学校技術補佐員<br>（Adjoints techn. des<br>étab. d'enseignement）            | 7          | 108             | 115   | 49.0     | 53.9                 | 2.6               |
|                                       |                             | 計   | 16042      | 108             | 16150 | 47.5     | 92.3                 | 16.4              |
| 正規職員合計                                |                             |   | 30031      | 11155           | 41186 | 47.1     | 86.9                 | 19.2              |
|                                       | 保健職員（Personnel de<br>santé） | 1   | 1150       | 1151            | 42.7  | 95.5     | 56.5                 |                   |

|   |  |  |                                       |       |       |      |      |      |
|---|--|--|---------------------------------------|-------|-------|------|------|------|
|   |  | 用務室補佐員<br>(Auxiliaires de bureau<br>et de service)               | 130                                   |       | 130   | 41.4 | 93.1 | 17.7 |
|   |  | 契約及び他の非正規<br>(Contractuels et<br>autres non-titulaires)          | 2433                                  | 15    | 2448  | 41.7 | 88.1 | 28.8 |
|   |  | 非正規職員合計  | 2564                                  | 1165  | 3729  | 42.0 | 90.6 | 37.0 |
|   |  | A T S S 合計   | 32595                                 | 12320 | 44915 | 46.6 | 87.2 | 20.7 |
| 管理・視<br>察・生徒<br>指導・進<br>路指導<br>(D I<br>E O) | カテゴリー<br>A                             | 中等教育機関の管理<br>職 (Personnels de<br>direction d'étab. 2nd<br>degré) | 13009                                 | 4     | 13013 | 50.4 | 45.9 | 0.0  |
|   |  | 大学区視学官<br>(Inspecteurs IA-IPR)                                   | 1045                                  |       | 1045  | 52.9 | 41.1 | 0.0  |
|   |  | 国民教育視学官<br>(Inspecteurs IEN)                                     | 2085                                  |       | 2085  | 52.1 | 45.3 | 0.0  |
|   |  | 生徒指導専門員<br>(Conseillers<br>principaux d'éducation)               | 209                                   | 11265 | 11474 | 43.9 | 70.3 | 6.0  |
|   |  | 進路指導担当者<br>(Personnels<br>d'orientation)                         | 3702                                  |       | 3702  | 46.5 | 82.2 | 15.7 |
|   |  | 教員 (Enseignants)   | 2711                                  | 39    | 2750  | 48.6 | 47.5 | 2.1  |
|   |  | 計  | 22761                                 | 11308 | 34069 | 47.8 | 58.0 | 3.9  |
|   |  | カテゴリー<br>B   | 指導員 (Instituteurs et<br>instructeurs) | 22    |       | 22   | 51.4 | 68.2 |
|   |  | 正規職員合計   | 22783                                 | 11308 | 34091 | 47.8 | 58.0 | 3.9  |
|   |  | 契約教員 (Enseignants<br>contractuels)                               | 648                                   | 615   | 1263  | 36.8 | 68.3 | 13.4 |
|   |  | 臨時進路指導専門員<br>(COP interimaire)                                   | 247                                   |       | 247   | 34.7 | 90.3 | 20.6 |
|   |  | 通学生監督<br>(Surveillants<br>d'externat)                            |                                       | 47    | 47    | 40.5 | 63.8 | 10.6 |
|   |  | 寄宿舎教諭 (Maîtres<br>d'internat)                                    |                                       | 19    | 19    | 47.6 | 57.9 | 21.1 |
|   | 生徒指導補助員<br>(Assistants<br>d'éducation) | 1  | 83440                                 | 83441 | 30.7  | 68.7 | 62.1 |      |

|                   |            |  |       |        |        |      |      |      |
|-------------------|------------|--|-------|--------|--------|------|------|------|
|                   |            | 契約及びその他の非正規職 (Contractuels et autres non-titulaires) | 247   | 17     | 264    | 39.5 | 61.7 | 9.8  |
|                   | 非正規職員合計    |  | 1143  | 84139  | 85281  | 30.8 | 68.7 | 61.1 |
|                   | D I E O 合計 |  | 23926 | 95446  | 119372 | 35.7 | 65.7 | 44.7 |
| 教育研究技師・技術師 (ITRF) | カテゴリー A    | 研究技師・教育技師 (Ingénieurs de recherche et ing.d'études)  | 5     |        | 5      | 50.6 | 80.0 | 0.0  |
|                   | カテゴリー B    | 技術職員 (Techniciens)                                   | 768   |        | 768    | 45.4 | 53.8 | 14.6 |
|                   | カテゴリー C    | 技術補佐員 (Adjoints techniques)                          | 5158  |        | 5158   | 44.2 | 72.0 | 19.3 |
|                   | I T R F 合計 |  | 5931  |        | 5931   | 44.3 | 69.7 | 18.7 |
| 総計                |            |  | 62452 | 107766 | 170218 | 38.9 | 71.5 | 37.5 |
| うち正規職員            |            |  | 58745 | 22463  | 81208  | 47.2 | 73.5 | 12.7 |
| うち非正規職員           |            |  | 3707  | 85303  | 89010  | 31.3 | 69.6 | 60.0 |

(出典 : repères et références statistiques, édition 2012, p.315)

## (2) 小中学校の数と学校規模

小中学校の学校数とその規模について、フランス国民教育省統計 2012 年版により、確認しておく。

まず、学級数別に見た公立小学校の数は次のとおりである。

表 2 学級数別に見た公立小学校の数 (2011-12 年度)

| 学級数 | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6~10  | 11~15 | 16 以上 |
|-----|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 学校数 | 4678 | 6320 | 7215 | 6524 | 6051 | 13454 | 3181  | 521   |

(Ministère de l'Éducation nationale 2012:39)

次に、中学校 (コレージュ) の学校規模 (生徒数) 別の学校数は次のとおりである。

表 3 生徒数別に見た公立中学校の数 (2011-12 年度)

| 生徒数 | 100 未満 | 100~299 | 300~499 | 500~699 | 700~899 | 900 以上 |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 学校数 | 38     | 817     | 1986    | 1771    | 550     | 108    |

(Ministère de l'Éducation nationale 2012:51)

中学校の 1 校当たりの平均生徒数は 487 人である。

以上の 2 つの表から、フランスの場合、小学校と中学校では学校規模に大きな違いがあることがわかる。公立小学校数は、1980 年から 30 年の間に約 3 分の 2 に減少しているものの、その学校規模はわが国と比較するならば極めて小さいといえる。わが国の学校の標準学校規模とされる 12~18 学級を念頭において、11 学級以上の学校の割合を求めてみる

と、全体（47944校）の8%を占めるにすぎない。

このように、中学校に比べて、小学校は圧倒的に小規模であり、この規模は、当然ながらそこに配置される職員の種類や数に影響を及ぼすことになる。この点については、後述する。

### 3. 主な学校職員の概要

ここでは、比較の対象として教員の例を挙げた後、先に挙げた学校職員の一覧から、主な職種を取り上げ、その概要を紹介する。

#### (0) 教員 (Personnels enseignants) 【参考として中等教育教員 (セルティフィエ教員) の例を示す】

- 職員群の名称：「中等教育教員職員群 (Corps des professeurs certifiés)」
- 定員：222,103人 (公立中等教育機関1校当たり28.1人) (2011年度)
- 職務：中等教育機関において主に学習指導業務を保障することにより教育活動に参加する (政令第72-581号第4条)。
- 任用：大卒相当 (カテゴリーA)。国民教育省が採用試験 (競争試験) を実施して国家公務員として採用する。大学5年相当の修士号取得者及び取得見込者に受験資格が与えられる。合格者は、試補として採用され、1年間の研修を受ける。試補合格をもって正規採用となる。
- 処遇：2012年12月現在、税込みで、試補の初任給は月2,000ユーロ、勤続20年時の最高給は月3,047ユーロ、勤続30年時の最高給は月3,626ユーロである (国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照)。
- 備考：学校図書館司書も中等教育教員職員群に属する。保育学校・小学校に勤務する「初等教育教員職員群」も中等教育教員職員群と同等である。
- 根拠法令：中等教育教員の個別身分規定に関する1972年7月4日政令第72-581号。

#### (1) 管理職 (Personnels de direction)

##### ① 中等教育機関の管理職

- 職員群の名称：「学校管理職職員群 (Corps des personnels de direction d'établissement d'enseignement ou de formation)」
- 定員：13,013人 (公立中等教育機関1校当たり1.6人) (2011年度)
- 職務：校長 (Chef d'établissement)・副校長 (Chef d'établissement adjoint) として公立の中等教育機関 (中学校、高校、職業高校など) の管理に当たる。公立中等教育機関は、「地方教育公施設法人 (EPLE)」という種類の法人である (教育法典第L.421-1条)。EPLEは、国代表・地方代表・職員代表・保護者代表・生徒代表からなる「管理評議会 (Conseil d'administration)」によって運営される (同第L.421-2条)。校長は、管理評議会を主宰し、管理評議会において国を代表し、管理評議会の決定事項を実施する (同L.421-3条)。
- 任用：大卒相当 (カテゴリーA)。国民教育省が採用試験 (競争試験) を実施して国家公務員として採用する。公立学校に勤続5年以上の教員、生徒指導職員、進路指導職員



などに受験資格が与えられる。合格者は、試補として採用され、高等国民教育学校(ESEN)において1年間の研修を受ける。試補合格をもって正規採用となる。

- 処遇：2012年現在、税抜き俸給の最高額は、年 44,322 ユーロである（国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照）。
- 備考：高校の校長を *Proviseur*、副校長を *Proviseur adjoint* といひ、中学校の校長を *Principal*、副校長を *Principal adjoint* という。
- 根拠法令：国民教育省所管学校管理職職員群の個別身分規定に関する 2001年11月11日政令第 2001-1174 号。

## ②国民教育視学官

- 職員群の名称：「国民教育視学官職員群（*Corps des inspecteurs de l'éducation nationale*）」
- 定員：2,085人（1人当たり保育学校・小学校23校）（2011年度）
- 職務：国民教育省の県出先機関の権限の下で、市町村内に属する公私立保育学校・小学校の管理に当たる（教育法典第 R.222-12）。なお、公立保育学校・小学校は法人格を持たず、その園長・校長（*directeur*）には管理職としての権限が与えられていない。
- 任用：大卒相当（カテゴリーA）。国民教育省が採用試験（競争試験）を実施して国家公務員として採用する。公立学校に勤続5年以上の教員、生徒指導職員、進路指導職員などに受験資格が与えられる。合格者は、試補として採用され、高等国民教育学校(ESEN)において1年間の研修を受ける。試補合格をもって正規採用となる。
- 処遇：2012年現在、税抜き俸給の最高額は、年 44,322 ユーロである（国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照）。
- 根拠法令：大学区視学官（地域教育視学官）及び国民教育視学官の個別身分規定に関する 1990年7月18日政令第 90-675 号。

## （2）事務職（*Personnels administratifs*）

### ①国民教育・高等教育行政官（AENESR）

- 官職の名称：「国民教育高等教育研究行政官（*Administrateur de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche*）」
- 定員：129人（1人当たり公立高校・職業高校20校）（2011年度）
- 職務：特に重要な責務の行使を伴う運営、統括、査定、指導助言の業務に従事する（政令第 83-1033 号第 57 条）。中等教育機関においては公立高校の会計責任者として配置される。
- 任用：大卒相当（カテゴリーA）。国民教育省が、国立行政学院（ENA）卒業者、大学区事務局長、学校・大学参事官10年勤続者等の中から指名する。
- 処遇：2012年現在、税抜き俸給の最高額は、年 44,322 ユーロである（国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照）。
- 備考：2008年12月30日政令第 2008-1518 号により2009年度に創設。2009年度116人、2010年度126人、2011年度129人と定員が増加されている。
- 根拠法令：学校大学参事官職員群の個別身分規定に関する及び国民教育高等教育研究行政官の官職に適用する規定を定める 1983年12月3日政令第 83-1033 号。国民教育高

等教育研究行政官の職の一覧を定める 2008 年 12 月 30 日省令 (MEND0800988A)。

## ②首席専門官、専門官 (ADAENES)

- 職員群の名称:「国民教育高等教育事務専門官職員群 (Corps des attachés d'administration de l'éducation nationale et de l'enseignement supérieur)
- 定員: 5,135 人 (公立中等教育機関 1 校当たり 0.7 人) (2011 年度)
- 職務: 事務組織の企画、査定、管理、経営の業務に従事する。運營業務に従事することもある。校長を補佐して予算執行を行う第二支払命令官となることのできる (政令第 2005-1215 号第 2 条)。
- 任用: 大卒相当 (カテゴリー A)。全国に 5 校ある国家公務員中級幹部養成機関の「地域行政学院 (Instituts Régionaux d'Administration, IRA)」を通じて国民教育省を含む各省が採用する。大学 3 年相当の学士号取得者が IRA が行う採用試験 (競争試験) を受験し、合格者は試補公務員として採用され IRA で 1 年間の研修を受ける。
- 処遇: 2012 年 11 月現在、税込みで、専門官の初任給は月 1,615.97 ユーロ、首席専門官 (備考参照) の最高給は月 3,625.51 ユーロである (国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照)。
- 備考: 専門官 (Attachés) と首席専門官 (Attachés principaux) に分かれる。
- 根拠法令: 事務専門官及びこれに類する職員群に共通する身分規定に関する 2005 年 9 月 26 日政令第 2005-1215 号。

## ③学校・大学参事官 (CASU)

- 職員群の名称:「学校大学参事官職員群 (Corps des conseillers d'administration scolaire et universitaire)」
- 定員: 407 人 (1 人当たり公立中等教育機関 19 校) (2011 年度)
- 職務: 地方教育公施設法人 (EPLE) である中等教育機関の事務組合において財務会計管理の業務に当たる。構成校すべての会計責任者となる。大学区事務局の課長相当の職である (政令第 83-1033 号第 44 条)。
- 任用: 大卒相当 (カテゴリー A)。国民教育省が採用試験 (競争試験) を実施して国家公務員として採用する。カテゴリー A の職員群において勤続 4 年以上の国家公務員に受験資格が与えられる。合格者は、試補として採用され、1 年間の研修を受ける。試補合格をもって正規採用となる。
- 処遇: 2012 年現在、税抜き俸給の最高額は、年 36,728 ユーロである (国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照)。
- 備考: 2008 年度以降募集停止。2006 年度 634 人、2007 年度 637 人、2008 年度 553 人、2009 年度 483 人、2010 年度 442 人、2011 年度 407 人と定員が削減されている。2011 年以降職員群が廃止中である。
- 根拠法令: 学校大学参事官職員群の個別身分規定に関する及び国民教育高等教育研究行政官の職に適用する規定を定める 1983 年 12 月 3 日政令第 83-1033 号。

#### ④事務職員（SAENES）

- 職員群の名称：「国民教育高等教育事務職員職員群（Corps des secrétaires administratifs de l'éducation nationale et de l'enseignement supérieur）」
- 定員：8,319 人（公立中等教育機関 1 校当たり 1.1 人）（2011 年度）
- 職務：人事、管財、財務、会計等に関する事務に従事する（政令第 2010-302 号第 3 条）。
- 任用：高卒相当（カテゴリー B）。事務職員通常級（備考参照）は、国民教育省が第 4 水準資格（中等教育修了資格と大学入学資格を兼ねる国家資格であるバカロレア相当）の取得者を対象とする採用試験（競争試験）を実施して国家公務員として採用する。同上級は、国民教育省が第 3 水準資格（高等教育 2 年相当）の取得者を対象とする採用試験によって採用する。
- 処遇：2012 年 11 月現在、税込みで、通常級の初任給は月 1,435.39 ユーロ、特別級の最高給は月 2,551.29 ユーロである（国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照）。
- 備考：事務職員は、通常級、上級、特別級に分かれる。
- 根拠法令：国家公務員カテゴリー B に属する諸職員群に共通する身分規定に関する 2009 年 11 月 11 日政令第 2009-1388 号。国家行政組織における事務職員職員群及びこれに類する職員群に共通に適用する個別身分規定を定める 2010 年 3 月 19 日政令第 2010-302 号。

#### ⑤事務補佐員（ADJAENES）

- 職員群の名称：「国民教育高等教育事務補佐員職員群（Corps des adjoints administratifs de l'éducation nationale et de l'enseignement supérieur）」
- 定員：16,035 人（公立中等教育機関 1 校当たり 2.0 人）（2011 年度）
- 職務：事務業務、受付業務、秘書業務に従事する（政令第 2006-1760 号第 4 条）。
- 任用：高卒未満相当（カテゴリー C）。事務補佐員 2 級（備考参照）は、国民教育省が書類選考で国家公務員として採用する。事務補佐員 1 級は、国民教育省が学歴資格要件なしで採用試験（競争試験）を実施して採用する。
- 処遇：2012 年 11 月現在、税込みで、事務補佐員 2 級の初任給は月 1,352.04 ユーロ、主任事務補佐員 1 級の最高給は月 1,926.20 ユーロである（国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照）。
- 備考：事務補佐員は、事務補佐員 2 級、事務補佐員 1 級、主任事務補佐員 2 級、主任事務補佐員 1 級に分かれる。
- 根拠法令：国家行政組織における事務補佐員職員群に共通に適用する個別身分規定に関する 2006 年 12 月 23 日政令第 2006-1760 号。国民教育高等教育事務補佐員の職員群の創設に係る移行措置に関する 2008 年 12 月 19 日政令第 2008-1386 号。

#### ⑥学校技術補佐員

- 職員群の名称：「学校技術補佐員職員群（Corps des adjoints techniques des établissements d'enseignement）」
- 定員：115 人（2011 年度）

- 職務：校地校舎・施設設備の清掃・保全、受付業務、工事に従事する（政令第 91-462 号第 3 条）。
- 任用：高卒未満相当（カテゴリーC）。技術補佐員 2 級（備考参照）は、国民教育省が書類選考で国家公務員として採用する。主任技術補佐員 2 級は、国民教育省が第 5 水準資格（職業高校 2 年修了相当）以上の取得者を対象とする採用試験（競争試験）を実施して採用する。
- 処遇：2010 年 10 月現在、税込みで、技術補佐員 2 級の初任給は月 1,352.04 ユーロ、主任技術補佐員 1 級の最高給は月 1,991.02 ユーロである（国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照）。
- 備考：学校技術補佐員は、技術補佐員 2 級、技術補佐員 1 級、主任技術補佐員 2 級、主任技術補佐員 1 級に分かれる。  
2006 年度以降の公務員制度改革の一環として学校の現業職員（Maîtres ouvriers, Ouvriers professionnels, Ouvriers d'entretien et d'accueil）約 9 万人が「地方学校技術補佐員（Ajoins techniques territoriaux des établissements d'enseignement, ATTEE）」として地方公務員に移管された。現業職員は、教員・管理職・生徒指導職・進路指導職・技術職を除く学校職員の総称である「ATOSS」の「O」に当たる職種（Ouvriers）であり、それがなくなったので、2006 年度以降、上記学校職員の総称は「ATSS」に変更された。  
「学校技術補佐員」はこの移管のための移行措置として設けられたものである。2005 年度現業職員 91,697 人、2006 年度学校技術補佐員 42,967 人、2007 年度学校技術補佐員 11,468 人、2008 年度学校技術補佐員 243 人、2009 年度学校技術補佐員 128 人、2010 年度学校技術補佐員 124 人、2011 年度学校技術補佐員 115 人と定員が削減されている。
- 根拠法令：国民教育省学校技術補佐員職員群及び国民教育技術職員職員群に適用する個別身分規定を定める 1991 年 5 月 14 日政令第 91-462 号。地方学校技術補佐員職員群の個別身分規定に関する 2007 年 5 月 15 日政令第 2007-913 号。

### （3）生徒指導・進路指導職（Personnels d'éducation et d'orientation）

#### ①生徒指導専門員（CPE）

- 職員群の名称：「生徒指導専門員職員群（Corps des conseillers principaux d'éducation）」
- 定員：11,474 人（公立中等教育機関 1 校当たり 1.5 人）（2011 年度）
- 職務：学校生活の組織及び指導を通じて生徒指導の責務を担うとともに、生徒監督を担当する職員を監督する（政令第 70-738 号第 4 条）。
- 任用：大卒相当（カテゴリーA）。国民教育省が採用試験（競争試験）を実施して国家公務員として採用する。大学 5 年相当の修士号取得者及び取得見込者に受験資格が与えられる。合格者は、試補として採用され、1 年間の研修を受ける。試補合格をもって正規採用となる。
- 処遇：2012 年 12 月現在、税込みで、試補の初任給は月 2,000 ユーロ、勤続 20 年時の最高給は月 3,047 ユーロ、勤続 30 年時の最高給は月 3,626 ユーロである（国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照）。
- 備考：1992 年までは、教員と同等の学歴要件を有する生徒指導専門員（conseiller principal d'éducation, CPE）の他に、これより一段低い短大卒程度の学歴要件で採用される「生徒

指導員（Conseiller d'éducation, CE）」の職員群が設けられていた。1989年新教育基本法（通称：ジョspan法）第14条（現教育法典第L.912-1条第1項）によって生徒指導担当者の職務の重要性がそれまで以上に認められるようになったことを背景に、1992年、CEの職員群が廃止され、教員と同等のCPEのみに統一された。

- 根拠法令：生徒指導専門員の個別身分規定に関する1970年8月12日政令第70-738号。

## ②生徒指導補助員

- 雇用の名称：「生徒指導補助員（Assistants d'éducation）」
- 定員：83,441人（公立中等教育機関1校当たり10.6人）（2011年度）
- 職務：児童生徒の生活指導（encadrement）及び監督（surveillance）その他の学校教育計画に関係のある職務について教職員集団を補佐する（教育法典第L.916-1条）。具体的には、①学校及び寄宿舎の内外における児童生徒の生活指導及び監督、②学習指導上の支援及び随伴支援（le soutien et l'accompagnement pédagogiques）に関する教員の補佐、③障害のある児童生徒の受け入れ及び統合の援助並びに障害のある学生の随伴支援、④コンピュータ利用の援助、⑤学習指導を補うための教育・スポーツ・社会福祉・芸術・文化に関する活動への参加、⑥宿題と授業への援助（aide aux devoirs et aux leçons）への参加である（政令第2003-484号第1条）。
- 任用：地方教育公施設法人（EPLE）である中等教育機関が、3年契約（1回延長可で最長6年）によりフルタイム又はパートタイムの非正規職員として採用し、自校又は学区内の小学校に配置する。中等教育修了資格と大学入学資格を兼ねる国家資格であるバカロレア以上の資格が必要である。
- 処遇：2012年現在、税込み俸給は年17,169.12ユーロである（税込指数267より計算）。
- 備考：生徒指導補助員の制度は、1937年創設の寄宿舎教諭（maître d'internat）と1938年創設の通学生監督（surveillant d'externat）の計5万人と、1997年創設の学校教育補助員（aide-éducateur）5万6,000人に代わる新たな職種として、2003年に創設された。その定員は、2003年当初2万2,000人だったが、5年後の2008年には6万8,000人に増員され、2011年の8万3,000人に至っている。
- 根拠法令：教育法典第9編第1章第6節生徒指導補助員に関する規定。生徒指導補助員の採用及び雇用の条件に関する2003年6月6日政令第2003-484号。

## ③進路指導担当者

- 職員群の名称：「情報進路指導センター長及び進路指導心理専門員職員群（Corps des directeurs de centre d'information et d'orientation et conseillers d'orientation-psychologues）」
- 定員：3,702人（1人当たり公立中等教育機関2.1校）（2011年度）
- 職務：進路指導心理専門員（COP）は、情報進路指導センター（CIO）に勤務し、担当する複数の中教育機関を随時訪問して、生徒と保護者に進路に関する情報提供と助言を行う。情報進路指導センター長は、情報進路指導センターに勤務する進路指導心理専門員（COP）を監督する（政令第91-290号第2条）。
- 任用：大卒相当（カテゴリーA）。進路指導心理専門員（COP）は、国民教育省が採用試験（競争試験）を実施して国家公務員として採用する。大学3年相当の学士号取得者

に受験資格が与えられる。合格者は、試補として採用され、2年間の研修を受ける。試補合格をもって進路指導心理専門員国家資格を授与され、正規採用となる。

- 処遇：2012年12月現在、税込みで、試補の初任給は月1,440ユーロ、勤続20年時の最高給は月3,047ユーロである（国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照）。
- 備考：進路指導担当者は、進路指導心理専門員（COP）と情報進路指導センター長（CIO長）に分かれる。非常勤のCOPが247人いる（2011年度）。
- 根拠法令：情報進路指導センター長及び進路指導心理カウンセラーの個別身分規定に関する1991年3月20日政令第91-290号。

#### （4）社会福祉・保健職（Personnels sociaux et de santé）

##### ①社会福祉技術参事官（CTSS）

- 職員群の名称：「国家行政組織社会福祉技術参事官省間職員群（Corps interministériel de conseillers techniques de service social des administrations de l'Etat）」
- 定員：241人（1人当たり公立中等教育機関32.8校）（2011年度）
- 職務：社会福祉に関する困難を抱える職員、利用者及びその家族を支援するとともに、ソーシャルワーカーの活動の管理・調整を行う（政令第2012-1099号第3条）。
- 任用：大卒相当（カテゴリーA）。社会福祉省が採用試験（競争試験）を実施して国家公務員として採用する。勤続6年以上の下記ソーシャルワーカー等の公務員に受験資格が与えられる。
- 処遇：2012年12月現在、税込みで、初任給は月1,982ユーロ、最高給は月2,797ユーロである（国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照）。
- 根拠法令：国家行政組織における社会福祉技術参事官の省間職員群の個別身分規定に関する2012年9月28日政令第2012-1099号。

##### ②ソーシャルワーカー

- 職員群の名称：「国家行政組織ソーシャルワーカー省間職員群（Corps interministériel des assistants de service social des administrations de l'Etat）」
- 定員：2,336人（1人当たり公立中等教育機関3.4校）（2011年度）
- 職務：社会福祉に関する困難を抱える職員、利用者及びその家族を支援する（政令第2012-1098号第3条）。
- 任用：高卒相当（カテゴリーB）。社会福祉省が採用試験（競争試験）を実施して国家公務員として採用する。ソーシャルワーカー免許を有する者に受験資格が与えられる。
- 処遇：2012年12月現在、税込みで、ソーシャルワーカーの初任給は月1,514ユーロ、主任ソーシャルワーカー（備考参照）の最高給は月2,602ユーロである（国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照）。
- 備考：ソーシャルワーカーは、ソーシャルワーカーと主任ソーシャルワーカーに分かれる。
- 根拠法令：国家行政組織におけるソーシャルワーカーの省間職員群の個別身分規定に関する2012年9月28日政令第2012-1098号。

### ③医師

- 職員群の名称：「国民教育医師職員群（Corps des médecins de l'éducation nationale）」
- 定員：1,133 人（1 人当たり公立中等教育機関 7.0 校）（2011 年度）
- 職務：児童生徒の病気予防と健康増進、健康診断、健康上の特別ニーズの把握、教職員の養成・研修、学校環境の監視、心療教育活動を行う（政令第 91-1195 号第 2 条）。
- 任用：大卒相当（カテゴリー A）。国民教育省が採用試験（競争試験）を実施して国家公務員として採用する。医師免許を有する者に受験資格が与えられる。
- 処遇：2012 年 12 月現在、税込みで、初任給は月 3,223 ユーロ、最高給は月 4,459 ユーロである（国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照）。
- 根拠法令：国民教育医師の職員群及び国民教育医師技術顧問の職に適用する個別身分規定に関する 1991 年 11 月 27 日政令第 91-1195 号。

### ④看護師

- 職員群の名称：「国民教育省看護師職員群（Corps des infirmières et des infirmiers du ministère chargé de l'éducation nationale）」から「国民教育高等教育看護師職員群（Corps des infirmiers de l'éducation nationale et de l'enseignement supérieur）」に移行中。
- 定員：7,335 人（公立中等教育機関 1 校当たり 0.9 人）（2011 年度）
- 職務：教職員の健康保全等の保健行政の実施に参加するとともに、生徒への保健教育や生徒の就学支援に参加する（政令第 2012-762 号第 2 条）。
- 任用：高卒相当（カテゴリー B）から大卒相当（カテゴリー A）に移行中。国民教育省が採用試験（競争試験）を実施して国家公務員として採用する。看護師免許を有する者に受験資格が与えられる。
- 処遇：2012 年 12 月現在、税込みで、初任給は月 2,037 ユーロ、最高給は月 2,797 ユーロである（国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照）。
- 備考：2012 年 6 月 1 日から大卒相当（カテゴリー A）に移行中である。
- 根拠法令：国家行政組織の医療部局における看護師職員群に共通に適用する個別身分規定を定める 1994 年 11 月 23 日政令第 94-1020 号。国家行政組織におけるカテゴリー A 看護師職員群に共通の個別身分規定に関する 2012 年 5 月 9 日政令第 2012-762 号。

## （5）教育研究技術職（Ingénieurs, techniciens de recherche et de formation, ITRF）

### ①技術職員

- 職員群の名称：「研究教育技術職員職員群（Corps des techniciens de recherche et de formation）」
- 定員：768 人（1 人当たり公立中等教育機関 10 校）（2011 年度）
- 職務：研究・教育に資する技術・方法の利用に携わる（政令第 85-1534 号第 41 条）。
- 任用：高卒相当（カテゴリー B）。技術職員通常級（備考参照）は、高等教育省が第 4 水準資格（中等教育修了資格と大学入学資格を兼ねる国家資格であるバカロレア相当）の取得者を対象とする採用試験（競争試験）を実施して国家公務員として採用する。同上級は、高等教育省が第 3 水準資格（高等教育 2 年相当）の取得者を対象とする採用試験によって採用する。

- 処遇：2012年11月現在、税込みで、通常級の初任給は月1,375.19ユーロ、特別級の最高給は月2,379.97ユーロである（国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照）。
- 備考：技術職員は、通常級、上級、特別級に分かれる。
- 根拠法令：高等教育省所管の研究教育技師及び教育研究技術事務職員に適用する個別身分規定を定める1985年12月31日政令第85-1534号。

## ②技術補佐員

- 職員群の名称：「研究教育技術補佐員職員群（Corps des adjoints techniques de recherche et de formation）」
- 定員：5,158人（公立中等教育機関1校当たり0.7人）（2011年度）
- 職務：授業・実験活動の準備を補佐する（政令第85-1534号第50-1条）。
- 任用：高卒未満相当（カテゴリーC）。技術補佐員2級（備考参照）は、高等教育省が書類選考で国家公務員として採用する。主任技術補佐員2級は、高等教育省が第5水準資格（職業高校2年修了相当）以上の取得者を対象とする採用試験（競争試験）を実施して採用する。
- 処遇：2012年11月現在、税込みで、技術補佐員2級の初任給は月1,352.04ユーロ、主任技術補佐員1級の最高給は月1,991.02ユーロである（国民教育省ホームページ内の「Les métiers de l'éducation nationale」欄を参照）。
- 備考：技術補佐員は、技術補佐員2級、技術補佐員1級、主任技術補佐員2級、主任技術補佐員1級に分かれる。
- 根拠法令：高等教育省所管の研究教育技師及び教育研究技術事務職員に適用する個別身分規定を定める1985年12月31日政令第85-1534号。

## 4 小学校の職員について

以上の主な学校職員は、国民教育視学官を除き、中等教育機関に配置されるものである。小学校については別に論じる必要があるので、ここで簡単に触れておきたい。

公立小学校の設置主体が市町村（コミューン）であることはわが国と同様である。ところが、その数が大きく異なる。まず、市町村の数はわが国の約1800に対して、フランスでは3万5000を超える。このため、市町村間のネットワークによる小学校の設置が進んでいるものの、その学校規模はわが国と比較しても極めて小さい。

教員は国家公務員であるが、その他の職員は市町村職員である。このため、その配置については市町村の裁量となるが、極めて小さい市町村や学校規模であれば、職員を学校に配置することは困難であることは容易に予想される。

ここでは、大都市の例として、パリ市の教職員についてみておく。その職種は次の通りである。



表4 パリ市の「学校の教育共同体」の構成員

| 分類             | 職種  | 備考   |
|----------------|---|--|
| 教員チーム          | 教諭  |  |
|                | パリ市の教諭                                    | パリ市の採用する教員で、音楽、造形活動、体育を担当する。                   |
|                | 特別支援ネットワーク（RASED）の教職員                     |  |
|                | 学校生活介助員（auxiliaires de vie scolaire, AVS） | 必要に応じて、特別支援児童の介助を行う。                           |
| アニメーションとサービス職員 | アニマトゥール                                   | お昼休みや放課後、休業日に活動を企画し、児童を受け入れる。                  |
|                | 警備員（gardiens）                             | 各学校に1人配置されており、訪問者への対応、郵便物の配布、学校内の警備等を担当する。     |
|                | 保育専門職員                                    | 「幼児の」職業適任証（CAP）を有することを採用の条件とし、保育学校において教員を補佐する。 |
|                | 用務員                                       | 現在「学校技術職員」とも呼ばれており、教室の掃除等を担当する。                |
|                | 学校給食職員                                    |  |
| 学校医療社会福祉チーム    | 医師  |  |
|                | ソーシャルワーカー                                 |  |

（出典：[http://www.paris.fr/pratique/ecoles/fonctionnement-des-etablissements/la-communaute-educative-de-l-ecole/rub\\_7463\\_stand\\_25271\\_port\\_17234](http://www.paris.fr/pratique/ecoles/fonctionnement-des-etablissements/la-communaute-educative-de-l-ecole/rub_7463_stand_25271_port_17234)より作成）

パリ市の場合、市費の教員が一般の教員とは別に採用されているとともに、学校教員の職務外であるいわゆる学童保育を担当するアニマトゥールや、用務・労務を担当する職員も配置されていることがわかる。

ただし、これはあくまでも一例であり、この領域については、今後の調査により他の市町村の制度及び現状を明らかにする必要がある。

## まとめ

フランスは資格社会である。そのため、教員の職務も「学習指導」、端的に言って「授業をする」ことに限定されている。このため、中等教育機関では、生徒指導や進路指導の職員が配置されている。そのそれぞれについて、個別の身分規定があり、書職務や待遇が明記されている。わが国のように教員が学校の諸機能を一手に担う総合職の役割を担っているのに対し、フランスの教員は授業の専門職である。その裏返しとして、学校の諸機能

に応じた職員が配置される分業制をとっている。

1980年代以降の教育改革の流れの中で、フランスの学校職員も、「教育共同体」の一員としての位置づけが明確にされてきた。1975年の教育法では「教職員」であったが、1989年法では「事務、技術、現業、社会福祉、保健及びサービスに係る職員」と明記され、2005年法では「これらの職員は、教員と連携して教育的役割を果たす」と規定されるまでに至っている。分業から協働への転換である。本報告では主な職種の概要を示すにとどまったが、各職種がいかに協働して実際に教育的役割を果たしているのか、その実態調査は次の課題としたい。

上原秀一（宇都宮大学）

藤井穂高（東京学芸大学）

### 参考文献一覧

- 岩橋恵子「学校周辺活動の展開とアニマトゥール」、『フランスの複雑化する教育病理現象の分析と実効性ある対策プログラムに関する調査研究』、2007年
- 岩橋恵子「フランスにおける学校支援と青少年の地域公共空間—余暇センターを中心に—」『フランスにおける社会的排除のメカニズムと学校教育の再構築』所収、2010年
- 上原秀一「フランスにおける Co-teaching スタッフの制度—「生徒指導補助員（assistant d'éducation）の創設—」国立教育研究所『Co-teaching スタッフや外部人材を生かした学校組織開発と教職員組織の在り方に関する総合的研究 第二年次報告書』2012年
- 大場淳編『諸外国の大学職員《フランス・ドイツ・中国・韓国編》』広島大学高等教育研究開発センター、2006年
- 外国公務員制度研究会編『欧米国家公務員制度の概要—米英独仏の現状—』生産性労働情報センター、1997年
- パリ市・情報コミュニケーション総局（岩橋恵子訳）『パリで学ぶ子どもたち』（非売品）、2004年
- プジョル他『アニマトゥール フランスの社会教育・生涯学習の担い手たち』明石書店、2007年
- 原田種雄他編『現代フランスの教育』早稲田大学出版部、1988年
- 藤井穂高「フランスの小規模小学校とネットワーク化」国立教育研究所『教育条件整備に関する総合的研究（学校配置研究分野）〈最終報告書〉』2011年
- 藤井穂高「〈資料〉フランスにおける「生徒指導専門員」の職務に関する基礎的研究」国立教育研究所『Co-teaching スタッフや外部人材を生かした学校組織開発と教職員組織の在り方に関する総合的研究 第二年次報告書』2012年
- フランス教育学会編『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版、2009年
- 本間真由美「フランスにおけるアソシアシオンと学校の連携制度」『フランス教育学会紀要』第15号、2003年
- 松村祥子「フランス」池本美香編著『子どもの放課後を考える』所収、勁草書房、2009年
- 文部科学省『諸外国の教員』国立印刷局、2006年
- 吉田正晴「生徒指導の刷新」原田種雄・手塚武彦・吉田正晴・桑原敏明編『現代フランスの教育 現状と改革動向』早稲田大学出版部、1988年

## 第4章 ドイツの学校教職員

### 1. 学校教職員を中心とした教育改革の動き

#### (1) 東西における教員の需給調整

1990年の東西の統一以降、西ドイツ地域では教員の高齢化や定年退職者の急増に伴って教員不足が問題となる一方、東ドイツ地域では、西ドイツ地域への人口の流出や出生率の激減を背景に教員の余剰が問題となり、東西において州の公務員である教員の他州への異動手続を容易化したり、1つの教員ポストを複数の教員でシェアするなど、各州は教員の需給調整に取り組んできた。しかし近年、定年退職教員の急増といった事態に加え、教員の物理的・心理的な負担の増加を理由に教職が敬遠されるといった事態も生じ、教員不足の慢性化が深刻な問題となっている。そこで、各州は、従来は修了しても学位を取得することができなかった大学の教員養成課程において学士・修士を取得できるようにするなど、教員養成課程の魅力化を図ったり、教員養成課程以外の高等教育修了者にも教職への道を拓くことで需要に応じてきた。だが、州間の教育制度の違いを調整する各州文部大臣会議（KMK）の2010～2020年の教員の受給状況についての試算結果（2011年6月公表）<sup>(1)</sup>によると、全体的にみれば供給が需要を上回ることになるものの、地域、学校種、教科によっては需要が供給を上回る場合も多く想定され<sup>(2)</sup>、依然として教員不足の傾向が続くとされている。

近年の教員不足ないし教員の雇用需要の高まりは、すでに述べたように、定年退職教員の急増や、教員の物理的・心理的な負担の増加を理由とした教職の不人気を背景にしていると一般に言われているが、後者の、教員の負担が増加した具体的な要因としては、例えば次のことが挙げられる。

- 大学における伝統的な教員養成課程では、養成期間が長い上に、課程を修了しても学位を取得できないため、途中で教職以外の職に進路変更した者は、何の資格・学位も持たないまま社会に出なければならないこと。
- OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」などの国際学力調査での不振な結果を受けて、全日制教育プログラムや理数系学力の強化プロジェクトといった様々な学力向上策が推進されるようになったこと。
- 児童・生徒一人ひとりに応じた教育の提供が重視されるようになったこと。
- 移民的背景を持つあるいは障害のある児童・生徒の統合教育が重視されるようになったこと。
- 児童・生徒の暴力行為、保護者などからの過大要求、ひいては嫌がらせ行為が増えたこと。

中でも、2つ目に挙げた全日制教育プログラムの導入・普及は、従来の学校の機能を拡大させることになり、教員はもとより、教員以外の人材の需要も高めることになった。

## (2) 学校の機能拡大と学校教職員に対する需要の変化

### ① 全日制学校の導入と普及

2001年に明らかになった OECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」での不振な結果(PISAショック)以来、学力低下の主な原因として、子どもの社会的出自による学習環境の相違、とりわけ移民家庭の不適切な学習環境が指摘されてきた。そこで、従来の「半日制」の学校制度では子どもが家庭で過ごす時間が長くなる分、特に移民家庭では母語の干渉が強くなり、ドイツ語の習得に望ましくないとして、2003年5月、「全日制学校(Ganztagsschule)」の拡大支援策が連邦政府主導で推し進められることになった。これは、従来の「半日制」を見直し、授業時間を午後にも延長して補習や課外活動などの教育プログラムを提供できるように、学校の新設あるいは既存の学校の機能拡大を支援するもので、2009年まで続き、全部で8,262校が支援を受けた。2010年現在、全日制教育プログラムを提供する学校は、連邦政府の支援を特に受けていない学校も含めると、すべての初等中等教育機関の51%に相当する1万4,474校に上り、全児童・生徒の28%が全日制教育プログラムに参加している<sup>(3)</sup>。

「全日制学校」のこうした普及は学校教職員の需要に大きな変化を与えることになった。ドイツでは、学校内における児童・生徒の活動全般は教員の担当するところとする考えが強く、児童・生徒の学校生活や進路についての指導も一般に教員が行っているが、全日制学校に盛り込まれた教育プログラムなどについてはその限りではない。導入当初は、各プログラムの実施は教員の協力を追うところが大きかったが、教員の負担増に鑑み、またより良い教育プログラムの提供の観点から、最近では各プログラムに適した人材が別に配置されていることが多い。例えば、「全日制学校」では、学校の授業が始まる前と終わった後に学童保育を取り入れている例が多くあるが、そうしたところでは、子どもの保育に専門的に従事する教育士(Erzieher)が配置されている。また、全日制教育プログラムの内容としてドイツ語の補習をはじめ、ダンスや絵画、瞑想、スポーツ等の課外活動を設けている学校であれば、語学指導の専門家や、ダンス、絵画などを指導できる芸術家を招聘している。さらに、子どもが学校にとどまる時間が夕方まで延長され、学校で昼食を提供するニーズが出てきたことで、給食を提供するスタッフ(調理員)や厨房やカフェテリアを掃除するスタッフの需要も生じた。

### ② 個に応じた教育の普及

「すべての子どもに公正にスタートする機会を与えること」、そして「すべての人にとって始まりにおける機会の公正、透明性、そして向上の機会が一層充実するようにすること」は、第二次メルケル政権がキリスト教民主・社会同盟(CDU・CSU)と自由民主党(FDP)との連立協定<sup>(4)</sup>に盛り込んだ目標である。これが象徴するように、近年のドイツでは、教育の機会をいかに「公正に」保障していくかが課題とされており、「子ども一人ひとりに合った教育を提供していくこと」が「公正なこと」であるとされている。こうした理念はドイツに特有のものではなく、むしろEU圏に共通した考え方であるといえるが、ドイツで重視される背景には、早期に進路を固定してしまう伝統的な分岐型学校制度への反省や、移民を背景に持つ児童・生徒及び障害のある児童・生徒の統合(インテグレーション/インクルージョン)の推進があると思われる。

ドイツでは、能力や適性に応じて中等教育段階が分岐しているため、基礎学校の最終学年である第4学年、すなわち若干10歳にして、将来的に職業教育訓練に進むか大学教育を受けるか進路が決まってしまう。近年ではこれを問題視し、児童・生徒一人ひとりの能力や適正、そしてペースに鑑みた教育を提供し、進路選択の可能性を拡大する動きが全国的にみられる。各学校では、児童・生徒一人ひとりの能力に合わせて授業を進められるよう、授業を行う教員の傍らで児童・生徒に個別に助言・指導を行う人材のほか、進路相談のみならず児童・生徒及び教員の一般的な相談にも応じるカウンセリング教員（Beratungslehrer）<sup>(5)</sup>や、より専門的な立場から児童・生徒や教員をサポートする社会教育士（Sozialpädagoge）や学校心理士（Schulpsychologe）などの人材が配置されている。なお、学校心理士の配置は、2002年にエアフルトのギムナジウムで起きた学校無差別殺傷事件を機に急速に進んだ。

移民を背景に持つ児童・生徒については、PISAショック以降、学力低下の大きな要因である彼らを、彼らの背景を尊重しつつもいかにドイツ社会に統合していくかが喫緊の課題として認識されるようになり、各学校にドイツ語学習や異文化理解のために専門の人員を追加的に配置するなど、統合強化に向けた取組が各州で展開されている。

障害のある児童・生徒の統合、すなわち障害のある子どもを通常学校で健常の子どもと一緒に学ばせる試みは、2009年にドイツが国連の「障害者の権利に関する条約」（2006年12月13日採択）に批准したことを受け<sup>(6)</sup>、近年各州で積極的に進められている。このため、特別支援教育の教員ないし教員補助の需要が特に高まっている。

現在のところ、教員以外の人材の配置状況は学校により様々で、まとまった統計はもとより、統一的な規定やガイドラインなども管見の限り見当たらないが、今後「全日制学校」の更なる拡大や個に応じた教育の普及、すなわち学校の一層の機能拡大に伴い、ますますこうした人材の需要は高まっていくとみられる。

### ③雇用の創出

ドイツでは、市町村立の基礎学校及び促進学校、また全日制の教育・保育プログラムを提供している中等教育学校に、子どもの保育のために、ミニジョブと呼ばれる僅少勤務の教育関連職員が投入されていることがある。僅少勤務は、収入が月400ユーロ以下の場合に所得税と社会保険料に対する労働者の負担分が免除される制度である。ドイツ最大州のノルトライン・ヴェストファーレン州に属するミュンスター市の場合、僅少勤務による人員の選考は学校が直接行っているが、雇用契約はミュンスター市学校・継続教育局を介してミュンスター市と結ぶこととなっている。

また、「1ユーロジョブ」と呼ばれる、長期失業者に働く場を提供する目的で設けられた制度においても、長期失業者が学校現場に登用されている例が、州や学校によりある。「1ユーロジョブ」は、労働市場復帰のきっかけとなる就労機会を長期失業者に提供する制度であり、一般に、地方自治体などが再就職の難しい長期失業者に社会福祉や市民サービス等の公益的な役務に就かせ、失業給付金+1時間当たり1~2ユーロの手当を給付するものである。近年では教員不足を背景に、休憩時間の監視、児童・生徒の通学路における安全の確保、用務員の補助といった軽易な役務が長期失業者に提供されている。授業の抜け落ち（Unterrichtsausfall）を防ぐために、教員の代行にも長期失業者に登用する例も報告

されているが、これについては、保護者を中心に多くの批判を呼んでいる。

#### ④学校裁量の拡大

「全日制学校」の普及や個に応じた教育など、きめ細やかな教育への需要の高まりを受けて学校の機能が拡大するにつれて、各州は学校の裁量を拡大せざるを得ない状況になりつつある。例えば、多くの移民や外国人や様々な宗教・信条を持つ人々を抱えるベルリン市（州と同格）では、一人ひとりに合った教育を提供できるよう、カリキュラムが大綱的に編まれている。そのため、学校によりカリキュラムはかなり異なり、例えば、公立でありながら二言語で授業を行うヨーロッパスクール（Europa Schule）や、基礎学校の高学年を対象とした英才教育に重点を置く特殊なカリキュラムを敷いている学校なども複数存在する。

こうしたカリキュラムの多様化は、教職員の配置にも当然ながら影響を与える。一般に、公立学校の教員については州が、教育にかかわらない職員については市町村が人事権を持っているが、多様なカリキュラムにおいては州ないし市町村による統一的、形式的な教職員の選定方法ではもはや十分に対応できないため、人選に学校側の需要が相当程度反映されることになる。

## 2. 学校教職員の概要

### （1）ドイツの学校教育行政制度

全 16 州から成る連邦国家のドイツでは、州を単位とした行政が行われている。同国の憲法に相当する基本法(Grundgesetz)第 30 条では、連邦が権能を行使する事項として基本法が規定する以外の事項は、州の権限であり、責任と規定されている。したがって、基本法が連邦に対して州に協力する権限を認めている学校外の教育訓練及び学術研究における助成などの一部事項を除き、「教育」は原則的に州の権限とされ、教員に関することも州が所管している。この背景には、教育や学術、文化に関しては基本的に州が権限を持つという「文化高権（Kulturhoheit）」と呼ばれる考え方がある。この考え方に従って各州はそれぞれ教育担当省を置き、学校制度、義務教育年限などについて規定した学校法を始め、様々な教育関連法令を独自に制定し、教育行政を行っている。ただし、州により異なる教育制度が地域的な移動などにより児童・生徒や家庭が不利益を被ることがないように、各州の教育担当大臣から構成される常設の各州文部大臣会議（KMK）が各州の教育制度や政策を調整し、学校修了資格などの相互認定に関する州間協定を締結することで、連邦全体としての統一性の維持に努めている。

### （2）学校教職員の法的位置づけ

ドイツの学校教職員は、▽授業を単独で受け持つことのできる教員（Lehrkräfte）と、▽授業を単独で受け持つことのできない教育系職員と、▽教育には関与せずに専ら学校事務や校舎の維持・管理などに従事する運営系職員の 3 つに大別することができる。一般に、教員及び教育系職員については教育（ソフト面）を所管している州が、事務・運営系職員については、学校設置者として学校の建物の維持（ハード面）を所管している市町村が雇

用主となっている。したがって、公立学校の教員及び教育系職員は、州の公務員（Beamte）ないし民法上の雇用契約に基づいて州に雇用されている教職員（Angestellte／tarifbeschäftigte Lehrkräfte）であるのに対して、事務・運営系職員は、民法上の雇用契約に基づいて市町村に雇われている職員であるのが一般的である。

なお、一般に、民法上の雇用契約に基づいて州に雇用されている教職員は、旧東側州を中心に 20 万人ほど存在すると言われるが、連邦統計局の学校統計では、州の公務員と民法上の雇用契約に基づいて州に雇用されている教員と区別はなされておらず<sup>(7)</sup>、それぞれの正確な内訳は不明である。また、事務・運営系職員についても、所管する市町村により雇用状況がまちまちであるため、全体的な状況がわかるような有効な統計は、管見の限り見当たらない。

### （3）授業を単独で受け持つことのできる教員

#### ①一般の教員（Lehrkräfte）

教員の任務については、各州の学校法がそれぞれ規定しているが、その規定内容に大きな違いはない。例えば、ドイツ最大州のノルトライン・ヴェストファーレン州では、同州学校法第 57 条に、▽教育の目的、法律及び行政規定、学校監督官庁の指示及び会議の決議に基づき、生徒に対して自己の責任で、授業を行い、教育し、助言を与え、判定し、監督し、ケアすることや、▽学校生活の形成、学校の組織及び活動の質の改善に積極的に協力することが、教員の任務として規定されている。

教員が学校で教育活動を行うには教員資格が必要である。教員資格の種類については各州が定めているが、学校種別と教育段階別に大別され、学校種別の教員資格は 12 州で交付されている。また、各州の免許状取得までに必要とされる期間や養成内容などの観点から、各州文部大臣会議が教員資格を 6 つの類型<sup>(8)</sup>に分類した協定を締結しており、教員免許の州間相互承認の基準としている。

教員資格を取得するためには、大学の学修修了後に第一次国家試験に合格するか修士号を取得した後に、試補勤務（資格の種類により 12～24 か月）<sup>(9)</sup>を経て、第二次国家試験に合格しなければならない。

任用に際しては、各州の教育省ないしその下位の学校監督官庁が教職志願者の適性や能力などに鑑みて選考を行う。いくつかの州では、学校の特性に配慮した人事が行えるよう、一部の選考に学校もかかわらせている。州の公務員として任用された教員は、まず、通常、州の試用公務員として任用され、通常 2.5～3 年（最長 5 年）の試用期間を経て終身公務員に任用される。民法上の雇用契約に基づいて州に雇用される教員の試用期間は 6 か月となっている。

教員には、州や学校種により、週 22.2～32 時間の義務授業時間が定められているが、校務や研修などを理由に義務時間を縮減することが認められている。また、学校の管理・運営を主要な任務とする校長についても、義務授業時間が一般の教員よりも低く設定されている。

研修を受けることは公務員であるすべての教員の義務である。参加自体が義務づけられている研修もあるが、基本的に、各教員が多様な研修機会の中から必要に応じて参加する。研修への参加が認められた教員は職務専念義務が免除され、交通費を全額支給される。研

修内容は、個々の学校種や学校段階に特有の問題をはじめ、学校管理や法律問題も含む学校一般に関する内容から情報通信技術（ICT）の活用方法や外国語教育などの時勢に沿った内容など、広範な領域をカバーしている。

教員の昇格は、一般に、志願教員が上級の職に応募し、採用されることによって果たされる。選考に際しては勤務評定が行われる。

## ②校長（Schulleiter）

一般の教員と同様に、校長の任務に関する規定も各州の学校法に定められている。例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州学校法第 59 条には、校長の任務は、学校の代表として、特に学校開発、人事管理及び職員の能力開発、組織と管理及び学校監督、学校設置者及び学校のパートナーとの協力に際して学校を指揮し、学校の教育任務に責任を持つとともに、学校の質の改善と質の保証に配慮することと定められている。

このように、校長は学校の管理・運営を主要な任務としつつも、教員としても授業を担当しなければならない。ただし、一般の教員よりも義務授業時間は低く設定されている。

校長の選出は、学校監督官庁が学校の特性等に鑑みて校長の公募に志願した者の中から複数の候補者を学校会議に対して指名し、学校会議<sup>(10)</sup>が投票などを通じて行う。

## （４）授業を単独で受け持つことのできない教育系職員

### ①学校心理士（Schulpsychologe）

学校心理士は、児童・生徒の学習、発達、行動上の問題や、教員の専門性の発達、学校の予防的取組の開発等々、学校での教育や学習に関連する様々な問題について、児童・生徒、保護者、教員、校長などをサポートし、アドバイスすることを任務としている。1人の学校心理士が1つの学校を専任していることは稀で、通常は、地域ごとに設置されている学校心理相談センターなどに州の公務員あるいは民法上の雇用契約に基づく州の職員として籍を置きながら、同一地域内にある複数の学校を担当している。

ドイツにおける学校心理士の歴史は新しくはなく、すでに 1950 年代にはいくつかの主要都市に最初の学校心理相談センターが開設された。しかしその後、1974 年に連邦・各州教育計画・研究助成委員会（BLK）<sup>(11)</sup>が「学校心理士 1 人当たり児童・生徒 5,000 人」となるよう、学校心理士の養成・配置の強化を各州に勧告したものの、予算上の問題などから、多くの州でこの勧告が従われることはなく、学校心理士の普及は後退していった。学校心理士のニーズが再度高まったのは、2002 年にエアフルトのギムナジウムで起きた学校無差別殺傷事件が起きてからである。当初は、ショッキングな事件に動揺する子どもたちの心のケアや、こうした事件を予防する観点から、学校での心理相談を重視する風潮が高まっていったが、最近では、「全日制学校」や個に応じた教育や統合教育等の推進に合わせて学校心理士の需要が高まっており、いくつかの州では学校法にその配置が規定されている。心理士の職能団体「連邦ドイツ心理士協会」の統計によると、学校心理士の配置状況は、配置を義務づけているベルリン市では、学校心理士 1 人当たり児童・生徒数が 2008 年度には 6,130 人であったのが 2011 年度には 5,000 人に、また最大州のノルトライン・ヴェストファーレン州では、2008 年度に 1 万 832 人であったのが 2011 年度には 9,470 人に、さらに学校心理士の配置が最も進んでいないニーダーザクセン州でも、2008 年度には



2万6,324人であったのが2011年度には1万8,103人となっており、州により大きな開きがあるものの、いずれの州でも学校心理士の配置が進んでいる<sup>(12)</sup>。

学校心理士として従事するには、総合大学の伝統的な学修課程で心理学のディプロームを取得しているか、近年新たに導入された学士・修士課程で心理学の学位を取得していることが前提となるが、こうした大学での学修に並行して、在学中に学校心理学関連の相談センターで1つ以上の実習を行っていることが望ましいとされている。

なお、学校には、学校心理士のほかに「カウンセリング教員 (Beratungslehrer)」と呼ばれる相談要員も存在するが、カウンセリング教員は追加的な養成により、そのためのスキルを身に付けた一般の教員である。カウンセリング教員の養成は、通常、現職の教員が1年程度のカウンセリング教員養成コースで熟練したカウンセリング教員や学校心理士から指導を受けることによって行われる。

## ②社会教育士／社会福祉士 (Sozialpädagoge / Sozialarbeiter)

社会教育士あるいは社会福祉士は、学校や就学前保育・教育施設をはじめ、子ども・青少年援助施設、障害者や高齢者のケア施設、病院、刑務所など、様々な領域で人々の生活を支援し、また生涯学習の文脈で言えば、社会的に不利な状況にある人々の学習をサポートしている。例えば、学校や子ども・青少年援助施設では、▽障害のある子ども、移民を背景に持つ子ども、外国人の子どもなど、何らかの問題を抱える子どもの教育的支援やカウンセリング等を通じたケア(両親との面談や家庭訪問を含む)、▽そうした子どもたちの指導に当たる教員のサポート、▽学校間や学校と行政機関とのコンフリクトの調停等が、社会教育士あるいは社会福祉士の主要な任務となっている。

活動領域に多様さに比例して雇用形態や雇用主も様々である。学校あるいは学校関連のことに専門的に従事する学校社会福祉士 (Schulsozialarbeiter) の場合、州の公務員あるいは民法上の雇用契約に基づく学校設置者の職員として雇用される例もあるが、大多数は、公的あるいは私的な青少年福祉関連機関の設置者と民法上の雇用契約を結んだ職員である。1人の学校社会福祉士が同一地域内の複数の学校を担当していることが多い。

基本的に、社会教育士と社会福祉士に違いはない。社会教育士は、伝統的にドイツの高等教育機関で授与されてきた学位(ディプローム)であるのに対し、社会福祉士は、ボローニャ・プロセスにおける高等教育機関の国際化・欧州共通化の流れの中で授与されるようになった学位(学士・修士)である。それぞれの学位取得課程は当初分けられていたが、現在では、社会教育が社会福祉に吸収されるかたちで統合されている場合が多い。学修期間は、伝統的な社会教育ディプロームでは、高等専門学校で3.5~4年、総合大学で4.5~5年を要したが(高等専門学校で取得されたディプロームは、総合大学のそれとは区別され、学位の後に「(FH)」と付される)、新しい学位である社会福祉学士では3~3.5年、社会福祉修士では1.5~2年となっている。なお、これまで学校社会福祉士に特化した養成課程はなく、その養成は社会教育士ないし社会福祉士の養成の枠内で行われていたが、2011年度にドイツで初めてドレスデン・プロテスタント大学に学校社会福祉士の養成課程が開設された。

### ③特別支援教育士 (Sonderpädagoge)

特別支援教育士は、多くの場合は障害者を対象とした学校や施設や相談センターで、精神的あるいは身体的な障害がある人々の一般的なケアや教育的な活動や、また特定の障害に専門的に従事することを任務としている。学校では、原則として単独で教育を行うことは認められておらず、障害のある児童・生徒の介助が主な任務となる。特別支援教育士の養成は、高等専門学校（「専門大学」とも訳される総合大学に並ぶ高等教育機関）と専門学校で行われており、前者では3～4年で学士の取得に至る。後者では、教育士や社会教育士の有資格者を対象に、継続教育（Weiterbildung）プログラムにおいて行われており、フルタイム就学で1.5～3年、パートタイム就学で2～4年かかる。修了すれば、州認定の特別支援教育士として認められる。

### ④技術指導員

職業教育と職業訓練を平行に提供するデュアルシステムで知られるドイツでは、早期に職業に対する興味・関心を子どもたちに持たせるべく、すでに中等教育学校の前期中等教育段階で職業準備教育が行われており、州や学校によっては、学校の敷地内に作業場（Schulwerkstatt）が設けられ、実践に触れる機会が提供されている。こうした作業場には、児童・生徒に技術指導を行う職員が州の権限で配置されている。技術指導員は、一般に、相応の技術に関する専門的な知識や技能を備え、かつ相応の職業資格を持っている者である。

### ⑤スクールヘルパー

教育に直接かかわることなく学校内で児童・生徒の学校生活をサポートする職員が存在する。彼らは、「ケアスタッフ（Betreuer / Betreuungskräfte）」「ヘルパー（Helfer / Hilfskräfte）」や「サポーター」などと、州や学校により様々な名称で呼ばれている。スクールヘルパーは、課外活動及びスポーツ、レクリエーションのサポート、宿題指導、給食時間のケア、学校生活を送るに当たって何らかの困難が生じる子どもの介助等々、その任務は多様である。スクールヘルパーの任務には、教育士（Erzieher）、ボランティア、教育実習中の学生、「ミニジョブ」と呼ばれる僅少勤務の職員など、様々な立場の者が従事している。

#### ⑤-1 教育士 (Erzieher)

教育士は、就学前保育・教育機関、学童保育機関、障害者支援施設、青少年福祉機関、余暇センターのほか、近年では全日制学校などを活動領域とし、その仕事内容は、子どもや青少年の監督（Aufsicht）、教育（Erziehung und Bildung）、保育や介護、余暇活動の組織や実施など、活動領域により非常に多様だが、教育士の多くは就学前保育・教育施設など、子どもの保育・教育に関係する機関に従事している。ただし、近年の全日制教育プログラムの普及を背景に、学校で提供される学童保育や教科外の教育プログラムなどに保育要員（Betreuer / Betreuungskräfte）として従事する教育士へのニーズが増高まっている。また、教育士は単独で授業を行うことはできないが、授業における教育的な補助に従事することもある。公立の機関に従事する教育士は、一般に、州又は学

校協会や学校支援協会<sup>(13)</sup>と民法上の雇用契約を結んだ職員であり、公務員として任用されることはない。

教育士の養成は、主に専門学校又は高等専門学校で行われる。2004年以降は、一部の高等教育機関が、学士号の取得にもつなげる教育士養成課程を提供している。養成期間は、就学前保育・教育施設での実習を含めて通常5年で、中等教育修了資格とともに2年以上の職業訓練経験を有していることが、養成課程への受入れ要件となっている。修了者には、全国的に通用する「州認定教育士」の資格が与えられる。

### ⑤-2 ボランティア要員

全日制教育プログラムや、移民を背景に持つ児童・生徒及び外国人子弟のドイツ語学習支援、さらには障害のある児童・生徒の学習活動及び学校生活の介助などでは、地域ボランティアをはじめ、「連邦志願ボランティア」や「社会活動年 (Freiwilliges Soziales Jahr)」といった連邦のボランティア制度の枠内で、若手のボランティア要員も学校に積極的に投入されている。

2011年7月1日をもって兵役(満18歳以上の男子が対象)が停止されるまでは、良心的な理由から兵役を拒否した者が、兵役代替役務 (Zivildienst) として福祉施設や医療機関などで非軍事の任務(最近時では260日間)に就くことになっていたが(年間9万人が従事)、学校もその任務地の1つとなっていた。同制度では、報酬、ボーナス、社会保険料、研修費の一部を連邦が、食事、作業着、宿泊、研修費を受入れ先が負担していた。兵役停止後は、従来の兵役代替役務の任務を補うものとして、新たに「連邦志願ボランティア」と呼ばれる制度がスタートした。これは、1年程度の社会奉仕活動に年齢や性別に関係なく誰でも応募できるというもので、採用された者は、宿泊、食事、少額の給与を支給される。

ボランティアとして学校での活動にかかわるに当たっては、「社会活動年」と呼ばれる、若者を対象としたボランティア制度も活用されている。これは、義務教育を修了した27歳までの者を対象に、医療、福祉、青少年スポーツ、文化の分野<sup>(14)</sup>における6~18か月の奉仕活動を保障する制度で、同制度を利用したボランティア活動への参加が、大学入学時に有利に評価されることもあるという。研修費用を連邦が、宿泊、食事、作業服、小遣い(180ユーロ程度/月)、社会保険料を受入れ先(一部は州)が負担することとなっている。

### ⑤-3 その他の要員

高等教育機関や教員ないし教育士の養成課程や専門学校の教育士養成課程では短期間の教育実習の機会が設けられており、その枠内で学生がスクールヘルパーとして児童・生徒の学習活動などを補助していることがある。また、「ミニジョブ」と呼ばれる制度において、僅少勤務の労働者がスクールヘルパーの任務に就いていることもある。「ミニジョブ」については、本稿「1. - (2) - ③雇用の創出」を参照。

## ⑥スクールアシスタント (Schulassistent)

学校には、児童・生徒の学校生活をサポートする人員が存在する一方、教員の授業の準

備や実施などを補助するスクールアシスタントと呼ばれる職員も配置されている。スクールヘルパーが児童・生徒の学校生活のサポートを任務とするのに対して、スクールアシスタントは教員のサポートを任務とし、直接的ではないものの児童・生徒の教育にかかわる人材であることから、基本的にその人事権は州が有している。ただし、「スクールアシスタント」の名称でスクールヘルパーの任務と同様の任務が遂行されている場合や、任務内容が「学校の維持」にかかわるものである場合も州により学校により存在し、そうした場合の人事権は、前者であれば学校協会が、後者であれば一般に学校設置者である地方自治体が有している。スクールアシスタントの任務としては、例えば、授業で使用するオーディオやコンピュータの設置、授業教材の準備、理科や技術系の授業における実験装置等の準備、学校図書館業務の補助<sup>(15)</sup>などがある。雇用条件は任務内容に応じて様々で、高等教育機関の教員養成課程に在学する学生が、教育実習の枠内でスクールアシスタントの任務に従事していることもある。

#### (5) 学校事務や校舎の維持・管理などに従事する事務系・運営系職員

##### ①学校事務員 (Schulsekretär)

学校事務員は市町村の職員である。雇用に際しては、通常、学校事務に要するスキルを備えていれば、特定の学歴や職業資格をさらに求められることはない。学校事務員の配置は、学校の規模（児童・生徒数）や学校種（基礎学校、ハウプトシューレ、特別支援教育学校、実科学校、ギムナジウム等）に応じて決定されるため、大規模の中等教育学校では多くの学校事務員が勤務している。学校事務員は、例えばノルトライン・ヴェストファーレン州のミュンスター市の場合、各学校の校長及び同市の学校・継続教育局（下級学校監督官庁）<sup>(16)</sup>に設置されている教育局の服務監督下に置かれている。

##### ②用務員 (Hausmeister)

学校事務員と同様に、用務員も市町村の職員である。用務員は、学校の敷地や建物の維持・管理を任務とし、その多くは雇用主である市町村から、学校の敷地内に設置されている官舎を宛がわれている。用務員は、例えばノルトライン・ヴェストファーレン州のミュンスター市の場合、各学校の管理部（校長、副校長など）及び同市の学校・継続教育局（下級学校監督官庁）の服務監督下に、また不動産管理局の専門監督下に置かれている。

##### ③校医 (Schularzt)

学校における子どもの健康管理・衛生維持等は、校医の任務である。校医は市町村の保険局に所属する小児科医であり、同局の服務監督下に置かれている。

##### ④その他の職員

上で挙げた事務系・運営系職員のほかに、学校のニーズに応じて様々な人材が投入されている。例えば、調理場を持ち、給食をケイタリングに頼らず自ら提供している学校では、調理員が置かれている。また、ドイツでは、日本のような「掃除の時間」はなく、児童・生徒が教室や廊下の清掃を行うことはないため、学校により、校内の清掃業務を業者委託していたり、独自に清掃員を雇っていたりする。学校規模が小さければ、用務員が清掃業

務を行っている場合もある。いずれも学校の「ハード面」にかかわる人材であるため、学校の要請を受け、設置者である市町村が雇用している。

### 3. まとめ

ドイツの教育制度は、戦後の経済成長を支えた優れた教育制度として久しく信じられてきたが、2001年のPISAショックを契機に、そうした信用は大きく損なわれることになった。以後、ドイツは学力向上を目標に、抜本的な教育改革に取り組んでいった。中でも、大きな動きが「全日制学校」の導入・普及である。これは、授業時間以外の時間にも学校の機能を拡大させることになり、児童・生徒の学校生活の有り様とともに、学校に従事する人材の有り様や、教員以外の人材に対する学校関係者の意識も変化させることになった。また近年では、学力向上を重視する一方で、児童・生徒一人ひとりに応じた教育を提供していくことの重要性にも意識が向けられるようになったことで、教員をはじめ、その他の人材に対する需要もますます高まってきている。

現在のところ、学校の教育的活動は教員が専管するところという考えが伝統的に根強いことや、教員以外の人材の重要性が意識され始めてまだ日が浅いこと、さらには教員及び教育系職員と非教育系職員の所管が州と市町村に分けられていることから、学校職員については制度として成り立っていない状況にある。したがって、学校職員、とりわけ非教育系職員に関する統一的な概念規定はもとより、ガイドラインや統計等も策定されていない。しかし、学校の裁量を大幅に認め、小さな行政単位で学校のニーズに合った人員を配置し、予算をつけていく方法からは何らかの示唆を得ることができるのではないだろうか。

高谷亜由子（文部科学省）

- (1) KMK, *Lehrereinstellungsbedarf und Lehrereinstellungsangebot in der Bundesrepublik Deutschland Modellrechnung 2010-2020*, Juni 2011.
- (2) 東西統一後の傾向から転じて、西ドイツ地域では供給が需要を上回るのに対して、東ドイツ地域では需要が供給を上回る状況となっている。また、学校種別にみると、後期中等教育段階の職業教育分野、職業学校、特別支援教育分野の教員が、また教科別では、例えば数学や自然科学の教員が不足した状態が今後も続くと言われている。
- (3) Autorengruppe Bildungsberichterstattung (Hrsg): "Bildung in Deutschland 2012. Ein indikatorengestützter Bericht mit einer Analyse zur kulturellen Bildung im Lebenslauf", W. Bertelsmann Verlag, Bielefeld 2012. 同報告書『ドイツの教育』は、各州文部大臣会議と連邦教育研究省の共同報告書で、2006年より隔年で公表されている。2012年版はドイツ国際教育研究所（DIPF）に委託され、作成された。
- (4) Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und FDP "Wachstum. Bildung. Zusammenhalt.", Beschlossen und unterzeichnet am 26. Oktober 2009.
- (5) カウンセリング教員は、研修によりカウンセリングについてのスキルを身につけた一般の教員である場合が多い。
- (6) 国連の「障害者の権利に関する条約」の第24条「教育」には、「障害者が障害を理

由として教育制度一般から排除されず」、また「障害のある児童・生徒が障害を理由に、無償の、かつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されない」ように努めることが締約国の目標として規定されている。なお、ドイツでは、障害のある子どもの教育は、伝統的に促進学校での分離指導を基本に提供されてきた。

(7) 連邦統計局の教員統計における各学校種の本務教員数の推移は、以下のとおりである。

| 学校種                   | 設置者 | 1992年度  | 1995年度  | 2000年度  | 2005年度  | 2010年度  |
|-----------------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 基礎学校                  | 公   | 206,753 | 197,860 | 188,619 | 187,811 | 191,804 |
|                       | 私   | 2,015   | 1,763   | 2,483   | 4,108   | 6,074   |
| ハウプトシューレ              | 公   | 100,033 | 97,800  | 97,547  | 77,245  | 53,155  |
|                       | 私   | 1,906   | 2,356   | 2,532   | 2,512   | 2,234   |
| 実科学校                  | 公   | 54,569  | 68,345  | 69,659  | 70,376  | 65,168  |
|                       | 私   | 4,609   | 4,724   | 5,094   | 5,944   | 6,806   |
| ハウプトシューレと実科学校を合わせた学校種 | 公   | 25,223  | 25,913  | 29,845  | 32,791  | 35,294  |
|                       | 私   | 247     | 30      | 186     | 421     | 1,400   |
| ギムナジウム                | 公   | 131,206 | 138,889 | 136,610 | 145,926 | 158,528 |
|                       | 私   | 14,918  | 15,490  | 16,165  | 17,611  | 20,624  |
| 総合制学校                 | 公   | 43,629  | 39,959  | 41,526  | 37,993  | 43,429  |
|                       | 私   | 4,790   | 5,502   | 6,315   | 7,428   | 9,167   |

(単位：人)

(8) 各州文部大臣会議が定める教員資格の6つの類型は、次のとおりである：

- －類型1：基礎学校又は初等教育段階の教員
- －類型2：初等教育段階及び前期中等教育段階の全学校種又は前期中等教育段階の1学校種の教員
- －類型3：前期中等教育段階の全学校種又は1学校種の教員
- －類型4：後期中等教育段階（普通教育科目）又はギムナジウムの教員
- －類型5：後期中等教育段階（職業教育科目）又は職業教育学校の教員
- －類型6：特別支援教育学校の教員

(9) 試補勤務は、州の試補教員研修所の各種研修講座に参加し、養成担当官の指導を受けながら理論と実践を学ぶと同時に、試補勤務校で担当教員の助言を受けながら、毎週数時間の授業実習を行うもの。試補には、任命撤回可能な公務員としての身分が与えられるとともに、給与も支払われる。

(10) 学校会議は各州の学校法に基づいて各学校に設置されるもので、校長、教員の代表、児童・生徒の代表、保護者の代表から構成され、学校プログラムの策定、時間割の編成、学校行事の実施等に関与する権限を有する、学校の一運営組織である。

(11) 連邦・各州教育計画・研究助成委員会（BLK）は、連邦と各州が教育と学術研究に関して共同任務を執行するための機関で1970年に設立されたが、教育と学術研究に関する連邦と各州の共同任務を定める基本法（連邦の憲法に相当）の第91b条が連邦制度改革により2006年7月に改正され、教育分野における連邦の共同任務の権限が縮小されたことに伴い、2007年12月31日に解散された。

(12) Berufsverband Deutscher Psychologinnen und Psychologen: "Schulpsychologie in Deutschland - Berufsprofil", 2. ergänzte Auflage 2008 u. "Anzahl der SchülerInnen pro SchulpsychologIn (alle Schulformen)- Vergleich der Bundesländer zum

## Schuljahr 2011/2012.

- (13) ドイツでは、学校協会 (Schulverein) ないし学校支援協会 (Schulförderverein) と呼ばれる、通常は保護者、教員、地域の支援者、企業等のスポンサーなどで構成された連合体が各学校に存在する。こうした連合体の多くは民法に基づいて組織された登録団体として、学習教材やコンピュータの調達、児童・生徒への補習や保育の提供において財政的な支援のほか、嘱託職員 (Hilfs- und Honorarkräfte) の雇用、プロジェクトの推進・組織、学食やカフェテリアの運営にもかかわっている。
- (14) 「社会活動年」では、例えば、福祉作業所、子どもデイケアセンター、保育所、幼稚園、学校、老人ホーム、介護施設、病院、社会福祉施設などでの看護、教育、家事の補助に従事する。
- (15) ドイツには、確固とした学校図書館制度はなく、すべての学校に図書館が設置されているわけではない。また、司書の職業資格を持つ専門的な人材が学校図書館に配置されることも稀で、ほとんどの場合、学校教員が図書館業務を引き受けている。
- (16) 学校監督の権限を持つ最上級の機関は、州の教育省である。





## 第5章 中国における学校教職員

### 1. 概要：教育の質的变化と職員の種類・役割の変化

現在の中国の学校における専任教員（原語：専任教師）以外のスタッフは、『中国教育統計年鑑』によれば、事務職員（原語：行政人員）、教員補助員（原語：教輔人員）、労働勤務員（原語：工勤人員）、学校運営の工場や農場の職員（原語：校弁工廠、農場職工）、臨時教員（原語：代課教師）、非常勤教員（原語：兼任教員）の6種類である。このうち、臨時教員及び非常勤教員以外は、「教職員」という分類に入り、教育機関専任の職員である。教職員の分類においては、2001年以前と以後で変化があり、2001年の統計から初めて「教員補助員」のデータが掲載されるようになった。この理由は、2001年に「初等中等学校の教職員編成基準の制定における意見」が制定され教員の分類が明確になったことと同時に、教職員の役割が変化したことに理由があると考えられる。1977～2000年までの期間では、文化大革命期（1966～76年）に混乱した教育を建て直し、義務教育の普及を目指すため、農村地域に前期中等教育修了以上の学歴を持つ人材を無資格のまま学校に配置する「民弁教師」が小学校の専任教員数の半数以上を占めていた。しかし、教育状況の改善に伴い、我が国戦前の代用教員に近似した「民弁教師」は教員資格の取得による正規の教員への転換を通じて次第に減少し、2000年には、専任教員のうち小学校で5%、初級中学で1%を占めるのみとなった。同時期には、国内の義務教育の普及が基本的に完成し<sup>(1)</sup>、教育政策は、普及から質の向上に移行していった。2001年から現在に至る第2期は、21世紀の知識基盤社会、グローバル化・情報化に対応した人材育成として児童・生徒の総合的な能力伸長を目指す資質教育が導入され、教育課程基準が改正された時期であり、資質教育や新教育課程で導入された総合実践活動や情報教育、「科学」関連科目での実験等のため教員を補助する教員補助員（原語：教学補助人員、略称：教輔人員）の位置づけの明確化が必要になった時期である。一方、同時期は、経済が発展した東部沿海地域と、経済発展の遅れた中西部内陸地域の教育格差が顕著になった時期でもあり、農村地域では、教員不足が深刻であった。教育行政機関は、正規の教員に転換できなかった「民弁教師」を臨時教員として継続任用する等で人員不足に対応した。また、高等教育機関の卒業生を教員として農村に派遣する政府の事業や、民間のボランティアによる農村地域の教育支援等が行われた。

### 2. 近年の主な教育改革の動向

市場経済への移行や対外開放等に基づく経済の現代化により年率10%前後の経済成長を維持しながら発展してきた中国は、経済発展を促す人的資源開発の手段として教育改革を推し進めてきた。

1978年12月に開催された中国共産党第11期中央委員会第3回総会では「全党の活動の重点を社会主義現代化建設に移す」ことが決定され、階級闘争を主とした文化大革命（1966～76年）路線を転換し、経済の飛躍的發展を目指すことを、政府は最大の政策課

題とした。また、改革・開放政策の指導者である鄧小平氏は、1978年の全国科学会議で「現代化のカギは科学技術の現代化である」、「科学技術人材の養成の基礎は教育にある」と述べ、現代化建設における科学技術と教育の役割を高く評価し、科学技術の発展を支える教育の普及・改革が重視されるようになった。

現代化政策が開始された1980年前後は、長く続いた文化大革命によって教育の状況は混乱しており、普及の遅れや質の低下などが指摘されていた。初等教育は全国に普及しておらず、9割の子どもが入学しても6割しか卒業しないと言われていた。教員に関しても人材養成が追いつかず、小学校の多くは「民弁教師」と呼ばれる無資格教員を任用し、1977年時点で「民弁教師」数は約491万人<sup>②</sup>と教員のほとんどを占めていた。

1985年には教育の立ち後れを取り戻すための教育改革の基本的方向を定めた「教育体制改革に関する決定」が発表され、9年制義務教育の完全実施が改革の柱の1つとして提示されるとともに、1986年には「義務教育法」が制定され、全国的な義務教育の普及が法的に定められた。1992年に開催された中国共産党第14回全国代表大会において「基本的に9年制義務教育を普及させ、基本的に青壮年（15～50歳）の非識字者を一掃する」という目標が掲げられ、1994年に公表された「中国の教育の改革及び発展についての綱要」においては「9年制義務教育普及地域の人口が当該地域の全人口に占める割合の85%以上、青壮年人口中の非識字者率5%以下」の「2つの基本」を2000年までに達成することが、教育目標とされた。同時期、義務教育制度を支える教員の資格、養成、任用、処遇等を定めた「教師法」が1993年に制定され、同法に基づいて1995年には「教師資格条例」、2000年に『教師資格条例』実施方法」が制定され、無資格教員の割合は大幅に減少した。

1999年には教育部は21世紀初頭までの教育改革をまとめた「21世紀に向けた教育振興行動計画」を発表し、資質教育（受験偏重教育を克服し、徳・知・体の全面にわたって児童・生徒の資質を伸ばそうとする教育）の推進を提起した。また、2001年に国務院が発表した「基礎教育の改革及び発展に関する決定」では、創造性の育成を重視する資質教育に対応した教育課程編成を重視し、教科横断的な総合実践活動の導入を指示した。さらに同年、中国のWTO加盟という国内経済の対外開放を一層進める変化が発生し、それ以降、グローバルな状況下で活躍できる人材の育成が求められ、政府は、大量の労働力に基づく加工産業に支えられた「人口強国」から創造性や知識に基づいて革新的な産業に支えられた「人材強国」への人材育成の転換を図っている。これら社会の変化から教員にはより高い学歴や資質が求められるようになり、1999年以降は教員に対する継続教育による学歴の向上や教育の情報化に対応した教育方法に関する研修、農村部の教員の資質向上に関する研修等、全教員を対象とした研修が積極的に行われている。

### 3. 学校教職員の現状

#### (1) 学校教職員の規模

教育部発行の『中国教育統計年鑑 2010 年版』に基づくと初等中等教育機関における職員は、公財政を使用した事業単位の人員編制である「事業編制」に含まれる「教職員」としての専任教員、事務職員、教員補助員、労働勤務員、学校運営の工場や農場の職員と、「事業編成」に含まれない臨時教員、非常勤教員からなる。

2010 年の学校教職員の規模は、次のとおりである。

表 1：小学校における学校教職員数（2010 年）

（単位：千人）

|        | 教職員数  |       |      |       |       |               | 臨時教員 | 非常勤教員 |
|--------|-------|-------|------|-------|-------|---------------|------|-------|
|        | 合計    | 専任教員  | 事務職員 | 教員補助員 | 労働勤務員 | 学校運営の工場や農場の職員 |      |       |
| 総計     | 6,110 | 5,617 | 227  | 108   | 156   | 2             | 204  | 16    |
| %      | 100   | 91.9  | 3.7  | 1.8   | 2.6   | 0             |      |       |
| そのうち女性 | 3,434 | 3,255 | 62   | 49    | 67    | 1             | 139  | 9     |
| 都市部    | 1,065 | 947   | 53   | 25    | 40    | 0             | 29   | 4     |
| 郷鎮     | 1,637 | 1,479 | 65   | 38    | 54    | 1             | 29   | 3     |
| 農村部    | 3,407 | 3,191 | 109  | 45    | 62    | 1             | 147  | 8     |

注：小学校数は、29 万 597 校、このうち普通教育を行う小学校は、25 万 7,410 校、成人教育を行う小学校は 3 万 3,187 校。

（出典）『中国教育統計年鑑 2010』

表 2：普通教育を行う中等教育機関における学校教職員数（2010 年）

（単位：千人）

|        | 教職員数  |       |      |       |       |               | 臨時教員 | 非常勤教員 |
|--------|-------|-------|------|-------|-------|---------------|------|-------|
|        | 合計    | 専任教員  | 事務職員 | 教員補助員 | 労働勤務員 | 学校運営の工場や農場の職員 |      |       |
| 総計     | 5,859 | 5,042 | 253  | 265   | 294   | 5             | 93   | 18    |
| %      | 100   | 86.1  | 4.3  | 4.5   | 5.0   | 0.1           |      |       |
| そのうち女性 | 2,747 | 2,467 | 57   | 121   | 100   | 2             | 51   | 7     |
| 都市部    | 1,535 | 1,272 | 91   | 86    | 83    | 2             | 31   | 8     |
| 郷鎮     | 2,769 | 2,392 | 97   | 132   | 156   | 2             | 37   | 6     |
| 農村部    | 1,556 | 1,376 | 65   | 48    | 65    | 1             | 243  | 4     |

注：高級中学校数は、1 万 4,058 校、初級中学校数は、5 万 4,823 校、合計は、6 万 8,881 校である。

（出典）『中国教育統計年鑑 2010』

#### (2) 学校教職員の経年変化

以下に、1987～2000 年及び 2001～2010 年までの小学校及び中等教育機関の学校教職員数の経年変化を表にして表す。期間を分けるのは 2001 年に統計分類が改訂されたからである。また、主な学校教職員の経年変化を学校数の変化とともにグラフにして表す。

表3：1987～2000年までの小学校数・学校教職員数

(単位：千校/千人)

| 年    | 教職員 |       |            |     |           |                 | 臨時教員 | 臨時労働<br>勤務員 |
|------|-----|-------|------------|-----|-----------|-----------------|------|-------------|
|      | 学校  | 専任教員  | うち民弁<br>教師 | 事務員 | 労働<br>勤務員 | 学校経営工場<br>・農場職員 |      |             |
| 1987 | 807 | 5,434 | 2,538      | 479 | 148       | 24              | 338  | 77          |
| 1990 | 766 | 5,582 | 2,306      | 482 | 149       | 27              | 426  | 82          |
| 1991 | 729 | 5,532 | 2,169      | 482 | 151       | 28              | 474  | 145         |
| 1992 | 713 | 5,526 | 2,045      | 487 | 156       | 30              | 593  | 91          |
| 1993 | 697 | 5,552 | 1,930      | 478 | 158       | 31              | 629  | 87          |
| 1994 | 683 | 5,611 | 1,817      | 471 | 161       | 28              | 653  | 89          |
| 1995 | 669 | 5,664 | 1,632      | 466 | 164       | 30              | 718  | 91          |
| 1996 | 646 | 5,736 | 1,402      | 458 | 168       | 24              | 772  | 96          |
| 1997 | 629 | 5,794 | 1,108      | 455 | 168       | 20              | 860  | 105         |
| 1998 | 610 | 5,819 | 803        | 443 | 169       | 14              | 842  | 103         |
| 1999 | 582 | 5,860 | 497        | 430 | 169       | 11              | 707  | 92          |
| 2000 | 554 | 5,860 | 277        | 416 | 170       | 8               | 551  | 87          |

注：民弁教師は主に農村地域の義務教育段階の教員不足に対応するためコミュニティ（集体）等が雇用した教員である。民弁教員数は、毎年、教育部が発表する「全国教育事業発展発展統計公報」の1994～2000年に数値が掲載されており、同期間はそちらの数値を採用した。1994年以前は、『中国教育統計年鑑』及び『中国教育事業統計年鑑』の専任教員の項目におけるコミュニティ運営「集体弁」の数値を民弁教師とした。

表4：2001～2010年までの小学校数・学校教職員数

(単位：千校/千人)

| 年    | 教職員 |       |           |      |           |                 | 臨時教員 | 非常勤教員 |
|------|-----|-------|-----------|------|-----------|-----------------|------|-------|
|      | 学校  | 専任教員  | 教員<br>補助員 | 事務職員 | 労働<br>勤務員 | 学校運営工場<br>・農場職員 |      |       |
| 2001 | 491 | 5,798 | 65        | 364  | 147       | 7               | 581  | 28    |
| 2002 | 457 | 5,779 | 71        | 340  | 145       | 6               | 477  | 22    |
| 2003 | 426 | 5,703 | 78        | 325  | 146       | 5               | 424  | 20    |
| 2004 | 394 | 5,629 | 83        | 309  | 147       | 4               | 379  | 18    |
| 2005 | 366 | 5,592 | 90        | 296  | 150       | 3               | 331  | 19    |
| 2006 | 342 | 5,588 | 94        | 282  | 154       | 3               | 312  | 18    |
| 2007 | 320 | 5,613 | 99        | 262  | 158       | 2               | 272  | 18    |
| 2008 | 301 | 5,622 | 103       | 249  | 157       | 2               | 251  | 18    |
| 2009 | 280 | 5,633 | 106       | 238  | 156       | 2               | 235  | 16    |
| 2010 | 257 | 5,617 | 108       | 227  | 156       | 2               | 204  | 16    |

表5：1987～2000年までの普通教育を行う中等教育機関数・学校教職員数

(単位：千校／千人)

| 年    | 教職員 |          |                    |     |     |           |                     | 臨時<br>教員 | 臨時<br>労働<br>勤務員 | 非常勤<br>教員 |
|------|-----|----------|--------------------|-----|-----|-----------|---------------------|----------|-----------------|-----------|
|      | 学校  | 専任<br>教員 | 初中<br>(うち民<br>弁教師) | 高中  | 事務員 | 労働勤<br>務員 | 学校経営<br>工場・農場<br>職員 |          |                 |           |
| 1987 | 93  | 2,870    | 2,327<br>(389)     | 544 | 521 | 335       | 87                  | 135      | 111             | 14        |
| 1990 | 88  | 3,033    | 2,470<br>(306)     | 562 | 518 | 354       | 86                  | 126      | 117             | 9         |
| 1991 | 86  | 3,090    | 2,517<br>(276)     | 573 | 517 | 361       | 86                  | 128      | 130             | 8         |
| 1992 | 84  | 3,141    | 2,565<br>(253)     | 576 | 515 | 370       | 86                  | 144      | 121             | 8         |
| 1993 | 83  | 3,167    | 2,608<br>(225)     | 559 | 506 | 377       | 84                  | 138      | 110             | 7         |
| 1994 | 82  | 3,234    | 2,687<br>(200)     | 547 | 501 | 379       | 78                  | 133      | 107             | 11        |
| 1995 | 81  | 3,334    | 2,784<br>(166)     | 551 | 497 | 387       | 77                  | 142      | 111             | 18        |
| 1996 | 80  | 3,465    | 2,893<br>(135)     | 572 | 494 | 396       | 70                  | 147      | 112             | 18        |
| 1997 | 79  | 3,587    | 2,982<br>(100)     | 605 | 493 | 400       | 61                  | 146      | 116             | 18        |
| 1998 | 78  | 3,697    | 3,055<br>(66)      | 642 | 480 | 400       | 44                  | 136      | 113             | 21        |
| 1999 | 77  | 3,841    | 3,148<br>(42)      | 692 | 473 | 403       | 37                  | 113      | 102             | 22        |
| 2000 | 77  | 4,005    | 3,249<br>(25)      | 757 | 468 | 406       | 31                  | 104      | 97              | 23        |

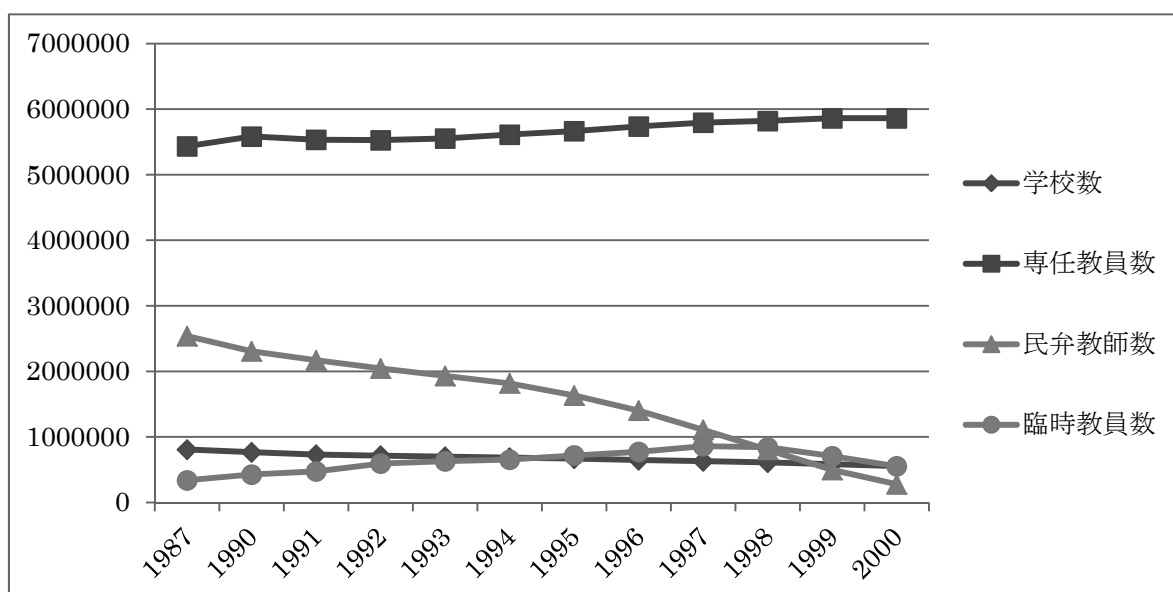
注：表中の初中は、前期中等教育の初級中学、高中は普通教育を行う後期中等教育の高級中学を表す。民弁教師は主に農村地域の義務教育段階の教員不足に対応するためコミュニティ（集体）等が雇用した教員であるため、初級中学の部分に数値を記述した。民弁教員数は、毎年、教育部が発表する「全国教育事業発展発展統計公報」の1994～2000年に数値が掲載されており、同期間はそちらの数値を採用した。1994年以前は、『中国教育統計年鑑』及び『中国教育事業統計年鑑』の専任教員の項目におけるコミュニティ運営「集体弁」の数値を民弁教師とした。

表 6 : 2001～2010 年までの中等教育機関数及び教職員数

(単位：千校／千人)

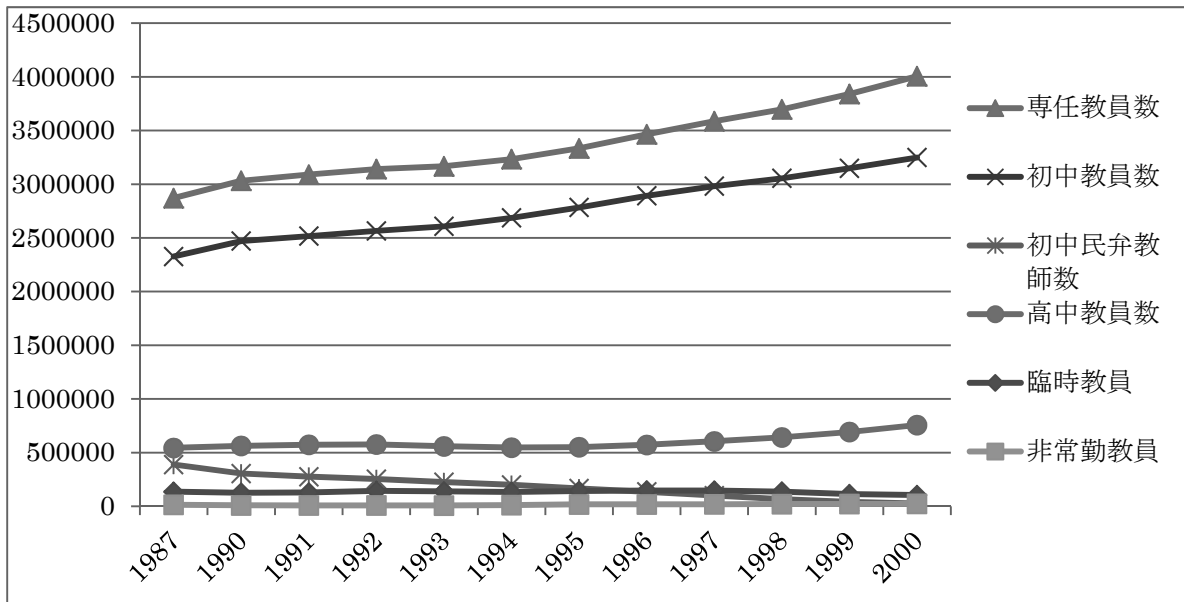
| 年    | 教職員 |       |       |      |       |             | 臨時教員 | 非常勤教員 |
|------|-----|-------|-------|------|-------|-------------|------|-------|
|      | 学校  | 専任教員  | 教員補助員 | 事務職員 | 労働勤務員 | 学校運営工場・農場職員 |      |       |
| 2001 | 80  | 4,188 | 195   | 387  | 357   | 22          | 124  | 34    |
| 2002 | 80  | 4,376 | 213   | 371  | 357   | 18          | 120  | 35    |
| 2003 | 79  | 4,537 | 227   | 361  | 356   | 15          | 119  | 37    |
| 2004 | 79  | 4,667 | 240   | 351  | 353   | 12          | 121  | 34    |
| 2005 | 78  | 4,771 | 251   | 339  | 348   | 10          | 117  | 33    |
| 2006 | 77  | 4,851 | 258   | 325  | 343   | 8           | 116  | 28    |
| 2007 | 75  | 4,907 | 264   | 300  | 331   | 7           | 107  | 29    |
| 2008 | 73  | 4,945 | 266   | 283  | 316   | 6           | 103  | 22    |
| 2009 | 71  | 5,007 | 265   | 265  | 304   | 5           | 101  | 19    |
| 2010 | 69  | 5,042 | 265   | 253  | 295   | 5           | 93   | 16    |

図 1 : 小学校における学校教職員の規模の変化 (1987～2000 年)



注：民弁教師は主に農村地域の義務教育段階の教員不足に対応するためコミュニティ（集体）が雇用した教員

図 2：普通教育を行う中等教育機関における学校教職員の規模の変化（1987～2000年）



注：民弁教師は主に農村地域の義務教育段階の教員不足に対応するためコミュニティ（集体）が雇用した教員。初中は前期中等教育機関の初級中学，高中は後期中等教育機関の高級中学の略。

図 3：小学校における専任教員以外の職員の規模の変化（2001～2010年）

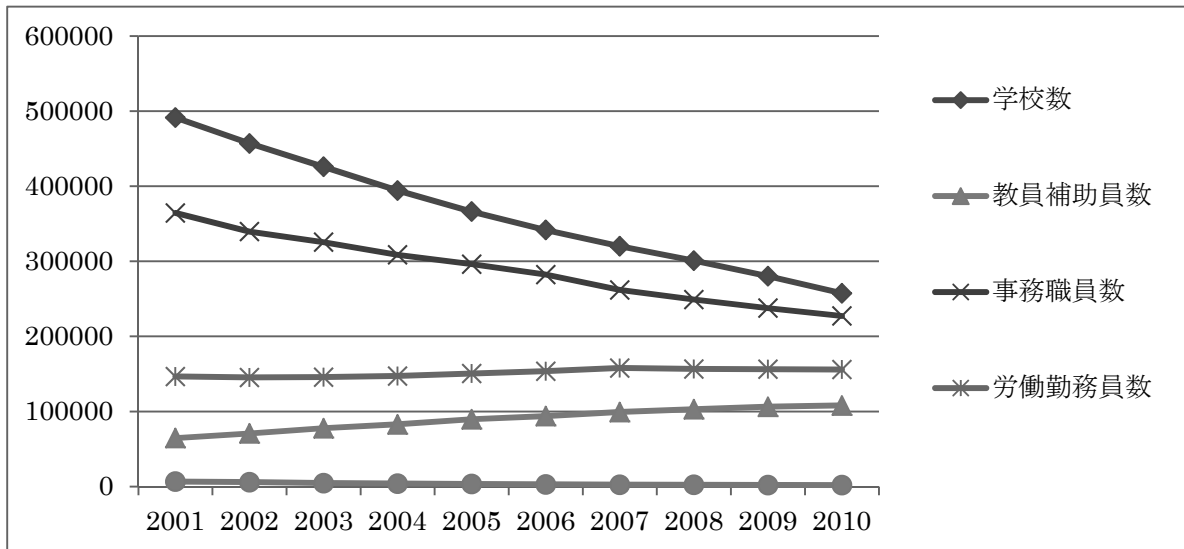


図 4：普通教育を行う中等教育機関における専任教員以外の職員の規模の変化  
(2001～2010年)

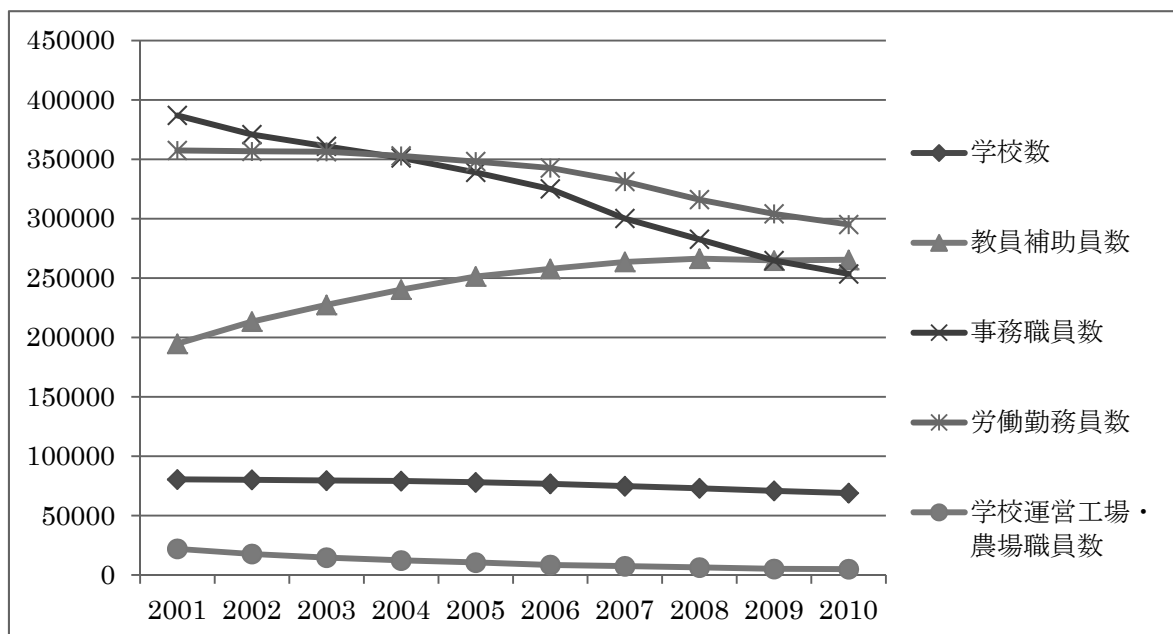


図 1, 2 から専任教員数が経年で増加する一方で、民弁教師が減少していく傾向が分かるとともに、図 3, 4 から事務職員数が減少する一方で、教員補助員数が経年で増加している傾向が分かる。学校数の減少傾向は、2001年に国务院（内閣）が発表した「基礎教育（初等中等教育）の改革及び発展に関する決定」により、農村地域の教育資源の配置を調整する政策がとられ、初等中等教育機関の学校統廃合が急速に進んだためである。

#### 4. 学校教職員（教員、Co-Teaching スタッフ、運営系スタッフ）の概要

ここでは主に 2001 年以降の統計分類に従って、学校教職員の概要を記述する。教育統計に表れている教職員と臨時教員及び非常勤教員との違いは、前者が、公財政が適用される事業単位が使用する人員の編制を定めた基準である「事業編制」に含まれているかいないかである。

##### (1) 学校教職員の種類・定義を定めた規則

学校教職員の種類・定義等を定めた規則としては、1984年に教育部が発表した「中等師範学校及び全日制初等中等教育機関の教職員編制基準に関する意見」がある。そこでは、地域に即した教員編制基準が定められ、その中で労働勤務員や学校運営工場・農場職員の編制方針が示されている。2001年に教育部等が発表した「初等中等教育機関の教職員編成基準の制定に関する意見」（以下、「意見」とする。）[資料参照]はより明確に学校教職員の定義と編制を定めており、そこでは、学校教職員（原語：教職工）を、（専任）教員、教員補助員、事務職員、労働勤務員の4者に分類している<sup>(3)</sup>。



## (2) 教員

### ①専任教員

「意見」によると「教員は学校の中で直接教育や教育関連の活動に従事する専門の職員」と定義されている。専任教員は、「事業編制」の中で任用され、その役割は、1993年制定の「教師法」の中で、「教育、教授の職制期を履行する専門員であり、教育を通じて人を育て、社会主義事業の建設者と継承者を養い、民族の資質を高める使命を担う」とされている。初等中等教育機関の教員は、一般に、教科ごとの担当教員が別れる教科担任制をとっている<sup>(4)</sup>。また、「意見」では、「初等中等教育機関は、決められた人員編制の中で、職位の分類や、専任と兼任の結合、1人で多数の職務を遂行等の原則から、合理的に教職員を配置する」と規定していることから、教員の不足している農村地域等では、教員が児童・生徒の送迎、寄宿生のための炊事、ボイラー等の学校施設の管理など、事務・用務を含んだ多数の業務を兼任している。

専任教員の資格は、表7のようになっており、各教育段階の教員に対応した学歴要件を満たした後に、県レベル以上の教育行政機関が資格認定を行い、一定の標準語能力、身体検査、人物評価証明のそれぞれで合格すれば、国家資格である「教員資格証明」が発行される。

表7：教員資格の種類及びそれに対応した学歴要件

| 資格の種類    | 学歴要件                               |
|----------|------------------------------------|
| 小学校教員資格  | 中等師範学校（後期中等教育3～4年）卒業以上             |
| 初級中学教員資格 | 師範専科学校又は他の大学・専科学校の専科（高等教育2～3年）卒業以上 |
| 高級中学教員資格 | 師範大学又は他の大学の本科（高等教育4～5年）卒業以上        |

出典：「教師法」、1993年、第11条、及び国務院「教師資格条例」、1995年、第4条に基づき作成。

採用にあたっては、各地域・学校で異なるが、一般に、教員を募集している学校がまず採用定員を定めて、その学校を所管する教育行政機関に採用計画を報告し、それが承認された場合に、公募をして受験者を募る。受験者は、筆記試験、面接、試験授業を行い、合否が決定される。任用では、学校長と教員間の契約による契約任期制が主にとられている。

専任教員の雇用形態は、本務であり、勤務形態はフルタイムである。教員給与は、国や地方の基準に基づいて学校の主管部門（県レベル政府）が支出する基本給与や各種手当、政府機関の補助金や学校独自の財源による手当があり、給与基準に則り支給される。

研修は教員資質の向上及び教員の学歴水準の向上を目指して行われており、継続教育や職場を離れてのフルタイムでの就学等様々な形態がある。2001年に教育課程基準が改正されてからは、情報教育等に対応するための研修などが行われている。

### ②民弁教師

「民弁教師」は、義務教育が急速に普及している時期（1950年代～2000年）に、農村地域で不足した教員を補うために、学校やコミュニティにより任用された無資格の教員である。「民弁」には「民営の」「私立の」という意味があるが、「民弁教師」には私立学校の教員という意味はない。主に初級中学以上の学歴があれば、学校やコミュニティの人々に

より推薦され、数ヶ月の研修を経て、県レベル以上の教育行政機関による審査の後、「民弁教師任用証」を公布されて教員となった。正規の教員との違いは、教員資格を有しておらず、国の教員編制に含まれていないため、正規の教員が享受する福利厚生を受けられず、給与も正規の教員に比べて低く、更に給与額は任用された地域の経済状況に影響されていた。また、教員資格を得ている教員は、その養成の過程で「非農業戸籍」（都市戸籍）を取得しているが、農村地域で出生し、そのまま地域の教員となった民弁教師は「農業戸籍」を有しており、当該地域以外への移動は困難である。また、農村地域には教員資格を持たない「農民教師」が存在するが、農民教師は、「民弁教師任用証」を持たずに任用された者である。民弁教師は、1950年代中頃から発生し、1960年代に公財政で支えきれない農村地域の教育機関を郷・鎮などの地域の財源で運営するように方針転換したことから大量発生し、1965年には180万人に達した。文化大革命期間中は高等教育機関が募集停止を行ったことから、教員養成が完全に停止し、全国の農村地域の教員のほとんどが民弁教師となり、その数は文化大革命が終了した翌年の1977年には約491万人に達していた。1979年以降は、民弁教師を正規教員に転換する政策が行われ、各地域ごとに毎年割り当てられた人数が中等師範学校等で教育を受けて、正規教員となった。それ以外に、1990年代に政府は、▽新規に民弁教師を任用しない、▽一時的な生活費の支給による辞職、▽老後の生活保障を提供することによる退職勧奨等の方針を示したことにより、民弁教師の数は、激減した。1994年には全国の教育事業の方向性を決定する全国教育工作会议において「20世紀末までに民弁教師問題を基本的に解決する」ことを決定し、同決定を受け継いだ形で国务院（内閣）は、1997年に「民弁教師問題を解決することに関する通知」を公表し、2000年までの同問題解決を目標として掲げた。これら政策により民弁教師数は2000年に30万人となり、小学校の専任教員のうち民弁教師の占める割合は約5%、初級中学では、約1%となっている。

民弁教師の役割は、正規の教員と変わらず、校長や学級担任等を担当することもある。給与は、任用地域の労働者と同様の報酬を得るとともに、自ら収穫した産物を売買してよい耕作地である「責任田」と国家からの毎月の補助金を取得していたが、正規の教員に比べて年収が10分の1以下という例が多く、大きな格差がある。そのため、教員資格を取るために中等師範学校に進学しようとするも学費が払えず、正規の教員になるための機会を失する民弁教師も数多く存在した。

### ③臨時教員

臨時教員（原語：代課教師）は、教員不足の農村等の地域で学校が任用した教員である。公財政を使用する事業単位の人員編制である「事業編制」に含まれておらず、その人員経費は学校が独自に調達している。したがって、教員の待遇は一様でなく、給与、社会保障、評価等の面で正規教員より劣っている。新たに民弁教師の任用ができなくなった代替としての任用や、民弁教師が正規教員に転換できなかった場合での任用等により特に経済発展の遅れた西部地域の農村部で一定の割合が存在している。なお、政府は、現在、臨時教員の一部を正規教員に転換させる政策を実施させており、2001年時点で小学校に約60万人存在した臨時教員は2010年に約20万人になっている。

なお、「代課教師」には我が国の臨時的任用にあたる教員も存在する。主に都市部の学

校で募集されており、「臨時代課教師」と呼ばれることもある。任用にあたっては、相応の学歴と教員資格が必要とされる。2012年10月の山東省東営市実験学校の「臨時代課教師」の募集<sup>(5)</sup>をみると、採用審査として書類審査と面接、模擬授業が課せられている。また、採用後は、任期は1学年、試用期間は1か月、試用期間中の給与は月1,300元、試用期間後は月1,500元となっており、給与額は正規教員とほぼ同等である。

### (3) Co-Teaching スタッフ

#### ①教員補助員

「意見」によると「教員補助員は学校の中の教育の実験、図書、ICT教育、及び衛生・保健等の教育活動の補助に従事する人員である」と定義されている。教員補助員は、教育統計の項目が改正された2001年以降登場した教職員分類である。

教員補助員は、地方政府が定める事業単位における人員公募規則等に則り、公募されるとともに、正規の職員として任用される。任用にあたっては、書類による条件・資格等の審査とともに筆記試験、面接試験が実施される。

中華人民共和国教師法(1993年)第41条には、「学校とそのほか教育機関の教育補助人員、その他類型の学校の教員と教育補助人員は実際の状況に鑑み、本法の関連規定を執行する」との規定があることから、教員に順ずる待遇を受けると考えられるが、任用にあたって教員資格は必須ではない。

中華人民共和国教育法(1995年)の第4章「教師とその他の教育従事者」第34、35条では、「国家は教員の資格、職務、契約任用制度を実施し、審査、奨励、養成及び研修を通じて教員の資質を向上させ、教員の数と資質を確保・強化する。」「学校及びその他の教育機関の管理業務の従事者については、教育職員制度を実施する。学校及びその他の教育機関の教育補助及びその他の専門技術職員は、専門技術職の契約任用制度を実施する。」と規定しており、管理業務従事者及び教育補助及びその他の専門技術職員は教員とは異なる任用制度にある。

教員補助員を任用する際に最も考慮する条件は学歴であり、主に高等教育の本科以上(学部卒業程度)もしくは専科以上(短期高等教育機関卒業程度)が求められる。ICT関連の教員補助員の場合は、ICT関連の資格が求められる。

教員補助員の給与の額は、教員よりも低いと考えられる。これは、中国教育部主管の新聞『中国教育報』の2010年5月26日の記事「績効工資：民弁学校的―道嚴峻考驗」で記された中国私立学校研究会の調査結果で、ある公立学校の教員の年間給与が9万567元(約135万8,505円;1元=15円で換算)のとき、ある私立学校の教員は7万4,526元、教員補助員は6万4,111元であると記載されていることに基づく。しかし、地域ごとの教育予算の違いや公立・私立の教育機関における給与基準の違いにより、給与額は異なっている可能性があることも考慮すべきである。

各種初等中等教育機関の人員公募情報やウェブサイト記載等から見る主な教員補助員の種類と職務内容、任用にあたっての必要条件の例は、以下表8、9、10のとおりである。

表 8：江蘇省揚州市田家炳実験中学（初級中学）における主な教員補助員

| 職名     | 職務内容  |
|--------|---|
| 医務室作業員 | 各種保健教育の実施，感染症の防止及び注意喚起，児童・生徒のプロファイル作成による健康管理，児童・生徒の眼の健康の維持，軍事訓練・運動会での医療。思春期の児童・生徒に対する教育，職員の計画出産に関する宣伝・指導や薬剤の提供，青少年赤十字及びクラスの保健委員に対する保健や救急に関する知識の伝達。  |
| 図書管理員  | 図書館の管理（清掃，防火，防犯等），中国図書分類法に従った図書（紙・電子）の分類・管理，電子閲覧室の管理とデータの管理，図書の購入，図書の貸し出し・閲覧の管理，検索関連の機器の保守及び資料検索の方法の教育，第1学年の児童・生徒に対する読書関連の授業の補助，授業に使用する図書の配付や雑誌・新聞の事務室等への配付。  |
| 実験員    | 実験の学期ごとの計画の作成，実験結果の教員等への報告，実験器具の購入・管理，児童・生徒が行う実験の補助，実験室の管理，実験中の安全管理，児童・生徒への実験室の開放と学校独自の実験カリキュラム作成の際の補助。   |
| 政治教育員  | 児童・生徒の思想・政治教育や管理事業，政治教育室が管理する児童・生徒のプロファイルの登録・管理，各クラスの状況把握と学級担任が抱える児童・生徒に関する問題の解決補助，学級主任がつける記録の作成及び学級の日誌等の検査補助，校内の政治宣伝活動，少年先鋒隊から選ばれた学級委員である「赤スカーフ監督委員（原語：紅領巾監督崗成員）」への指導・監督，児童・生徒の規律の検査・評価及び評価統計の作成と報償の授与，毎週行われる各クラスの学校内活動に関する評価活動である「流動紅旗評比」〔表注1〕の実施及び評価統計の作成，学校の重要な活動の際の準備補助及び撮影・広報，上級の機関と学校の幹部との交流事業関連の業務。 |

表注 1：学校内において政治的・道徳的に評価される活動を行ったクラスを毎週指定し，そのクラスに共產主義思想を身に付けていることを象徴する「紅旗」を掲げる行為。毎週指定するクラスが変わるため「流動紅旗」と呼ばれる。

出典：江蘇省揚州市田家炳実験中学ウェブサイト 2009年7月6日 (<http://www.yztjb.net/>)

表 9：湖南省桃江玉潭実験学校〔表注1〕の主な教員補助員

| 職員分類  | 職名                         | 必要要件           |
|-------|----------------------------|----------------|
| 教員補助員 | 事務職員／図書管理員／実験員             | 専科以上の学歴        |
|       | 幼稚園保育教員／小学校・初級中学生生活教員〔表注2〕 | 後期中等教育以上の学歴    |
|       | 保安・巡回管理教員〔表注3〕             | 後期中等教育以上の学歴を優先 |

表注 1：湖南省桃江玉潭実験学校は，幼稚園，小学校，初級中学が一体化した寄宿制私立学校。

表注 2：生活教員とは，寄宿舎に居住する児童・生徒の身の回りの世話や生活上のしつけ等を行う教員。

表注 3：保安・巡回管理教員は，校内や寄宿舎の巡回，校門等からの出入者の管理等を行う。なお，同校では，保安・巡回管理教員を教員補助員と分類している。

出典：湖南省桃江玉潭実験学校ウェブサイト 2012年6月25日 (<http://www.tjytsyxx.com/>)

表 10：上海市復旦大学付属中学（高級中学）の主な教員補助員

| 職名        | 職務内容  | 必要条件  |
|-----------|---|---|
| 図書管理員     | 『中国図書館分類法』に基づく図書の管理，利用率等の集計，図書の購入・登録・保存・貸し出し等の業務，図書の修復等。                        | 大学本科以上の学歴，情報管理，図書情報，中国文学等を専攻。   |
| ネットワーク管理員 | 校内のコンピュータのハードウェア・ソフトウェアやネットワークの維持管理，コンピュータウィルス等への対応，周辺機器等の維持管理，ネットワークの設計等。      | 大学本科以上の学歴，コンピュータ，IT関係を専攻，コンピュータ等の管理，ネットワークの管理等の職務経験，150台以上のPCの管理能力と故障等の問題解決能力，各種OSの管理能力，各種ネットワーク関連の資格証，サーバー管理能力等。 |
| 実験員       | コンピュータによる文書管理，デジタル実験室の管理等。  | 大学本科以上の学歴で関連する分野を専攻，30歳以下，高級中学の教員資格を有するものを優先的に採用，上海戸籍を有すること。  |
| プロフィール管理員 |   | 大学本科以上の学歴で中国語と英語が使用できること。30歳以下，上海戸籍を有し，中国共産党員であること。   |
| 保健・衛生員    | 「学校衛生事業規則」に基づいた学校の保健衛生計画の作成，検査等の実施，学校の環境衛生や食品管理監督，健康教育の実施と保健衛生関連の資料作成，予防接種の実施等。 | 大学本科以上の学歴，相応の専門技術職の資格，コンピュータによる業務遂行能力等。   |

#### （４）運営系スタッフ

##### ①事務職員

「意見」によると、「事務職員は，学校管理関連の事業に従事する人員」と定義されている。

江蘇省揚州市田家炳実験中学（初級中学）では，事務職員の職務内容として，教育関連事務一般，児童・生徒の募集，入学関連事務，学籍管理，試験関連事務，教員管理，学校内の教育活動に関する統計調査等を上げている。

##### ②労働勤務員

「意見」によると、「労働勤務員は学校の用務を担当する人員」と定義されている。

各種初等中等教育機関の人員公募情報やウェブサイト記載等から見る主な労働勤務員の種類と職務内容，任用にあたっての必要条件の例は，以下のとおりである。

表 11：江蘇省揚州市田家炳实验中学（初級中学）の主な労働勤務員

| 職名       | 職務内容   |
|----------|--|
| 守衛       | 登下校時の校門周辺の見回り，校門の開け閉め，出入者の管理，遅刻・早退者の記録，児童・生徒の早退者のチェックと学級担任発行の早退届に基づく放校，児童・生徒の遅刻者の学級担任への報告，郵便や新聞の受領，校門外での販売行為の制止，違反を犯した児童・生徒への指導及び教員への報告，暴力行為等に対する対処，校門周辺及び守衛室の掃除，月曜日午前中に前週の出入記録等を報告。 |
| 保管員      | 公用品，教育関連機材，教材，掃除用具等の収入・保管・管理・提供，総務主任への物品の状況報告，保管室の管理。  |
| 会計職員     | 学校経費の予算・決算に関連する業務，収支管理，予算外資金の管理，財務諸表等の作成・管理，学校内の資産管理台帳の作成・管理，財務関連のプロファイルの作成，現金支払いに関連する業務，金庫の管理，給与の支給。  |
| 水道電気工事職員 | 校内の電力，動力の保持・補修，電気機材の修理，テレビ線等の維持，給排水の維持管理，毎朝7:45までの電力・給排水のチェック，1日4度の見回り・検査，窓等の破損の補修。  |
| 総務室職員    | 全校の教育機材，実験機材，生活用品，福利厚生品等の物資の購入，その他各種業務への参加。  |

(出典) 江蘇省揚州市田家炳实验中学ウェブサイト 2009年7月6日 (<http://www.yztjb.net/>)

表 12：湖南省桃江玉潭実験学校の主な労働勤務員

| 職員分類 | 職名            | 必要要件           |
|------|---------------|----------------|
| 用務   | 食堂管理／資産管理     | 専科以上の学歴        |
|      | 食堂調理師         | 調理師免許を持つ者を優先   |
|      | 食堂職員・サービス部門職員 | 後期中等教育以上の学歴を優先 |
|      | 水道電気工事職員      | 電気工事関連資格       |
|      | ボイラー管理職員      | ボイラー関連資格       |
|      | 校内緑化土木管理職員    | 後期中等教育以上の学歴を優先 |
|      | 雑役夫           | 後期中等教育以上の学歴を優先 |

(出典) 湖南省桃江玉潭実験学校ウェブサイト 2012年6月25日 (<http://www.tjytsyxx.com/>)

### ③学校運営の工場や農場の職員

初等中等教育機関では，児童・生徒の労働習慣の形成や社会主義的労働観の涵養，労働技能の習得などを目的に労働教育が実施されている。各学校では，工場や農場を付設し，児童・生徒を一定期間生産労働に従事させる「勤工儉学」が実施されており，その工場や農場を維持・管理する職員として学校運営工場・農場職員が配置されている。1983年に国務院が発表した「全国初等中等教育機関『勤工儉学』暫定事業規則」では，学校運営工場・農場職員を教育機関の人員編制に組み込むことと定められている。また，職員の給与・待遇は，工場及び農場の生産状況に基づき，地域の同一業種と同等のものが支給される。また，学校から派遣され長期に工場や農場での業務に従事し，技術が専門的である者は，技術職として評価される。

## 5. 学校教育に関わる外部人材

### ①少年先鋒隊指導員

中国の教育機関では、政治活動が児童・生徒・学生の重要な評価基準となっているため、それを指導・サポートする人員である「少年先鋒隊指導員」(原語：少先隊輔導員)<sup>(6)</sup>が、学校内外に配置されており、その人員の一部は中国共産党の指導下にある青年組織である中国共産主義青年団から派遣されている。

中国の教育機関では、小学校入学時に少年先鋒隊に入ることが可能となり、後期中等教育機関入学以降(15歳以降)から中国共産主義青年団に入団する。小学校入学当初は、その象徴である紅いスカーフを巻く児童は優秀な一部に限られるが、学年が上がるに従い、ほとんど全ての児童・生徒が紅いスカーフを巻くようになる。少年先鋒隊(2012年現在約1.3億人)は中国共産主義青年団の指導下におり、同青年団からの指導を受けている。各学校には、校内の最高意思決定機関である共産党支部の書記の指導の下、政治教育室が設置されており、学級担任が主体となって行う道徳教育や共産主義青年団の活動支援を所管している。

### ②学校外指導員

学校外指導員(原語：校外輔導員)は、学校外で道徳や政治思想等を子どもに教育するために学校が任用する人員である。主に、退職した教員や公務を退職した者、保護者等が学校外指導員となるが、様々なタイプの学校外指導員がおり、特定の分野の専門家が一時的に任用されて児童・生徒を指導する場合もある。学校外指導員の業務は、▽学校外での少年先鋒隊の活動の補助、▽警察や消防の職員による交通安全指導や防災教育の実施、▽音楽・美術・スポーツ等の学校のクラブ活動での指導等である。教員不足の農村地域では、高齢者が任用され校内で児童・生徒の学習支援等を行う場合もある。また、学校外指導員のうち、特に学校内のクラブ活動で児童・生徒を指導する外部人材は、クラブ活動学校外指導員(原語：学生社団校外輔導教師)などに分類される。

### ③農村地域における教育支援者

農村地域における教育支援者は、胡錦濤政権下の2000年代半ばに政府及び政府関係機関が開始した経済発展の遅れた中西部地域や農村地域の教員派遣事業に参加した支援者と、2000年代後半から活動が活発化したNGOや私企業による教育支援ボランティアが存在する。前者のうち、教育部が2006年から実施している『農村教員ポスト特設計画』(原語：農村義務教育段階学校教師特設崗位計劃)では、学部卒業者(新卒)又は教職経験を持つ30歳以下の学部卒業者が、3年間農村の教員として派遣され、教員と同様の教育業務を行う。派遣者は約3年の任期のうち政府の規定に基づき現地教員と同等の給与・待遇が保障されるとともに、任期終了後も教員として継続勤務が可能である。後者の参加者は、学生や退職教員、私企業の顧客等様々であり、ボランティア事業に近い形態である。たとえば、アメリカにおける教育支援団体 Teach for America の中国版である「美麗中国」の参加者で、農村地域に教員として派遣される者は、現地教員と同等の給与と宿舎、国際医療保険が手当てされる。

この他、夏期休暇等の長期休暇期間中に農村地域に1～2週間程度滞在して、現地の教育支援を行う大学生や都市部教員のボランティア活動なども存在する。

表 13：政府関連機関が主導する主な教育支援事業

| 名称            | 実施機関        | 内容  | 待遇          |
|---------------|-------------|---|-------------|
| 農村教員ポスト特設計画   | 教育部         | 農村義務教育段階学校教師特設崗位計劃)は、2006年から開始され、学部卒業者(新卒)又は教職経験を持つ30歳以下の学部卒業者を農村の教員として3年間派遣するプロジェクト      | 現地教員と同等     |
| 大学生西部ボランティア計画 | 中国共産主義青年団中央 | 2003年から高等教育修了者の就職難対策として開始された。修了者は、西部の貧困地区で、1～2年ボランティアとして教育、衛生、農業技術支援を行う。2007年までに3万人以上が参加。 | 新規採用の公務員と同等 |
| 三支一扶計画        | 人的資源・社会保障部  | 、2006年から開始された高等教育修了者を経済発展の遅れた農村に派遣し、2～3年間、教育、農業、医療の3分野への支援を行う計画。2007年までに5万人以上を派遣。         | 新規採用の公務員と同等 |

参考：『諸外国の教育の動き 2006』pp.206-207、『諸外国の教育動向 2009』pp.182-183。

表 14：NGO や私企業が行う主なボランティア事業

|  |
|--|
| <p>● 「美麗中国」(原語：ママ；日本語訳「美しい中国」；英語名：Teach for China)</p> <p>農村部の学校に教員を派遣するプログラム。2008年に清華大学に留学していたアメリカ出身の学生がアメリカ国内の教育格差解消の活動を行う公益教育団体であるTeach for Americaを例に設立した。2011年現在、「美麗中国」は、非営利団体として政府に登録され、雲南省や広東省の30余りの学校に150人の教員を派遣している。同団体は2012年9月以前は「中国教育行動」(日本語訳：中国教育アクション)の名称で活動していた。</p> |
| <p>● 退職した教員による農村地域の教育支援ボランティア「常青義教」</p> <p>2010年3月に開始された退職教員を募り、農村部や山間部の学校にボランティア教員として派遣するプロジェクト。2011年現在、広西チワン族自治区の区都、南寧市の平均年齢60歳の103人がボランティア教員として登録されている。</p>   |
| <p>● 顧客をボランティアとして派遣する中国平安保険株式会社</p> <p>顧客で教育ボランティアに参加したい人を1週間「平安希望小学」に派遣し、顧客が日常業務で培った能力を生かして児童を指導し、教育支援するプロジェクト。</p>   |
| <p>● 北京市西部陽光農村發展基金会によるソーシャル・ワーカー学校駐在プロジェクト</p> <p>經濟發展の遅れた西部農村地域の寄宿制学校へソーシャル・ワーカーを駐在させ、児童の生活指導や成長に関する問題を解決させようとする取組。北京市西部陽光農村發展基金会は2006年に經濟發展の遅れた西部地域の農村地域の教育とコミュニティの發展を支援するために設立された民間の基金会。</p>  |



## 6. まとめ

中国は、義務教育普及期に、民弁教師を活用し、農村地域の教員不足を補ってきた。しかし、教員の質向上を目指す中で、民弁教師は正規の教員へと転換され、2000年までにそのほとんどがいなくなった。一方、義務教育の基本的な普及が達成され、資質教育の導入や教育課程基準の改正により教育の質向上が目指された2001年以降は、教員の編制基準が改正され、教員補助員が統計に表れるなど、初等中等教育のあり方が変化してきた。2001年の教育課程基準で規定された総合的な学習の時間である「総合実践活動」や実験器具を用いる授業の増加、ICT教育への対応等には、専任教員以外に外部の人材が必要になってきたからである。教育統計にもその傾向は現れており、2001年以降教員補助員数は毎年増加している。

一方、義務教育が基本的に普及した2000年以降も、経済発展の遅れた内陸中西部の農村地域では、教員の不足は継続し、臨時教員の任用や政府による高等教育機関卒業者の派遣や教育ボランティアの活動等が実施されている。

2000年までの民弁教師の減少と2001年以降の統計における教員補助員の出現と増加、農村地域における教育支援者の存在と臨時教員の継続任用の3点は、中国の教育政策の転換を表すとともに、都市と農村間の教育格差が現在もきわめて大きいという事実を教えてくれる。

新井 聡（文部科学省）

### <注>

- (1) 2000年には人口の85%が住む地域で義務教育が普及したことを受けて、政府は義務教育が「基本的に普及」したと評価した。
- (2) 百度百科ウェブサイト <http://baike.baidu.com/>、2012年12月3日閲覧、中国教育統計年鑑2010によると1978年の職業教育を含む初等中等教員数は約984.1万人
- (3) ただ、教育機関のウェブサイトに掲載されている職員の分類では、教員補助員、事務職員、労働勤務員の3者が教員補助員と区分されている例があるため、3者の分類は教育機関では明確でない可能性がある
- (4) 文部科学省、『諸外国の教員』、2006年、p.186
- (5) 中国教育在線、「山東省東営市実験学校2012招聘臨時代課教師4名」2012年11月1日 (<http://teacher.eol.cn/>)
- (6) 少年先鋒隊指導員は、主に中国共産主義青年団からの派遣者、教員、社会の模範となる人物等から任用される。2012年現在、学校内の指導員は401万人、学校外にいる指導員は80万人である。このうち、学校内の指導員の多くは教員が兼任していると思われるが詳細は不明。(出典：百度百科ウェブサイト <http://baike.baidu.com/>、2013年1月閲覧)。

### 主要参考文献：

- (教育部機関紙)『中国教育報』(日刊紙) 関連記事。  
中国教育新聞社ウェブサイト (<http://www.jyb.cn/>)。  
中国教育部ウェブサイト (<http://www.moe.edu.cn/>)。  
中国教育部『中国教育統計年鑑』、各年版。  
国家教育委員会『中国教育事業統計年鑑』、各年版。

文部科学省『諸外国の教員』，2006年。

―― 『諸外国の教育の動き 2006』，2007年。

―― 『諸外国の教育改革の動向』，2010年。

―― 『諸学国の教育動向 2009』，2010年。

<資料>

「初等中等教育機関の教職員編成基準の制定に関する意見」

以下は、中央機構編成委員会弁公室・教育部・財政部が2001年10月に発表した「初等中等教育機関の教職員編成基準の制定に関する意見」の仮訳である。同意見には初等中等教育機関教職員編成基準及び業務上の要求が記載されている。

「初等中等教育機関の教職員編成基準の制定に関する意見」

中央機構編成委員会弁公室・教育部・財政部  
(2001年10月8日)

「国务院 基礎教育の改革及び発展に関する決定」の精神に基づき、初等中等教育機関の編制管理と教職員の人事の構築を強化し、教育の質と学校運営の効率を高めるため、改めて制定した初等中等教育機関の教職員編制基準等のいくつかの内容を以下の意見として提供する。

1. 初等中等教育機関の教職員編制基準の原則を考慮する

初等中等教育機関の教職員編制基準は我が国の事業編制における重要な部分である。科学的な初等中等教育機関の教職員編制基準とその実施規則を制定し、初等中等教育機関の教職員編制を合理的に査定し、我が国初等中等教育の健全な発展に直接的に関与する。これら事業を良好に行うため、以下の原則を遵守する。(1) 初等中等教育の発展に関する基本的な必要条件を保障、(2) 経済発展のレベルと財政上の受容できるレベルとの相互の対応を考慮、(3) 簡素化と効率化を重視、(4) 地域の状況に対応、個別の状況に対処。

2. 初等中等教育機関教職員編成基準：

初等中等教育機関の教職員は教員、事務職員（原語：職員）、教員補助員（原語：教学補助人員）と労働勤務員（原語：工勤人員）からなる。教員は学校の中で直接教育や教育関連の活動に従事する専門の職員である。事務職員は、学校管理関連の事業に従事する人員であり、教員補助員は学校の中の教育の実験、図書、ICT教育、及び衛生・保健等の教育活動の補助に従事する人員である。労働勤務員は学校の用務を担当する人員である。

初等中等教育機関の管理事業は教員によって兼任され、用務サービスの業務は次第に教職員の中で共有される。必要な職員の配置を確実にし、教育補助員と労働勤務員の教職員に占める割合は、高級中学段階で一般に16%、初級中学段階で15%、小学校で9%を超えないようにする。6年制の完全中学の教職員編成は、高級中学と初級中学で分けて確定する。9年制学校は初級中学と小学校に分けて編成する。農村教学点の編成は、郷鎮中心中学に含めて計算する。特別支援教育機関、職業中学、小学校付設の就学前クラス、工読学校〔訳注1〕の教職員の編成は、初等中等教育機関の編成を参照する。

わが国の地域の差異は大きく、各地の経済発展のレベルは不均衡であり、各省、自治区、直轄市は初等中等教育機関教職員編成基準を実施する際は、現地の児童・生徒数、経済、財政、交通状況、人口密度等に合わせて基準を調整する。

各地で具体的に教員編制を決めるときに、以下のような状況があった場合は、厳密に原則に照らし合わせ、適切に増員を行う。東部沿海地域の初等中等教育機関の少数民族クラス、都市部の普通教育を行う学校の少数民族クラスと中国語と少数民族の言語を使用した二言語教育を実施するクラス、寄宿制初等中等教育機関、郷・鎮の中心小学、教員が研修に参加した場合、教育設備の刷新を行った一定規模の学校、モデルとなる学校や実験的試みを行っている学校、山間地、島嶼部、遊牧地、教学点の比較的多いところ、児童・生徒の勤工儉学や実習を担う学校運営の工場（農場）は企業の管理、特殊な事情に基づいて、用務サービス事業の人員を多少変更してもよい。

3. 業務上の要求

中国共産党中央委員会弁公庁、国务院弁公庁が公表した「中央機構編制委員会 事業単位機関改革の若干の問題に関する意見」（中弁発〔1996〕17号）の通知と国务院の「基礎教育の改革及び発展に関する決定」（国発〔2001〕21号）の規程に基づき、中央機構編成委員会は教育部、財政部と合同で統一的な全国初等中等教育機関の教職員編制基準を制定した。省レベルの機関編制部門は同レベルの教育、財政

部門と合同で、同基準に基づき、当該地域の実際の状況に合わせた具体的な実施規則を策定し、当該地域の共産党委員会への報告と政府の批准をとる。市（地区）レベルの人民政府は、教職員編制の計画をまとめ、組織を協調させる。県レベルの教育行政部門は教育事業の発展計画に基づき、当該地域の初等中等教育機関の人員編制案を提出する。機関編制部門は、添付表の編制基準と当該省（自治区・直轄市）の実施規則に照らし合わせて、財政部門と共同して地域の初等中等教育機関の教職員編制を審査し、さらに省レベルの人民政府の審査を得る。教育部門は、確定した編制総数のうち、クラス数、児童・生徒数等の状況に応じて、具体的に各学校の人員編制を分配する。並びに、同レベルの機関編成部門にその案を報告する。各レベルの財政部門は、人員編制の主管部門が確定した人員編制に基づき、人員経費を決定する。初等中等教育機関の教職員編制は集中統一管理を実行し、その他部門と社会組織はいかなる形式でも関与してはならず、下級レベルへ発出される文書や人員配置事業では教育機関と人員編制に関する内容を含んではいけない。

初等中等教育機関は、決められた人員編成の中で、職位の分類や、専任と兼任の結合、一人で多数の職務を遂行等の原則から、合理的に教職員を配置し、教員資格に基づき専任教員を確定する。各種形式で使用されている初等中等教育機関の教職員編制を整理し、今後いかなる事業単位・部門も初等中等教育機関の人員編成を勝手に変えてはならない。省、市（地区）、県は編制の過程で、教職員の総数のコントロールと構造調整事業を行い、教職員を都市部や人員数が超えた学校から農村部や人員不足の学校に合理的に流動させる。条件に基づいて、初等中等教育機関の配置等を次第に調整し、教員の数を圧縮し、臨時教員、資格が適合しない教員の任用を止め、教育に関連しない人員を圧縮し、臨時労働勤務員を退任させる。

穏当に初等中等教育機関の教職員の人員整理事業を行う。教職員の人員整理は機関事業員の整理政策を参考にする。

行政手段と経済手段を総合的に運用し、初等中等教育機関の教職員の編制管理を強化し、学校の自律的メカニズムを形成する。各レベルの機関編制の主管部門と教育、財政部門は、初等中等教育機関の教職員編制事業の監督、検査を強化する。編制管理規程に違反をした事業単位はその責任をただし、事情を考慮しつつ、責任者を処分する。

添付表：初等中等教育機関の教職員編制基準

| 教育段階 | 地域別 | 教職員と児童・生徒の比 |
|------|-----|-------------|
| 高級中学 | 都市  | 1 : 12.5    |
|      | 県・鎮 | 1 : 13      |
|      | 農村  | 1 : 13.5    |
| 初級中学 | 都市  | 1 : 13.5    |
|      | 県・鎮 | 1 : 16      |
|      | 農村  | 1 : 18      |
| 小学校  | 都市  | 1 : 19      |
|      | 県・鎮 | 1 : 21      |
|      | 農村  | 1 : 23      |

表注 1：都市は省直轄市以上の大中都市を指す。

表注 2：「県・鎮」は県（市）政府所在地の市街地域を指す。

訳注 1：「工読学校」は軽微な違法行為のある生徒の矯正教育等を行う機関。

## 第6章 韓国における学校サポートスタッフ

### 1. 近年の教育改革の動向

「圧縮成長」とも称される急激な経済成長により、2000年代に入って国際的な地位を確固たるものとした韓国は、教育についても「世界水準」をキーワードに改革を進めている。もともと教育熱心な社会・文化的な風土を有する国だが、経済成長とともに政府の教育財政投資も拡大の一途を辿っており、近年は「量」の拡大から「質」の向上へ、教育改革の重点を移している。

2000年以降の教育改革の基本的な方向性は、①地方教育の分権化の推進、②児童生徒中心のカリキュラムの導入、③地域と学校のアカウンタビリティの強化、④「教育福祉」の拡大、などに集約される。学校運営の自律化を目的に、1996年に導入された学校運営委員会は、学校運営に係る主要な事項の決定に保護者や地域住民が関与できるシステムとして定着した。こうした地方教育の分権化については、2006年の法改正により教育監（日本の教育長に相当）の選出が住民の直接選挙によって行われるようになったことで、一区切りついた感がある。また、1997年に公示（実施は2000年から）された「第7次教育課程」は、「水準別授業」の導入や選択教科の拡大などを通して、学習者の能力に応じた教育を提供する体制を整える契機となった。

地域・学校のアカウンタビリティの強化と教育福祉の拡大は、政権が代わった2008年以降顕著となった動きである。10年ぶりの保守政権となった李明博政権下では、大学を含むすべての教育機関に所定の情報公開を義務づける法律の施行令が制定され、専用のポータルサイト及び各校のウェブサイトを通じて規定された項目の情報公開が行われるようになった。抽出調査から悉皆調査に転換させた全国学力調査の結果についても、地域別及び学校別（高校のみ）の公表を義務づけるなど、地域や学校間の競争意識を喚起するような施策を次々と打ち出した。

一方で、世界的な金融危機でますます広がる社会の経済格差を背景に、大学生向けの給付型奨学金の導入など、国民の負担軽減を目的とする公的な財政支援の投入も積極的に行われた。1999年に法制化されていたものの、段階的な実施にとどまっていた5歳児の無償教育についても、2016年までに完全実施に移す工程表を示すとともに、3～4歳児教育の無償化も法制化した。

さて、本調査のテーマである学校スタッフの関連で、李明博政権期の特徴として挙げるができる一つは、臨時的任用教員（フルタイム及びパートタイム）の量的拡大である。その規模の詳細は本章第2節の表1に示したとおりだが、全教員に閉める臨時的任用教員の割合は、この5年間で6ポイント以上増加している。その要因として教育科学技術部の担当者があげるのは、女性教員の出産にともなう休職期間の増加である<sup>(1)</sup>。韓国の出生率の低さは世界最低水準ともいわれるが<sup>(2)</sup>、少子化の流れをとめるべく、政府も様々な施策を打ち出しているが、女性教員の長期にわたる出産・育児休暇の取得奨励もその一つのようなのである。すなわち、教員の産休が増えたため、その穴を埋める臨時教員も増えたと

ということらしい。

しかし、臨時教員の増加の背景はそれだけではなさそうである。政府が進める英語専門講師や学習補助員の配置といった施策も、無関係ではあるまい。英語専門講師は、直接的には英語の授業時数が小学校第3、4学年では週1時間から2時間へ（2010年～）、第5、6学年では週2時間から3時間へ（2011年～）、それぞれ拡大したことを契機に導入されたものである。従来は、他の教科と同様に、学級担任が英語の授業も実施してきたのだが、英会話など専門的な素養を備えるのが容易ではなく、英語学習に関心の高い保護者の間では不満も高かった。そうした背景もあり、英語教育の目標に意思疎通能力の向上を重視する李明博政権は、「英会話専門講師」と称して、英語能力に秀でた講師の配置を進めている。2012年現在、こうした英語専門講師は6,104人配置されており、2013年にはさらに2,300人増員される予定である<sup>(3)</sup>。

また、全国学力調査の結果に基づき、学習支援のための講師を配置する施策も2009年から始められた。2008年から実施されている悉皆調査により、すべての学校の学力状況を把握することで、学習到達度が低い児童生徒が多い学校に対しては、国の補助金で学習支援のための人員（講師など）が配置されるようになったのである。政府は、「学力向上重点校」と呼ばれるこれらの学校（2013年度は500校が対象）で学力の底上げが見られることから、学力支援講師などの導入は一定の効果があったと評価している<sup>(4)</sup>。

そのほか、学校の役割の多様化という文脈では、2006年以降に事業が本格化した「放課後学校」も政府が力を入れる施策である。放課後学校は、正規課程が終了した放課後の時間を利用して行われる教科学習プログラムや文化・スポーツプログラムである。有料で提供され、講師は外部講師のほか、当該校の教員などが務める（教員は本務の給与とは別に報酬を得る）。事業の目的は、学習塾や家庭教師など「私教育」と呼ばれる学校外学習費の削減であり、民間の教育産業よりも安価に提供される放課後学校の拡大を通じて、家計の教育費負担を減らそうという意図がある。放課後学校の外部講師は、学校が保護者や地域住民向けに提供する生涯学習プログラムの講師を務める学校もあり、地域と学校を結ぶ役割を担うケースも指摘できる<sup>(5)</sup>。

近年、教員も含めた学校スタッフに求められる重要業務の一つに、児童生徒の相談業務がある。相談業務にも様々な分野があるが、特に重要度が高いと認識されているのが学校生活に関する相談と、進路に関する相談である。学校生活に関する相談とは、いじめや児童・生徒間の人間関係のほか、不登校も含まれる。特にいじめに関しては、2011年12月に学校内でのいじめを苦にした生徒の自殺が相次ぎ、事態を重く見た政府が2012年2月に「いじめ根絶総合対策」を発表した。同対策では、専門相談教諭の配置を1,500名増員し、2013年までに2,383名（非正規教員を含む）の配置を目指すことが明記されている。一方、進路に関する相談とは、キャリア教育（「進路教育」と呼ばれる）の振興が活性化される中<sup>(6)</sup>、生徒の進路学習に対する支援体制の一環として想定されているものである。そのための専門的人材として導入されたのが、本章第2節で詳述する「進路・進学相談教諭」で、学校での進路学習の中心的担い手としての役割が期待されている。

## 2. 学校スタッフの現状

### (1) 教員数の動向

教員一人当たり、あるいは一学級当たりの児童生徒数を見た場合、韓国の数値は OECD 平均よりも低い<sup>(7)</sup>。そのため、教員の拡充による教育環境の改善については大統領もしばしば言及しており<sup>(8)</sup>、政策課題の一つとして意識されているのは確かである。

近年における教員の全体数は、増加傾向にある(表 1 参照)。ただ、ここ 5 年間の変化の内実を見てみると、臨時的任用教員(フルタイム及びパートタイム)<sup>(9)</sup>の急増が目を引き。中学校にいたっては、本務教員数は年々減少傾向にあり、教員数の増加は臨時的任用教員によるところが大きい。その背景については前述したとおりだが、朴槿恵次期大統領は、教員一人当たりの児童生徒数を OECD 加盟国上位水準に改善することを公約として掲げており、これを受け教育科学技術部は、教員定数の増加を検討しているようである<sup>(10)</sup>。

表 1：学校・児童生徒・教員数の推移(2001～2011年)

| 年度    | 学校種               | 児童生徒数            | 全教員数            |                 |                | 臨時的任用教員の割合  |
|-------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|----------------|-------------|
|       |                   |                  | 本務教員            | 臨時的任用教員         |                |             |
| 2001年 | 小学校(5,322校)       | 4,089.4千人        | 139,818人        | 136,137人        | 3,681人         | 2.7%        |
|       | 中学校(2,770校)       | 1,831.1千人        | 91,361人         | 87,215人         | 4,146人         | 4.5%        |
|       | <b>合計(8,092校)</b> | <b>5,920.5千人</b> | <b>231,179人</b> | <b>223,352人</b> | <b>7,827人</b>  | <b>3.4%</b> |
| 2005年 | 小学校(5,646校)       | 4,022.8千人        | 160,528人        | 158,213人        | 2,315人         | 1.4%        |
|       | 中学校(2,935校)       | 2,010.7千人        | 104,199人        | 98,933人         | 5,266人         | 5.1%        |
|       | <b>合計(8,581校)</b> | <b>6,033.5千人</b> | <b>264,727人</b> | <b>257,146人</b> | <b>7,581人</b>  | <b>2.9%</b> |
| 2007年 | 小学校(5,756校)       | 3,830.0千人        | 167,495人        | 165,176人        | 2,319人         | 1.4%        |
|       | 中学校(3,032校)       | 2,063.1千人        | 108,324人        | 101,356人        | 6,968人         | 6.4%        |
|       | <b>合計(8,788校)</b> | <b>5,893.1千人</b> | <b>275,819人</b> | <b>266,532人</b> | <b>9,287人</b>  | <b>3.4%</b> |
| 2008年 | 小学校(5,813校)       | 3,672.2千人        | 172,580人        | 169,258人        | 3,322人         | 1.9%        |
|       | 中学校(3,077校)       | 2,038.6千人        | 109,163人        | 101,320人        | 7,843人         | 7.2%        |
|       | <b>合計(8,890校)</b> | <b>5,710.8千人</b> | <b>281,743人</b> | <b>270,578人</b> | <b>11,165人</b> | <b>4.0%</b> |
| 2009年 | 小学校(5,829校)       | 3,474.4千人        | 175,590人        | 170,195人        | 5,395人         | 3.1%        |
|       | 中学校(3,106校)       | 2,006.9千人        | 109,829人        | 100,146人        | 9,683人         | 8.8%        |
|       | <b>合計(8,935校)</b> | <b>5,481.3千人</b> | <b>285,419人</b> | <b>270,341人</b> | <b>15,078人</b> | <b>5.3%</b> |
| 2010年 | 小学校(5,854校)       | 3,299.1千人        | 178,251人        | 171,587人        | 6,664人         | 3.7%        |
|       | 中学校(3,130校)       | 1,974.8千人        | 110,886人        | 99,685人         | 11,201人        | 10.1%       |
|       | <b>合計(8,984校)</b> | <b>5,273.9千人</b> | <b>289,137人</b> | <b>271,272人</b> | <b>17,865人</b> | <b>6.2%</b> |
| 2011年 | 小学校(5,882校)       | 3,132.5千人        | 185,190人        | 172,180人        | 13,010人        | 6.2%        |
|       | 中学校(3,153校)       | 1,910.5千人        | 114,532人        | 97,966人         | 16,566人        | 14.5%       |
|       | <b>合計(9,035校)</b> | <b>5,043.0千人</b> | <b>299,722人</b> | <b>270,146人</b> | <b>29,576人</b> | <b>9.9%</b> |

表注：教員には栄養教諭や保健教諭、専門相談教諭、司書教諭、実技教諭を含む。

(出典) 教育科学技術部・韓国教育開発院『教育統計年報』各年度版。

### (2) 福祉・生徒指導系教諭数及び事務職員数の動向

福祉・生徒指導系教諭とは、司書教諭や保健教諭など、一般教科の授業を単独で行わない教員を指す。行政職員は、広域市や道(日本の県に相当)の教育庁に所属する地方公務員で、各学校に配置される職員である。行政職員には、後述する「学校会計職員」と呼ばれる非正規職員は含まれていない。

これらの教職員数の変遷を見ると、おおむね横ばいであるが、専門相談教諭数は明らか

な増加傾向を示している（表 2 参照）。これは、いじめや不登校、引きこもりなどで学校生活になじめない児童生徒の問題が注目されるようになり、地域レベルだけでなく各学校段階でもケアの体制を整える必要性が唱えられるようになったことを背景としている。なお、2006 年以前は栄養教諭の統計が示されていないが、これは同教諭資格が 2004 年法改正により新たに定められたものであるためである。

表 2：福祉・生徒指導系教諭数及び事務職員数（2005～2011 年）

|        |     | 専門相談教諭 | 司書教諭  | 保健教諭    | 栄養教諭    | 実技教諭  | 行政職員     |
|--------|-----|--------|-------|---------|---------|-------|----------|
| 2005 年 | 小学校 | 1 人    | 57 人  | 4,195 人 |         | —     | 29,067 人 |
|        | 中学校 | 22 人   | 45 人  | 1,383 人 |         | 15 人  | 11,946 人 |
|        | 合 計 | 23 人   | 102 人 | 5,578 人 |         | 15 人  | 41,013 人 |
| 2006 年 | 小学校 | —      | 121 人 | 4,256 人 |         | —     | 28,973 人 |
|        | 中学校 | 6 人    | 90 人  | 1,448 人 |         | 17 人  | 12,184 人 |
|        | 合 計 | 6 人    | 211 人 | 5,704 人 |         | 17 人  | 41,157 人 |
| 2007 年 | 小学校 | 4 人    | 169 人 | 4,242 人 | 1,275 人 | —     | 28,442 人 |
|        | 中学校 | 57 人   | 119 人 | 1,454 人 | 146 人   | 14 人  | 12,192 人 |
|        | 合 計 | 61 人   | 288 人 | 5,696 人 | 1,421 人 | 14 人  | 40,634 人 |
| 2008 年 | 小学校 | —      | 209 人 | 4,241 人 | 3,381 人 | —     | 26,170 人 |
|        | 中学校 | 144 人  | 132 人 | 1,523 人 | 476 人   | 10 人  | 12,215 人 |
|        | 合 計 | 144 人  | 341 人 | 5,764 人 | 3,857 人 | 10 人  | 38,385 人 |
| 2009 年 | 小学校 | —      | 214 人 | 4,217 人 | 3,416 人 | —     | 25,643 人 |
|        | 中学校 | 143 人  | 134 人 | 1,549 人 | 505 人   | 12 人  | 12,173 人 |
|        | 合 計 | 143 人  | 348 人 | 5,766 人 | 3,921 人 | 12 人  | 37,816 人 |
| 2010 年 | 小学校 | 2 人    | 227 人 | 4,247 人 | 3,434 人 | —     | 25,319 人 |
|        | 中学校 | 193 人  | 131 人 | 3 人     | 1,566 人 | 518 人 | 11,955 人 |
|        | 合 計 | 195 人  | 358 人 | 4,250 人 | 5,000 人 | 518 人 | 37,274 人 |
| 2011 年 | 小学校 | 3 人    | 227 人 | 4,225 人 | 3,447 人 | —     | 25,435 人 |
|        | 中学校 | 227 人  | 146 人 | 1,619 人 | 532 人   | 5 人   | 11,946 人 |
|        | 合 計 | 230 人  | 373 人 | 5,844 人 | 3,979 人 | 5 人   | 37,381 人 |

表注 1：「学校会計職員」を除く。

表注 2：臨時的任用教員（フルタイム及びパートタイム）を含まない。

（出典）教育科学技術部・韓国教育開発院『教育統計年報』各年度版。

### （3）学校会計職員数の動向

「学校会計職員」とは、各学校の裁量で編成・執行される学校予算（「学校会計」と呼ばれる）で雇用される職員である。その代表的なものは給食調理員であり、全体の 4 割近くを占めている。詳細は後述するが、「学校会計職員」という呼称は通称であり、法的根拠を持つものではない。



表 3：小学校・中学校・高校における学校会計職員数（2011年）

| 職 種      | 公 立       | 私 立      | 合 計       |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 栄養士      | 3,674 人   | 832 人    | 4,506 人   |
| 調理師      | 5,620 人   | 778 人    | 6,398 人   |
| 調理員      | 41,596 人  | 5,981 人  | 47,577 人  |
| 保護者会職員   | 3,315 人   | 1,009 人  | 4,324 人   |
| 事務・行政補助  | 4,511 人   | 654 人    | 5,165 人   |
| IT 補助    | 2,277 人   | 166 人    | 2,443 人   |
| 教務補助     | 8,021 人   | 1,020 人  | 9,041 人   |
| 理科実験補助   | 4,471 人   | 235 人    | 4,706 人   |
| 司書       | 2,105 人   | 230 人    | 2,335 人   |
| 特別支援教育補助 | 5,249 人   | 833 人    | 6,082 人   |
| その他      | 33,497 人  | 4,382 人  | 37,879 人  |
| 合 計      | 114,336 人 | 16,120 人 | 130,456 人 |

（出典）教育科学技術部「初等中等学校会計職員の雇用安定及び待遇改善プラン」2011年11月。

### 3. 学校スタッフの種類、機能・役割

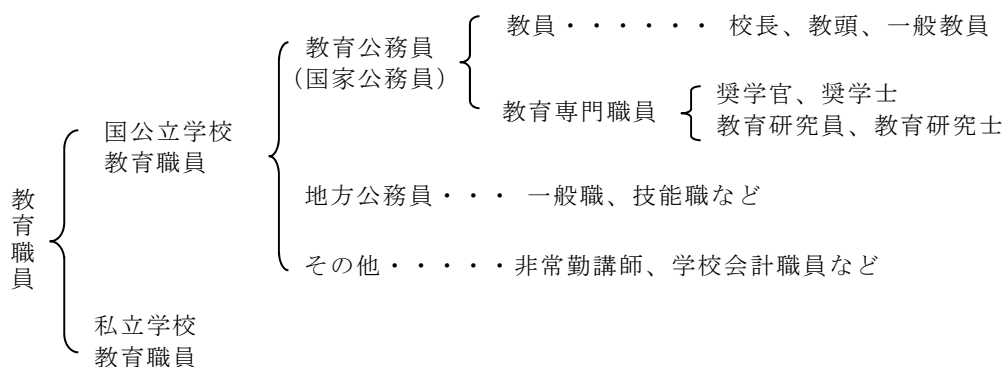
公教育を支える教職員は、大まかに「教育公務員」「地方公務員」「その他」の3つに分類される（図1参照）<sup>(11)</sup>。

教育公務員は、校長や教頭を含む教員と、「教育専門職員」と呼ばれる専門職を指しており（「教育公務員法」第2条）、国家公務員の身分を有している。教員専門職員は、さらに「奨学士」や「教育研究士」に分類される。奨学士は、日本の指導主事に相当する専門職で、広域市・道教育庁やその出先機関に配置され、職階がより上級な者は「奨学官」と呼ばれる。教育研究士は、日本の研究主事に相当する専門職で、教育行政機関やその下に置かれる公的な研究機関などで教育問題に関する調査・研究を行うほか、教材の開発などにも従事する。

地方公務員は、各種事務を執り行うため各学校に配置される。その職種は、主に学校の行政事務に従事する一般職と、施設管理や事務補助に従事する技能職に分かれている。

「その他」に分類される職員で、最もよく知られているのは「学校会計職員」である。各学校の予算で雇用されるこれらの職員の職種は、給食調理員のほか、校務補助や実験補助など、多岐にわたる。

図 1：教職員の分類



（出典）チヨ・ナムドウ他『教育行政論』ウオンミ社、1994年、266～267頁などを参考。

### (1) 教員資格を持つスタッフ

学校の教員には、一般教科の授業を行う教諭のほか、管理職である校長や教頭（韓国語では「校監」）がいる。さらに、単独では授業を通じた学習指導を行わないが、生徒の学習支援や心身のケアを行う教員が配置されている。栄養教諭や保健教諭、専門相談教諭、司書教諭、実技教諭がそれに当たる（「初等中等教育法」第 21 条）。国公立学校の教員は国家公務員であり、給与は国が負担する<sup>(12)</sup>。教員の任用については、地方教育の事務を所管する教育監<sup>(13)</sup>が、教育科学技術部長官から任用権を委任されている（「教育公務員任用令」第 3 条）。

国家公務員である国公立学校の教員の報酬は、「公務員報酬規程」（大統領令）によって定められる（表 4 参照）。教員の俸給は、他の公務員のように級と号ではなく、号俸のみで規定されている。新任教員は 9 号俸から始まり、原則的に毎年 1 号俸ずつ昇給する。そのほかの諸手当は他の国家公務員と同様だが、教員の給与は他と比べてやや高いとされており、教員報酬の優遇を定める「教育公務員法」第 34 条第 1 項や「教員の地位向上のための特別法」第 3 条に基づくものと指摘されている<sup>(14)</sup>。

表 4：幼稚園・小学校・中学校・高校教員の俸給表（2013 年 1 月改正）

| 号俸 | 俸給            | 号俸 | 俸給            | 号俸 | 俸給            |
|----|---------------|----|---------------|----|---------------|
| 1  | 1,337,200 ウォン | 15 | 2,045,500 ウォン | 29 | 3,314,300 ウォン |
| 2  | 1,377,800 ウォン | 16 | 2,127,700 ウォン | 30 | 3,416,800 ウォン |
| 3  | 1,418,900 ウォン | 17 | 2,209,200 ウォン | 31 | 3,518,900 ウォン |
| 4  | 1,459,800 ウォン | 18 | 2,294,400 ウォン | 32 | 3,620,700 ウォン |
| 5  | 1,501,100 ウォン | 19 | 2,379,300 ウォン | 33 | 3,724,300 ウォン |
| 6  | 1,542,300 ウォン | 20 | 2,463,900 ウォン | 34 | 3,827,500 ウォン |
| 7  | 1,582,800 ウォン | 21 | 2,548,500 ウォン | 35 | 3,931,000 ウォン |
| 8  | 1,623,600 ウォン | 22 | 2,642,600 ウォン | 36 | 4,033,900 ウォン |
| 9  | 1,664,900 ウォン | 23 | 2,736,000 ウォン | 37 | 4,123,600 ウォン |
| 10 | 1,709,800 ウォン | 24 | 2,829,500 ウォン | 38 | 4,213,400 ウォン |
| 11 | 1,754,000 ウォン | 25 | 2,923,000 ウォン | 39 | 4,303,300 ウォン |
| 12 | 1,799,000 ウォン | 26 | 3,016,800 ウォン | 40 | 4,329,600 ウォン |
| 13 | 1,881,100 ウォン | 27 | 3,114,500 ウォン |    |               |
| 14 | 1,963,300 ウォン | 28 | 3,212,300 ウォン |    |               |

#### ①校長、教頭、一般教諭

教職員の職務について定める「初等中等教育法」は、その第 20 条第 1 項で、「校長は校務を統括して、所属する教職員を指導・監督し、児童生徒を教育する」と定めている。職務について「校務をつかさどり、所属職員を監督する」（「学校教育法」第 37 条第 4 項）と定められる日本の校長と比較するなら、韓国における校長は、児童生徒の教育に対する職責がより明確に示されているといえる。

教頭は、「校長を補佐して校務を管理し、児童生徒を教育し、校長がやむを得ない理由で職務を遂行できない場合は、校長の職務を代行する」（「初等中等教育法」第 20 条第 2 項）ことを職務とする。

一般教諭は、「法令の定めに従って児童生徒を教育する」（「初等中等教育法」第 20 条第 4 項）ことを職務とする。実際の日々の業務において、児童生徒に対する学習指導や生活指導が主な内容ではあるものの、「行政事務」と呼ばれる事務作業の負担も大き

いといわれる。政府は、事務作業に係るシステムを IT 化することで、作業負担は減少したとしている。そのほか、第 1 節で言及したいじめ問題を背景に、学校生活に関する相談業務など、学級担任の業務内容を法的に明文化しようという動きもあるが<sup>(15)</sup>、実現には至っていない。

## ②栄養教諭

栄養教諭は、2006 年から導入されている教員資格で、「学校給食法」第 8 条は、栄養教諭の職務について次のように定めている。「1. 献立作成、食材の選定及び検品、2. 衛生・安全・作業管理及び検食、3. 食生活に関する指導や情報提供、栄養相談、4. 調理室清掃者に対する指導・監督、5. その他学校給食に関する事項」。

また「学校給食法」第 7 条は、給食施設・設備を備えた学校への栄養教諭の配置を定めており、これに関連して「初等中等教育法施行令」第 40 条の 3 第 1 項は、給食施設・設備を備えた学校に栄養教諭を 1 名配置することを定めている。ただ、教員確保が難しい場合などは、その配置については地方の裁量に委ねられており、実際にすべての学校に栄養教諭が配置されているわけではない。

栄養教諭の資格は、4 年制大学の栄養学関連学科卒業者で栄養士免許状を所持し、在学中に所定の教職単位を取得した者に授与される。また、栄養士免許状を所持する者が教育大学院などで栄養教育課程を履修して修了することでも取得できる。

## ③保健教諭

保健教諭は、児童生徒の健康管理のために学校で保健活動を行う。「学校保健法施行令」第 23 条第 3 項は、保健教諭の職務について、次のように細かく規定している：「イ. 学校保健計画の策定、ロ. 学校環境衛生の維持・管理及び改善に関する事項、ハ. 児童生徒と教職員に対する健康相談の準備及び実施に関する支援、ニ. 各種疾病の予防措置及び保健指導、ホ. 児童生徒と教職員の健康観察と学校医の健康相談、健康評価などの実施に関する支援、ヘ. 虚弱な児童生徒に対する保健指導、ト. 保健指導のための家庭訪問、チ. 教員の保健教育支援、必要時には保健教育の実施、リ. 保健室の施設・設備及び薬品などの管理、ヌ. 保健教育資料の収集・管理、ル. 児童生徒健康記録簿の管理、ヲ. 次の医療行為（看護師免許を持つ者に限る） 1) 外傷などの患者の治療、2) 緊急を要する者に対する応急処置、3) 負傷と疾病の悪化を防止するための処置、4) 健康診断の結果、疾病が発見された者に対する療養指導及び管理、5) 1) から 4) までの医療行為に基づく医薬品投与、ワ. そのほか学校の保健管理」

「学校保健法施行令」第 23 条第 1 項は、18 学級以上の小学校とすべての中学校・高校に保健教諭を 1 名配置することを義務づけている。

保健教諭の資格は、3 年制専門大学あるいは 4 年制大学の看護学科卒業者で看護師免許状を所持し、在学中に所定の教職単位を取得した者に授与される。

## ④専門相談教諭

専門相談教諭は、主に中学校や高校で生徒の学習や進路相談、人間関係など、学校生活全般に関する相談・指導を行う。外部の関連機関とも連携しながら、学校生活の相談・

指導方法などに関する調査・研究を行う。特に近年は、学校不適応の児童・生徒をケアする役割が期待されている。

「初等中等教育法」第 19 条の 2 第 1 項は、専門相談教諭を学校あるいは広域市・道の教育行政機関に配置することを定めている。教育行政機関に配置される場合は、地域の学校を巡回して業務に当たる。これに基づき、同法の下位法令に当たる「初等中等教育法施行令」第 40 条の 2 は、広域市・道の下級教育行政機関（教育支援庁）に 2 名以下の専門相談教諭を配置することを定めている。

専門相談教諭の資格は、4 年制大学の心理関連学科卒業者で、在学中に所定の教職単位を取得した者に授与される。また、すでに一般教科の教員資格を所持する者が大学院で所定の養成課程を履修することでも取得できる。

### ⑤ 司書教諭

学校図書館に配置される司書には、教員資格である司書教諭の資格を持つ者がいる。「学校図書館振興法」第 12 条第 2 項は、学校図書館には司書教諭や実技教諭（教科として「司書」の資格を持つ者）、司書を置くことができると定めており、その役割について同施行令第 7 条第 3 項は、「学校図書館運営計画の策定に関する業務」「資料の収集や整理、利用及び予算編成などに関する業務」「読書指導及び学校図書館の利用方法などに関する教育と案内」「学校図書館を利用する教員の教授・学習支援」としている。司書教諭や実技教諭、司書の業務の違いについて、法令では特に定められていないが、司書は正規課程外を含め授業を行う役割は担っていない<sup>(16)</sup>。

司書教諭や実技教諭、司書の配置基準について、同法施行令第 7 条第 1 項は、児童生徒 1,500 名当たり司書教諭など 1 名と規定している。ただし同第 2 項は、「学校の在学学生数」「学校図書館の規模・資料数など運営状況」「学校図書館の利用者数」を考慮して配置する学校の優先順位をつけることとしている。

司書教諭の資格は、教員養成学部（韓国語では「師範大学」）で文献情報学または図書館学を履修すること、4 年制大学で教職課程を履修するとともに文献情報学または図書館学を履修することなどにより取得できる。

### ⑥ 実技教諭

実技教諭は、職業高校や高等技術学校、あるいは普通中学・高校に設置される実習施設で、農業や工業など専門教科の実技を指導する。教科教員と協力しながら、実習に必要な機器・材料などの準備・点検などを行う。実技教諭資格には、8 分野 63 種類の教科目が定められている。「司書」もその一つであり、その配置基準について上述の「学校図書館振興法施行令」の定めがある以外、他の教科目の実業教諭の配置基準はない。

実技教諭の資格は、2～3 年制の専門大学で実技科目系の技能を履修した者や、4 年制大学や専門大学で芸能や体育などの技能を履修した者が取得できる。

### ⑦ 進路・進学相談教諭

進路・進学相談教諭は、2012 年から新たに導入されている教員資格だが、「数学」や「英語」などと並ぶ教科目の資格の一種として位置づけられているという点で、専門相

談教諭と異なる（「教員資格検定令施行規則」第2条第2項）。中等教員の資格である「進路・進学相談」は（すべての中等教員資格で中学校と高校の区別はない）、キャリア教育振興施策の一環として導入されたもので、選択科目である「進路と職業」の授業を担当するほか、キャリア教育の年間計画の策定や進路関連の相談業務、「創造的な体験活動」<sup>(17)</sup>における職業体験の総合的支援などが主な業務である。

キャリア教育の充実のために進路・進学相談教諭の配置を急ぐ政府は、ベテラン教諭など従来進路指導を担当していた教員を中心に8か月にわたる研修を実施し、同資格取得者の「量産」を進めている。2013年度には1,551人が新規に資格を取得する見込みで、これにより4,550人となる進路・進学相談教諭が配置されれば、中学校と高校の84%がカバーされるという。

## （2）地方公務員

韓国の地方教育行財政は、他の地方行政からは独立しており、教育予算も特別会計として編成される。すなわち、執行機関である教育監が教育に関するすべての事務を所管し、地方自治体の長は教育について何ら権限を持たない（生涯学習については一部所管する）。広域市・道教育庁は、教育監を長とする地方教育行政機関であり、各学校には教育庁所属の公務員が配置される。その根拠法は、「初等中等教育法」第19条第3項の「学校には教員のほかに学校運営に必要な行政職員等の職員を置く」である。学校に配置される公務員はしばしば「教育行政職公務員」、あるいは単に「行政職員」と呼ばれるが、いずれもこれら教育庁所属の公務員を指している。

学校に配置される公務員（以下、行政職員）の業務について、「初等中等教育法」第20条第5項は、「行政職員等の職員は、法令の定めにしたがって学校の行政事務とその他の事務を担当する」と定めている。すべての学校には「行政室」と呼ばれる事務室が設置されており、行政室の長である行政室長以下、学校規模に応じた数の職員が配置されている。行政室の具体的な業務内容には、会計経理や財産管理、施設・設備管理、公文書の発送・受け取り、学校運営委員会の関連業務などが主なものとして指摘されている<sup>(18)</sup>。

行政職員をさらに区分すると、一般職と技能職に分けることが可能である。一般職は行政室での事務などに従事する職員であり、具体的には行政室長やその部下である「次席」がこれにあたる。技能職は、いわゆる現業に従事する職員であり、校舎施設の管理・整備などを行う職員（「主務員」と呼ばれる）や図書館司書、給食室の栄養士などである。

行政職員の定員は、地方それぞれの状況や業務内容などを考慮し、各広域市・道教育監が定める（「地方教育行政機関の機構と定員基準等に関する規定」）。例えば、2012年のソウル市教育庁の公務員の定員は6,834名だが、そのうち学校に配置される職員は4,768名（一般職1,816名、技能職2,952名）と定められている（「ソウル特別市教育監所属の地方公務員定員規定」）。

地方公務員である行政職員の給与は、「地方公務員の報酬規程」（大統領令）によって定められている。ただ、一般職と技能職いずれも国家公務員の一般職と技能職の俸給表を準用すると定められており（「地方公務員の報酬規程」第4条）、国・地方に関わ

らず公務員の給与は、それぞれ同一の給与水準に基づいている。

### (3) 学校会計職員

#### ①法的根拠

「学校会計職員」は、事務の補助や給食の調理などに従事する職員であり、各学校の裁量で編成・執行される予算である「学校会計」から報酬を受けるため、こうした呼称が定着している。安定した身分を有する教員でも公務員でもないため、「学校非正規職」と呼ばれることもあるが、いずれも法的に明示されたものではない。

学校会計職員は、「初等中等教育法」第19条第3項「学校には教員のほかに学校運営に必要な行政職員などの職員を置く」の「職員」に含まれると解釈されているが、教員や行政職員と異なり、任用や配置基準などについて明文化された法的規定はない<sup>(19)</sup>。雇用規定などについては、「勤労基本法」など一般の労働関連法が適用されている。

公務員である他の教職員の配置基準が「地方教育行政機関の機構と定員基準等に関する規定」で定められているのに対し、学校会計職員の配置基準は法的に規定されておらず、学校長が任意で雇用・配置したことになっている。しかし実際は、大部分の広域市・道教育庁が学校会計職員の職種別配置基準を定めており、学校予算編成の指針にも配置基準を反映させているとされる<sup>(20)</sup>。例えば、京畿道教育庁は表5のような基準を教育庁内で定めている。

表5：京畿道教育庁の学校会計職職種別配置基準（2010年）

| 職 種                   | 配置基準  |
|-----------------------|---|
| 教務補助員、行政補助員、保護者会職員    | ・小学校：23学級以下1名、24学級以上2名<br>・中学校及び高校：12学級以上1名、13～23学級2名、24学級以上3名          |
| 栄養士、調理師、調理員、給食補助（配膳）員 | ・栄養士と調理師は、各学校で調理する学校ごとに1名<br>・調理員、給食補助員数は、各学校の条件に基づき決定                  |
| 体育専任コーチ               | 専任コーチ管理委員会の審議を経て決定  |
| 学童保育講師                | 各学校の学校運営委員会で決定  |
| 放課後学校プログラム講師          | 各学校の学校運営委員会で決定  |
| 司書                    | 30学級以下の小規模学校に優先的に配置   |
| 社会福祉士                 | 各学校の学校運営委員会の審議を経て要請を受けた教育支援庁（教育庁の出先機関）が、採用及び配置（関連分野の専門家を2～3名の地域別チームを構成） |
| 特別支援教育補助員             | 対象児童・生徒の選定基準に基づき、特別支援教育委員会で配置校を決定                                       |
| 理科実験補助員               | ・小学校：12学級以上<br>・中学校及び高校：学校規模などに応じて配置<br>・教育支援庁：1支援庁当たり1名                |
| 寮長                    | 寄宿舎運営委員会の審議を経て学校長が任命  |
| その他                   | 学校運営委員会の審議を経て学校長が決定   |

（出典）キム・インジェ「学校会計職員の勤労関係の争点と雇用安定方案」『労働法研究』第31号、2011年、271～272頁。

#### ②機能・役割

表5からもわかるとおり、学校会計職員の職種は多岐にわたるが、学校教育の支援あるいは補助の役割を担うという点で共通する。学校運営に関連するものには、事務補助

や施設管理補助、IT 補助、当直、清掃員など、福祉・生徒指導に関連するものに栄養士や相談員、学童保育講師など、教育活動補助に関連するものには教務補助や実験補助、実習補助、司書、体育コーチ、放課後学校プログラム講師などがある。

ソウル市内の A 中学校を例にとり、主な学校会計職員の配置状況や役割について見てみることにする。ソウル市南西部の自治区に位置する公立の A 中学校は、生徒数 696 人、22 クラス、教員 41 人、職員 19 人の中規模校である。近隣には中小の工場も多い。

まず学校運営に関する分野では、行政室に勤務する 4 名の職員のうち、3 名が行政職員（行政室長 1 名、次席 2 名）で、残り 1 名が学校会計職員である事務補助員である。事務補助員は、次席の補佐的業務を担っている。校舎などの施設・設備の管理を行う「主務員」（かつては「技師」と呼ばれていた）は 3 名配置されているが、そのうち 2 名は行政職員で、1 名が学校会計職員である。主務員は校舎の補修から電気系統の工事まで幅広く行っていたが、近年はこうした工事の外部委託が進んでおり、主務員の業務は減少傾向にある。そのため、学校会計職員の主務員は雇用の調整弁としての意味もあるという。A 中学校の主務員は、施設補修や印刷業務に従事している。給食関連では、行政職員である栄養士 1 名と、学校会計職員である調理員 7 名が従事している。清掃員 1 名は、学校会計職員で、教室以外の学校内の清掃を行っている（教室は生徒が清掃）。宿直をする職員 1 名は、警備会社からの派遣職員であり、直接雇用ではないという点で他の学校会計職員とは異なる。

福祉・生徒指導の関連では、相談員（スクールカウンセラー）が 1 名配置されている。相談員は、いじめや学校での人間関係、非行、引きこもりなど、学校生活に係る児童・生徒の様々な悩み・問題を対象に相談活動を行っている。フルタイムの学校会計職員で、ソウル市ではすべての中学校に少なくとも 1 名ずつ配置されているという。類似する業種で進路進学相談員というものもあるが、教員資格である前述の進路進学相談教諭の配置がすべての学校で進行中であり、進路相談分野で学校会計職員を配置する学校は少ない。そのほか、学校内外で教員とともに見回りをするスクール・ポリス（韓国語で「学校守護」）が 1 名いる。主に地域住民や退職警官が務めることが多い。

教育活動補助では、職員室（韓国では「教務室」と呼ばれる）に教務補助と教務行政補助が 1 名ずつ配置されている。教員の教育活動支援を主な任務とし、資料の準備や各種の行事準備、家庭からの問い合わせなどにも対応する。教務行政補助員は、インターネットを利用したシステムで生徒の評価に関するデータ入力を行うなどの支援を行っている。実際には教務補助員と教務行政補助員の業務はしばしば重なり、役割の境界線はあいまいである。いずれもフルタイムの学校会計職員である。そのほか、司書 1 名、科学実験補助 1 名がいる。教科学習プログラムを中心に運営されている放課後学校プログラムでも、一部プログラムに外部講師が採用されているが、ほとんどは同校の教員が講師を担当している。これは A 中学校に限ったことではなく、全国の中学校で運営されている教科プログラムの講師の 90.5% は、当該校の教員である（これらの教員は、本務の給与とは別に報酬を受けることができる）。なお、小学校の放課後学校教科プログラムにおける外部講師の割合は 49.1% で、文化・スポーツプログラムにいたっては 90.4% が外部講師に依存している（いずれの数値も、2009 年 10 月現在）<sup>(21)</sup>。

### ③待遇

学校会計職員の勤務形態は、フルタイム勤務とパートタイム勤務に分けることができるが、フルタイム勤務の場合も有給の基準となる日数が業種によって異なる(表6参照)。業種によっては、夏休みなどの長期休暇期間の一部が勤務日の対象外となるため、給与面で他の業種との格差が生じる。

表6：学校会計職員の職種別勤務形態

| 職 種                | 年俸基準日数 | 勤務日                                     |
|--------------------|--------|---|
| 栄養士、司書、事務補助員など     | 365日   | 公休日を除く日                                 |
| 教務、IT、実験、実習の各補助員など | 275日   | 学校授業の実施日、夏季・冬季休暇期間中の週4日、及び学校長が定める日      |
| 調理師、調理補助員など        | 245日   | 学校給食の実施日、準備日(授業期間中の年間9日)、夏季・冬季休暇期間中の週4日 |

(出典) ソン・ドンヒ「ソウル地域学校会計職員の雇用形態別特性及び職務満足度の要因比較研究」『組織と人事管理研究』第36週第3巻、2012年8月、75頁。

フルタイム職員の給与は、業務が類似する国家公務員(技能職)の10級あるいは9級1号俸基本給の21倍を「年俸基準額」(手当てを含む)とし、これに年俸基準日数を反映させ12で除した額を毎月支給する<sup>(22)</sup>。9級の号俸が適用されるのは、業務業の責務が大きい栄養士や司書などである(韓国の公務員の等級は数値が低いほど上級)。職種別の学校会計職員の平均的な給与は、表7のとおりである。

表7：学校会計職員の給与状況(2010年)

| 職 種       | 年俸基準日数   | 月給平均額(日本円)                                    |
|-----------|----------|---|
| 栄養士       | 365日     | 1,435,170ウォン(約10万9,790円)                      |
| 司書補助      | 240日(ママ) | 845,860ウォン(約6万4,708円)                         |
| 科学実験補助    | 275日     | 969,220ウォン(約7万4,145円)                         |
| 特別支援教育補助  | 275日     | 969,220ウォン(約7万4,145円)                         |
| 調理師       | 245日     | 906,660ウォン(約6万9,359円)                         |
| 調理員       | 245日     | 863,490ウォン(約6万6,057円)                         |
| 放課後学童保育講師 | 365日     | 1,435,170ウォン(約10万9,790円)                      |
| 専任コーチ     | 365日     | 1,377,760ウォン(約10万5,399円)                      |
| 教務行政補助    | 275~365日 | 969,220~1,435,170ウォン<br>(約7万4,145~約10万9,790円) |
| IT補助      | 275日     | 969,220ウォン(約7万4,145円)                         |
| 保護者会職員    | 365日     | 1,656,000ウォン(約12万6,684円)                      |

注：100ウォン=7.65円で換算。

(出典) キム・インジェ「学校会計職員の勤労関係の争点と雇用安定方案」『労働法研究』第31号、2011年、273頁。

学校会計職員をめぐっては近年、その待遇改善を求める声が、職員はもちろんのこと、雇用問題に詳しい知識人の間からもあがっている。指摘されている待遇の問題点をまとめると、①雇用契約を結ぶ校長の地位に関する規定が明文化されておらず、「事業主」が誰なのか(校長なのか教育監なのか)が明確でない、②身分保障などについて「労働法」の適用を受けているが、校長の任意の管理下に置かれているに過ぎず不安定である、③職歴に関係なく一律の給与基準が適用される、④フルタイムでも職種によって年俸基準日数が異なり、賃金格差につながっている、⑤能力向上のための研修機会が、司書や



栄養士など一部の職種に限られている、などがある。こうした主張を受け、教育科学技術部も2012年10月に「初等中等学校会計職員の雇用安定及び待遇改善プラン」を発表するなど、学校会計職員の待遇改善に前向きな姿勢を示してはいる。ただ、同プランは「初等中等教育法」に「『有期雇用及び短時間勤労者保護等に関する法律』で定められる勤労者を置くことができる」という条文を新設する案を提示しているものの、学校会計職員の雇用者が誰であるかが明確ではなく、問題の根本的解決にはほど遠いというのが学校会計職員側の立場である。さらに、行政文書などに現れる「学校非正規職」や「学校会計職員」といった呼称を「学校職員」に統一するといった表面的な対処案にすぎないものもあり、職員側の不満は高まるばかりである。2012年11月9日には、非正規職員の組合の連合体である全国学校非正規職連帯会議などが中心となって、学校会計職員による全面ストライキを初めて強行するなど、待遇改善を求める動きはなお活発である。

#### 4. まとめ

学校教職員の在り方を軸に考える時、近年における韓国の学校の役割は、少なからず拡大しているといえる。例えば、放課後学校の講師が、学校が民間教育産業の代替物を提供するという文脈で導入されていることは、学校が塾の役割を担おうとしていることを端的に示している。また、政府がすべての中学校への配置を進めている「進路・進学相談教諭」は、民間資格者である進路・進学相談員に期待されていた業務を、教員の専門的領域として位置づけようという試みである。もっとも実際には、従来から配置が十分に進まない民間の相談員ではなくベテランの教員が進路指導の中心的役割を担っている現実を背景に、限りある人材と財源の範囲内でキャリア教育の専門家を量産する、手っ取り早い手段が選択されたと解釈することもできる。こうした専門的人材の配置の成果や課題は今後の動向を待たなければならないが、政府が様々な教育振興施策を打ち出す中、教員の専門性を伸張させることで人材を確保・整備しようとしている点は、学校を取り巻く環境や政策の方向性で共通点を持つわが国にとっても参考となるだろう。

さて、学校スタッフの多くを占める学校会計職員の特徴的な点の一つは、各学校の予算である「学校会計」を財源として、校長によって雇用されることである。私立学校のみならず、公立学校の校長も職員を直接雇用する点で独特であるが、実はそうした行為の法的根拠は明確に定められていない。そのために職員の雇用が不安定化していることは、第3節で述べたとおりである。特に最近、社会における経済格差の拡大をめぐる問題がマスコミで大きく取り上げられるようになり、学校の非正規職員にもスポットが当てられるようになったことから、教育科学技術部も何らかの対策を講じる必要性に迫られている。ただ、雇用の財源が限られていることはもちろんのこと、少子化の流れが今後避けられないことを考慮すれば、これらの職員の雇用安定化は簡単に解決できる問題ではなさそうである。

このように、韓国における非正規職の学校スタッフは、法的根拠が未整備のためにその身分や地位、雇用契約などが曖昧・不安定である。いじめ問題などを背景に、すべての中学校に専任のスクールカウンセラーの配置を進めている地域もあるが、不安定な働き方を強いられる学校の非正規職の増加には懸念もつきまとう。その点では、英語専任講師や進路・進学相談教諭など、教員の役割分化の強化を通して学校の役割の拡大が図られている

ことは、安定性という面では積極的に評価できるが、それは学校会計職員の労働条件と比較した場合に限ってである。職員個人の雇用の安定化だけでなく、彼らによって支えられる児童生徒の教育支援体制の安定化のためにも、より早期の法的環境の整備が必要であろう。

松本 麻人（文部科学省）

## ○主要参考資料

- ・ 厳光燮「学校教育行政職公務員の役割と葛藤解消方案」『社会科学研究小誌』第 21 集第 2 号、2000 年、160 頁。
- ・ 韓国雇用情報院「韓国職業事典」ウェブサイト (<http://www.work.go.kr>)。
- ・ キム・インジェ「学校会計職員の勤労関係の争点と雇用安定方案」『労働法研究』第 31 号、2011 年、265～298 頁。
- ・ 金東順「韓・日における教育行政職（学校事務職員）の職務満足度と校内での職種間葛藤に関する研究」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』第 24 号、2005 年、21-32 頁。
- ・ 高麗大学教育問題研究所編『わかりやすい教育学用語辞典』ウオンミ社、2007 年。
- ・ ジン・ジョンヒ「学校給食栄養教師と栄養士が知覚する役割葛藤、自己効能感、職務満足及び職務没頭に関する研究－仁川広域市を中心に－」（仁荷大学大学院 博士学位請求論文）2011 年 8 月。
- ・ チョ・ナムドゥ他『教育行政論』ウオンミ社、1994 年。
- ・ 文部科学省編『諸外国の教育動向』各年度版。
- ・ 文部科学省編『諸外国の教員』2006 年。

## ○注

- (1) 2013 年 1 月 14 日、教育科学技術部で聞き取り。
- (2) 合計特殊出生率でみると、アメリカの 2.09 人（2008 年）に対し、日本は 1.37 人（2009 年）、韓国は 1.15 人（2009 年）である（厚生労働省「平成 22 年度「出生に関する統計」の概況 人口動態統計特殊報告」2011 年 12 月）。
- (3) 2012 年 10 月 16 日付教育科学技術部報道資料。
- (4) 2010 年 3 月 3 日付教育科学技術部報道資料。
- (5) 例えば、政府の「地域とともに歩む学校事業」に選定されているソウル市内の B 小学校では、児童の授業時間中に空き教室を利用して、同校の放課後学校講師による陶芸プログラムや卓球プログラムなどが主に保護者を対象に行われている（2009 年 12 月、筆者調査）。
- (6) 進路進学相談教諭の導入のほか、中学校への「進路と職業」（選択科目）の導入や、学校段階別のキャリア教育の目標と達成指標の策定など、学校カリキュラムにおける明確な位置づけが進められている。
- (7) 韓国における教員一人当たりの児童生徒数は、小学校で 21.1 人（OECD 平均 15.8 人）、中学校で 19.7 人（OECD 平均 13.7 人）。また一学級当たりの児童生徒数は、小

- 学校で 27.5 人（OECD 平均 21.2 人）、中学校で 34.7 人（OECD 平均 23.4 人）（数値はいずれも 2010 年のもの。OECD『図表で見る教育 2012 年版』）。
- (8) 例えば、金大中前大統領は、2001 年 7 月 20 日に開催された教育環境改善推進計画報告会における演説で、1 学級当たりの児童生徒数を OECD 加盟国レベルの 35 名以下とすることが必要であることを主張した。また、2012 年 12 月に行われた第 18 代大統領戦で当選した朴槿恵氏は、その公約で 2017 年までに教員一人当たりの児童生徒数を OECD 加盟国の上位レベルにすることを掲げている。
- (9) 臨時的任用教員は、「期間制教師」と「時間制教師」に区分される。「期間制教師」は、フルタイム勤務の有期雇用の教員であり、「時間制教師」は、パートタイム勤務の教員である。
- (10) 2013 年 1 月 14 日、教育科学技術部で聞き取り。
- (11) チョ・ナムドゥ他『教育行政論』ウォンミ社、1994 年、266～267 頁。
- (12) 初等中等教員の人権費は、以前は「俸給交付金」として地方に交付されていたが、同交付金は 2005 年 1 月に廃止され、「普通交付金」に統合された。
- (13) 広域自治体（道、広域市など）の教育に関する事務の執行機関。道や広域市の議会には、審議機関として常任委員会である教育委員会が設置されている。
- (14) 諸外国教員給与研究会、「諸外国の教員給与に関する調査研究報告書」（平成 18 年度文部科学省委託調査研究）2007 年、82 頁。
- (15) 2012 年 8 月 22 日付教育科学技術部報道資料。
- (16) ハム・ミョンシク「「情報と媒体」教科を通して見る司書教諭・実技教諭（司書）の教育的な役割」『図書館』第 345 号、1997 年 12 月、174 頁。
- (17) 従来の特別活動と裁量活動を統合した教科で、日本の「総合的な学習の時間」に類似する。
- (18) 厳光燮「学校教育行政職公務員の役割と葛藤解消方案」『社会科学研究小誌』第 21 集第 2 号、2000 年、160 頁。
- (19) キム・インジェ「学校会計職員の勤労関係の争点と雇用安定方案」『労働法研究』第 31 号、2011 年、278 頁。
- (20) 同前書、270 頁。
- (21) 教育科学技術部内部資料「2009 年放課後学校の現況分析（2009 年 10 月基準）」
- (22) キム・インジェ、前掲書、273 頁。



## 総括

『Co-teaching スタッフや外部人材を生かした学校組織開発と教職員配置の在り方に関する総合的研究』(研究代表者:葉養正明 教育政策・評価研究部長)の一部を構成する「外国研究班」が取り組んだ研究課題は以下の通りである。

すなわち、それぞれの国で、①どのような教育改革(学校教育を中心として)が進められているのか、②学校はどのような役割を担っているのか、そしてその役割は変容しているのか、③学校にはどのような役割を担う教職員が配置され、どのような教育(養成・研修)の仕組みを持ち、どのような給与及び労働条件で働いているのか、また、それらは近年(1990年代以降)変容しているのか、という問いである。

本研究では教職員のうち、これまで十分に研究がなされてこなかった職員に注目して分析した。こここでいう職員とは教員以外の全てのスタッフのことをいう。

近年(1990年代以降)、日本を含め諸外国においては、グローバル化や情報化、人口構造の変動など社会の急激な変化に伴い、高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっており、学校教育において求められる人材像が高度化するとともに、地域づくりに関する学校の役割に対する期待の高まりなど、学校の役割が変容してきている。また、学校に対してアカウンタビリティを求める声も高まり、学校ガバナンスの見直しも進められてきている。

これらの教育水準の向上、学校の役割の見直し、学校ガバナンスの見直し等は、その変革の大きさにも依存するが、学校に配置される教職員の配置・教育・給与及び労働条件の見直しを必要とすることが予想される。

日本に目を向けても、中教審で教員以外の職員が言及されるようになったのは1996年の『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)』以降のことである。そこでは「様々な教育課題に対処するためには、学校として校長のリーダーシップの下、教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員などすべての教職員が相互に協力しつつ、一体となって取り組む」ことが提言された。さらに、1998年の『今後の地方教育行政の在り方について(答申)』でも「子どもを取り巻く状況の変化に対応し、より多様な活動を通じて子どものよさを様々に引き出す教育活動を、専門分野を異にする教職員が一体となって支え、展開していくとともに、学校運営全体を視野に入れた総合的な事務処理を推進することが求められている。このような観点から、教員の研修制度を見直し、研修内容、方法の改善を図るとともに、養護教諭、学校事務職員、学校栄養職員などについても、その専門性を高め、学校運営に積極的に参画していく意欲や態度を培う観点から、それらの教職員に対する研修の充実が必要である」と言及している。これ以降も、中教審においては教員以外の職種について数多く言及されるようになる。

以上のような日本の政策動向を踏まえつつ、本研究は推進された。詳細は各国の報告を参照戴きたいが、ここでは「1990年代以降にそれぞれの国において、教職員の配置・教育(養成・研修)・給与及び労働条件にどのような変化があったのか」ということを中心に調査を実施した六か国のそれぞれについて結果を要約することとする。

尚、教職員の配置・教育(養成・研修)・給与及び労働条件に関して「変容」があったかどうかは研究メンバー全員で協議して決定した。

## □ アメリカ

---

アメリカにおいては、1990年代以降、教職員の配置・教育(養成・研修)・給与及び労働条件に関してある程度の変容があった。

アメリカの連邦法において、パラプロフェッショナル(Paraprofessional)が規定されるようになったのは1990年代のことである。このパラプロフェッショナルとは、有資格もしくは免許のある教員の監督のもとで教育補助を行う職員のことである。1994年の「アメリカ学校改善法(The Improving America's Schools Act (IASA) of 1994)」、1997年に改正された「障害者教育法(Individuals with Disabilities Education Act (IDEA1997))」においてパラプロフェッショナルについての規定がなされた。さらに、2002年の「どの子ども置き去りにしない法(No Child Left Behind Act (NCLB) of 2001)」では、連邦の補助金によって雇用されるパラプロフェッショナルの業務内容と資格要件を明確化した。また、アメリカの連邦議会では、ここ数年「教室に新規に10万人の教育補助を行うパラプロフェッショナルの養成・採用」を求める法案がたびたび上程され審議にかけている。

## □ イギリス

---

イギリスにおいては、1990年代以降、教職員の配置・教育(養成・研修)・給与及び労働条件に関して大きな変容があった。

イギリスにおいては、1997年の労働党政権発足以降、教職員の配置・教育(養成・研修)・給与及び労働条件を改革する職員改革(workforce Reform)は教育政策の一つの柱として進められてきた。国際的競争力強化の基盤として、教育水準の向上を図る施策が実施され、また、教育水準の向上を支えるため、学童保育や食事、クラブ活動の提供などのサービスを学校で行う「拡大サービス」を政府として進めてきた。こうした学校の役割の拡張を実現するために教職員の配置に関する改革が行われてきた。

また、教員の業務負担を減少させることについて教育技能省、校長会、教員組合等の間で合意した「国民的合意(Raising standards and tackling workload: a national agreement)」が結ばれ、そこでは教員を支援するための学校職員の拡充整備などによる教員の業務軽減策が盛り込まれた。その文脈で、管理事務(School Business)を統括するスクールビジネスマネジャーの育成・配置も進められ、多様な職種がリーダーシップを共に発揮するリーダーシップモデルが政府機関である国立リーダーシップカレッジによって推奨されている。

## □ フランス

---

フランスにおいては、1990年代以降、教職員の配置・教育(養成・研修)・給与及び労働条件に関してある程度の変容があった。

フランスにおいては、学校の教員の職務は「学習指導」、つまり授業をすることに限定されている。このため、中等教育機関では、生徒指導や進路指導の職員が配置されている。その各々について、個別の身分規定があり、職務や待遇が明記されている。わが国のよう

に教員が学校の諸機能を一手に担う総合職の役割を担っているのに対し、フランスの教員は授業の専門職である。その裏返しとして、学校の諸機能に応じた職員が配置される分業制をとっている。

1980年代以降の教育改革の流れの中で、フランスの学校職員も、「教育共同体」の一員としての位置づけが明確にされてきた。1975年の教育法では「教職員」であったが、1989年法では「事務、技術、現業、社会福祉、保健及びサービスに係る職員」と明記され、2005年法では「これらの職員は、教員と連携して教育的役割を果たす」と規定されるまでに至っている。つまり、分業から協働への転換が進められているのがフランスの特徴である。

## □ ドイツ

---

ドイツにおいては、1990年代以降、教職員の配置・教育(養成・研修)・給与及び労働条件に関して大きな変容があった。

ドイツにおいては、2001年に明らかになった OECD「生徒の学習到達度調査 (PISA)」での不振な結果を受けて、従来の「半日制」の学校制度では子どもが家庭で過ごす時間が長くなる分、特に移民家庭では母語の干渉が強くなり、ドイツ語の習得に望ましくないとして、2003年5月、「全日制学校 (Ganztagsschule)」の拡大支援策が連邦政府主導で押し進められることになった。また、近年のドイツでは、教育の機会をいかに「公正に」保障していくかが課題とされており、「子ども一人ひとりに合った教育を提供していくこと」が「公正なこと」であるという考え方が広く支持されるようになってきている。

これらのことを背景に、例えば、「全日制学校」では、学校の授業が始まる前と終わった後に学童保育を取り入れている例が多くあるが、そうしたところでは、子どもの保育に専門的に従事する教育士 (Erzieher) が配置されるようになってきている。また、各学校では、児童・生徒一人ひとりの能力に合わせて授業を進められるよう、授業を行う教員の傍らで児童・生徒に個別に助言・指導を行う人材のほか、進路相談のみならず児童・生徒及び教員の一般的な相談にも応じるカウンセリング教員や、より専門的な立場から児童・生徒や教員をサポートする社会教育士や学校心理士などの人材が配置されている。学校心理士の配置は、2002年にエアフルトのギムナジウムで起きた学校無差別殺傷事件を機に急速に進むこととなった。

## □ 中国

---

中国においては、1990年代以降、教職員の配置・教育(養成・研修)・給与及び労働条件に関して大きな変容があった。

中国は、義務教育普及期に、民弁教師を活用し、農村地域の教員不足を補ってきた。しかし、教員の質向上を目指す中で、民弁教師は正規の教員へと転換され、2000年までにそのほとんどがいなくなった。一方、義務教育の基本的な普及が達成され、21世紀の人間像を前提とした資質教育の導入や教育課程基準の改正により教育の質向上が目指された2001年以降は、教員の編制基準が改正され、教員補助員が統計に表れるなど、初等中等教育のあり方が変化してきた。

教員補助員が重視されるようになったのは、2001年の教育課程基準で規定された総合的な学習の時間である「総合実践活動」や実験器具を用いる授業の増加、ICT教育への対応等には、専任教員以外に外部の人材が必要になってきたからである。教育統計にもその傾向は現れており、2001年以降教員補助員数は毎年増加している。一方、義務教育が基本的に普及した2000年以降も、経済発展の遅れた内陸中西部の農村地域では、教員の不足は継続し、臨時教員の任用や政府による高等教育機関卒業者の派遣や教育ボランティアの活動等が実施されている。

## □ 韓国

---

韓国においては、1990年代以降、教職員の配置・教育(養成・研修)・給与及び労働条件に関して大きな変容があった。

「圧縮成長」とも称される急激な経済成長により、2000年代に入って国際的な地位を確固たるものとした韓国は、教育についても「世界水準」をキーワードに改革を進めている。学力向上、英語教育、いじめ防止、キャリア教育の充実に取り組み、このために学習到達度が低い児童生徒が多い学校に対する国の補助金による、講師、英語専任講師、専門相談教諭、進路・進学相談教諭などの配置を進めている。

特にいじめに関しては、2011年12月に学校内でのいじめを苦しめた生徒の自殺が相次ぎ、事態を重く見た政府が2012年2月に「いじめ根絶総合対策」を発表した。同対策では、専門相談教諭の配置を1,500名増員し、2013年までに2,383名(非正規教員を含む)の配置を目指すことが明記されている。

また、韓国においては各学校の裁量で編成・執行される予算である「学校会計」により、事務の補助や学校給食などの職員が各学校で雇用されている。また、正規課程が終了した放課後の時間を利用して行われる教科学習プログラムや文化・スポーツプログラムである放課後学校が有償で実施されるようになり、講師は外部講師のほか、当該校の教員などが務めている。

以上が「1990年代以降にそれぞれの国において、教職員の配置・教育(養成・研修)・給与及び労働条件にどのような変化があったのか」という問いに対する各国の状況である。これまで述べてきたように、全ての国で教職員の配置・教育(養成・研修)・給与及び労働条件について「変容」が生じている。特にイギリス・ドイツ・韓国・中国においてその傾向が顕著であるというのがわれわれの結論である。

そうした「変容」をもたらした要因は各国によって違いはあるものの、21世紀型学力の向上、生徒指導の充実(道徳性の涵養、いじめ防止、キャリア教育、食育等)、特別支援教育や移民教育など個に応じた指導の充実、アカウンタビリティの強化、学校の役割拡大(放課後のサービスの提供、地域の活性化の役割等)などの背景が多く指摘されている。

藤原 文雄 (国立教育政策研究所)



各国における学校職員

|             |                                      | 日本   | イギリス  | アメリカ   | ドイツ  | フランス  | 韓国   | 中国   |
|-------------|--------------------------------------|--|---|--|--|---|--|--|
| 管<br>理<br>系 |                                      | 校長<br>副校長<br>教頭  | 学校理事会 (School Governing Body)<br>校長 (Headteacher)<br>副校長 (Deputy Head)<br>校長補佐 (Assistant Head)   | 校長 (Principal)<br>教頭 (Vice-principal)  | 校長 (Schulleiter)<br>副校長 (Stellvertretender Schulleiter)  | 国民教育視学官 (inspecteur de l'éducation nationale) (保育学校・小学校)<br>校長 (principal) / 副校長 (principal adjoint) (中学校)<br>校長 (proviseur) / 副校長 (proviseur adjoint) (高校)                     | 校長<br>教頭 (校監)  | 校長<br>副校長<br>校長補佐<br>(出典: 北京師範大学実験中学組織図)   |
|             | 教<br>員                               | 担任を持つ教員<br>授業を担当する教員<br>専科教員<br>臨時的任用教員                                  | 教科担当教員 (Teacher)<br>クラス担任 (Teacher)   | 教科担当教員 (Teacher)<br>クラス担任 (Teacher)  | 教科担当教員 (Fachlehrer)<br>クラス担任 (Klassenlehrer)<br>試補教員 (Lehramtsreferender)  | 教科担当教員<br>クラス担任<br>特別支援ネットワーク (RASED) 教員  | 担任を持つ教員<br>授業を担当する教員<br>専科教員<br>臨時的任用教員  | 専任 (教科担任・クラス担任)<br>民弁教師 (2000年まで)<br>臨時教員<br>非常勤教員   |
| 運<br>営<br>系 |                                      | 用務員<br>給食調理員<br>事務職員   | SEN担当主任 (SENCO)<br>事務長 (School Business Manager)<br>事務支援員 (Administrator Assistant)<br>試験担当事務員 (Examination Officer)<br>秘書 (Secretary)<br>給食担当支援員、給食担当職員、調理担当者 (Catering Staff)<br>清掃担当者 (Cleaning Staff)<br>用務員 (Premises Manager/Caretaker) | 事務職 (Clerical Services)<br>用務員 (Custodial and Maintenance Services)<br>運転手 (Transportation and Delivery)<br>食堂係 (Food Services)<br>保守営繕職 (Skilled Trades Services) | 学校事務員 (Schulsekretär)<br>用務員 (Hausmeister)<br>清掃員 (Reinigungspersonal)<br>調理員 (Küchenpersonal)   | 国民教育・高等教育行政官 (AENESR)<br>首席専門官、専門官 (ADAENES)<br>学校・大学参事官 (CASU)<br>事務職員 (SAENES)<br>事務補佐員 (ADJAENES)<br>学校技術補佐員 (adjoint technique)<br>警備員<br>用務員<br>学校給食職員                     | 用務員 (主務員)<br>調理師<br>調理員<br>調理補助 (配膳) 員<br>行政職員<br>行政補助<br>教務補助<br>IT補助<br>保護者会職員<br>清掃員<br>運転手 | 事務職員 (原語: 職員)<br>教員補助員 (原語: 教輔人員): ネットワーク管理員<br>労働勤務員 (原語: 工勤人員): 守衛, 保管, 食堂職員, 水道電気工事職員, ボイラー管理員等<br>学校の運営する工場や農場の職員 (原語: 校弁工廠・農(林)場職工) |
|             | 福<br>祉<br>/<br>生<br>徒<br>指<br>導<br>系 | 養護教諭<br>栄養教諭<br>スクールカウンセラー<br>スクール・ソーシャル・ワーカー<br>早期支援コーディネーター (仮称)<br>寮母 | 学習メンター (Learning Mentors)<br>昼間指導員 (Midday Supervisor)<br>遊び支援員 (Play Worker)<br>保護者対応支援員 (Parents Support Adviser)<br>キャリアコーディネーター (Careers Coordinators/Careers Advisers)   | 看護師・保健士 (Health and Student Services)<br>警備員 (Security Services)   | 学校心理士 (Schulpsychologe)<br>社会教育士 (Sozialpädagoge) / 社会福祉士 (Sozialarbeiter)<br>教育士 (Erzieher)<br>スクールヘルパー<br>特別支援教育士 (Sonderpädagoge)<br>校医 (Schularzt) | 社会福祉技術参事官 (CTSS)<br>ソーシャルワーカー (assistant de service social)<br>医師 (médecin de l'éducation nationale)<br>看護師 (infirmier de l'éducation nationale et de l'enseignement supérieur) | 保健教諭<br>栄養教諭<br>相談員 (スクールカウンセラー)<br>社会福祉士<br>進路進学相談員<br>学童保育講師<br>スクールポリス (「学校守護」)<br>寮長       | 教員補助員 (原語: 教輔人員): 医務室作業員, 保健・衛生員, 政治教育員, 生活教員, 保安・巡回管理教員等  |

|      | 日本   | イギリス   | アメリカ  | ドイツ   | フランス  | 韓国   | 中国   |
|------|--|--|---|---|---|--|--|
| 学校職員 | 理科補助員<br>ALT<br>司書<br>武道、ダンス等の指導の専門家<br>地域のスポーツ指導者(部活動の指導)         | 補助教員(Teaching Assistants)<br>上級補助教員(Higher Level Teaching Assistants)<br>就学前クラスティーチングアシスタント(Foundation Stage Teaching Assistants)<br>保育士(Nursery Nurse)<br>代替教員(Cover Supervisor)<br>スポーツ指導者(Sports Technician)<br>司書、図書館職員、図書館支援員、図書館情報管理員、司書補助(Librarians/Library Staff)<br>ICT技術者(ICT Staff)<br>技術技術者(Design and Technology Technician)<br>家庭科技術者(Food Technician)<br>理科技術者(Science Technician) | 補助教員(Paraeducator/Classroom Assistant(Aide)/ Educational Assistant(Aide)/Instructional Assistant(Aide)/Teacher Assistant(Aide)<br>教務補佐(Educational Technician/Technology Assistant/Technical Services/<br>言語補助教員(Speech/Language Assistant)<br>英語指導補助教員(English as a Second Language/Bilingual Assistant)<br>通訳(Interpreter)<br>障がい児補助教員(Special Education Assistant)<br>進路支援員(Career Coach/Career Specialist/Guidance Specialist/Transition Specialist)<br>就職支援員(Job Coach)<br>職業情報支援員(Occupational Information Specialist)<br>行動訓練スペシャリスト(Behavior interventionist)<br>家族関係スペシャリスト(Home Liaison/School Home Liaison/ECEAP=Early Childhood Education Assistance Program Specialist)<br>訪問支援員(Outreach Specialist)<br>司書・メディア補助員(Librarian/Media Center Assistant)<br>校庭・施設監視員(Playground Assistant/Supervision Aide) | スクールアシスタント(Schulassistent)<br>技術指導員                         | 学校図書館司書教員(documentaliste)<br>生徒指導専門員(CPE)<br>生徒指導補助員(assistant d'éducation)<br>学校生活介助員(auxiliaire de vie scolaire)<br>進路指導担当者(personnels d'orientation)<br>技術職員(technicien de recherche et de formation)<br>技術補佐員(adjoint technique de recherche et de formation)<br>保育専門職員(保育学校) | 科学実験補助<br>特別支援教育補助<br>ALT(「ネイティブ講師」)<br>司書<br>体育コーチ<br>放課後学校講師 | 教員補助員(原語:教輔人員):図書管理員、実験員、ネットワーク管理員   |
| 外部人材 | 学習支援ボランティア<br>図書ボランティア<br>学校評議員<br>学校運営協議会?<br>学校支援地域本部の地域コーディネーター | 教育活動支援ボランティア(Volunteer)<br>校外活動への保護者等の随行、補助(Parents)<br>ゲストティーチャー(Guest Teacher)<br>職業教育への支援者  | 学校評議員(School Council Member)<br>言語補助・通訳(Interpreter)<br>障がい児介助(Special Needs Attendant)<br>図書ボランティア(Library Volunteer)<br>校庭ボランティア(Playground Volunteer)<br>ゲストティーチャー(Guest Teacher)  | 地域ボランティア<br>連邦志願ボランティア<br>社会活動年(Freiwilliges Soziales Jahr) | 学校評議会(conseil d'école)委員(保育学校・小学校)<br>管理評議会(conseil d'administrato)委員(中学・高校)<br>アニマトゥール   | 学校運営委員   | 少年先鋒隊指導員<br>学校外指導員・クラブ活動学校外指導員<br>農村地域の教育支援者・ボランティア<br>学生・教員等のボランティア(夏期休暇中の10日から2週間農村地域で教育支援を実施) |

|  |                | イギリス  | アメリカ   | フランス   |
|--|----------------|---|--|--|
| 教育<br>改革<br>の<br>基本<br>的<br>動<br>向                       |                | 保守党政権下(1979-1997年)では、新保守主義やシティズン・スチャーターなどの政治理念が示され、中央集権や自己責任、民間活用などを重視した政策が示された。具体的にはナショナルカリキュラム制定、ナショナルテストの導入、学校監査の実施、国庫補助学校の導入、地方教育当局の権限削減、学校理事会の強化、自律的学校経営などが具体的に進められた。  | 合衆国憲法修正第10条により教育は州の専管事項となっているものの、1965年に「初等中等教育法」が制定され、富裕層と貧困層の格差是正の観点から、連邦教育省の地方教育への関与が行われるようになった。連邦の関与は、教育の機会均等や卓越性を追求するための補助金の支出や、全国的な協議の場を作って情報交換を盛んにすることなど周縁的・間接的なレベルに限定されているものの、連邦教育長官の諮問機関による報告書『危機に立つ国家』(1983年)が学校教育における全国的な質の低下に警鐘を鳴らして以来、その影響力を増している。連邦が主導する方向性は、学力向上を目標に据えた初等中等教育改革や、アクセス人口の拡大や教育の質保証を柱とする高等教育改革である。 | 1981年に成立したミッテラン社会党政権は、途中2年間、保守派シラク内閣との第一次保守共存(1986~88年)を挟む1993年までの間、社会民主主義的な政治理念に基づいて大規模な教育改革を進めた。1985年には、バカロレア水準到達者(後期中等教育最終学年進級者)の割合を同一世代の80%に至らせる(1980年代初頭には35%だった)という「バカロレア80%目標」が初めて掲げられ、教育機会の大幅な拡大に向けた取り組みが進められた。特に1989年の教育基本法(ジョスパン法)と1984年の高等教育法(サバリ法)によって、初等中等教育と高等教育の構造を大きく転換させる改革が行われた。初等中等教育では、教育課程の弾力化や学業失敗の抑制が図られ、高等教育においても各大学の改革努力を促す国との「契約政策」の導入によって留年・中退の抑制などの教育の質の向上が図られた。経営などが具体的に進められた。                                    |
|  |                | 労働党政権下(1997-2010年)では、第三の道の概念に基づき、コミュニティ、社会的正義、パートナーシップの3つを政策理念として教育水準向上を重視した教育改革を進めてきた。具体的にはEAZやEiCsなど社会経済的に不利益を被っている地域への重点配分や、アカデミーなどの新しい学校タイプの学校の導入などを行った。  | 「初等中等教育法」は、時限立法であって、制定以来数年おきに再改訂され、その時々の方針目標を織り込んできた。1960年代にはバイリンガル教育や学校への人種統合政策に補助金を出した。1981年の改訂によって教育成果のアカウントビリティが規定され、それ以降、各州では教育内容と到達目標を明確化し教育評価を重視する取組(教育スタンダードの策定、学力アセスメントの実施、教育成果の公表等)が進められている。最新の大きな改訂は、「どの子も置き去りにしない法」(No Child Left Behind Act; NCLB)の名で知られる2002年改訂であるが、そこでは「適正年次進捗度」の設定やそれを達成できない場合の措置などが決定されている。   | 1995年に成立したシラク保守政権は、途中、社会党ジョスパン内閣との5年に及ぶ第三次保守共存(1997~2002年)を経て、2002年以降、伝統的な保守主義の理念による教育改革を進めた。特に2005年の学校基本計画法(フィオン法)は、児童生徒に「共和国の価値を共有させる」ことを学校の最高の使命と規定して、フランスの伝統的な共和主義を強調する保守主義的な性格を有している。また、同法は、義務教育段階で全児童生徒に共通に習得させる「共通基礎」を制定する仕組みを導入し、ミッテラン政権下で進められた教育課程の弾力化に修正を加えた。  |
|  |                | 保守党と自民党の連立政権下(2010年~)では、2010年11月に『The Importance of Teaching』を発表し、具体的な政策方針を示し、教員を教育改革の核であるとして教育水準向上を図るための教育改革を進めている。財政緊縮の中で教育予算の削減が図られており、より重点化した予算配分がなされている。質の高い教員を確保していくための教員養成段階の改革や教員の資質能力の向上のための研修の見直し(Teachins Schoolの導入など)を進めている。また、教員のスタンダードを見直し簡素化した。労働党政権が導入したAcademyの拡大を図るために初等学校での設置や地域を限定せず全国的に設置が可能となるようにしている。また、保護者の学校設置の自由や教育ニーズを最大限に保障したFree Schoolを導入した。学校監査についても問題ある学校への重点化、授業観察重視、監査の簡素化などの改革をした。学校教育の教育水準向上策として就学前教育の充実を図るためにEYFSのフレームワークや財務制度を改変した。   |  | 2012年に社会党が政権を奪取し、オランド政権のもとで、新たな教育基本法の制定に向け、審議が進められている。現在、「学校の再構築のための基本法」が国会で審議されている。その柱は、①教職員の増員、②教育成功政策の強化、③学校教育へのコンピュータの積極的導入、④初等教育改革の重視、⑤中等教育段階における全生徒の成功の促進、⑥教育内容の見直し、⑦学校環境の改善の7点である。  |
| 初等<br>中等<br>教育<br>にお<br>ける<br>主<br>な<br>改<br>革<br>動<br>向 | 学力<br>向<br>上   | ●就学前教育の充実(Early Foundation Stage)における教授学習と評価のフレームワークを改訂し、学力向上の基礎をつけることを目指している。<br>●学校監査において、教授学習の質に関する点をより重視し、授業改善のアドバイスも実施可能とする改訂を行った。<br>●公費で運営されながらも権限や裁量はIndependent Schoolに近いAcademyという公費運営独立学校を多く導入し、学力向上を図ろうとしている。   | すべての州が、教育課程の基準となる教育スタンダード(教科別・学年別の指導内容と到達目標)を策定し、これに対応した州内統一の学力アセスメント(テスト、実技、作品評価など)を行っている。学区ごとに、アセスメント結果を中心とする各学校の教育成果を公表するとともに、低迷校への技術的支援の提供や教職員入れ替え等の措置を実施している。また、多様なニーズを持った学習者に対応するため、教員以外に様々な補助教育スタッフを配置し、多様な形態の指導法・学習法を活用することに努めている。   | ●法律による到達目標の明記<br>1989年新教育基本法により、生徒の80%をバカロレア水準に到達させることを明記する。2005年学校基本計画法では、この方針を継続するとともに、高等教育修了率50%も目標に掲げた。<br>●「知識技能の共通基礎」の設定<br>2005年学校基本計画法では、義務教育修了段階で生徒全員が習得していなければならない項目として「知識技能の共通基礎」を定めた。<br>●教育成功個別プログラムの実施<br>これと連動する形で、共通基礎の習得が困難な児童生徒に対して、各学校が保護者と協力して「教育成功個別プログラム」を行うこととされた。<br>●全国学力調査の実施<br>児童生徒の学力の実態把握のための調査として、1989年から小学校第3学年とコレージュ第1学年の児童性をを対象にフランス語と数学の全国共通学力テストが実施されている。2008年度からは共通基礎の習得状況を早期に把握するため、それぞれ前学年に前倒して実施されている。 |
|  | カリ<br>キュ<br>ラム | ●ナショナルテストの改訂<br>2010年からナショナルカリキュラムの改訂作業が進められている。ここでは、保護者が各教育段階(キーステージ)における教育課程の内容等を理解しやすくすること、英語の基礎力(Phonics)の重視や数学の重視、教員の裁量権拡大という観点から改訂がなされている。<br>●キーステージの区切りごとにナショナルテストを実施し、キーステージで求められる水準に達しているかどうかを判断する。試験の管理と運営は現在、Oqualが担当し、イギリスにおける試験、資格に関する国レベルでの水準維持を担っている。ナショナルテストの結果をメディアがランキング付けし、「リーグテーブル」として発表している。しかし、政府は、テスト結果を各学校が学校改善や授業改善に活かしてもらえるように「状況を加味した付加価値評価(Contextual Value Added)」という、学校の社会経済的背景等のデータを加味したデータ分析を行っている。これらのデータはRAICE on Lineとして政府が一括してデータ集積を行っている。学校や監査官等の関係者のみが閲覧できる仕組みとなっている。また、地方当局も独自にデータ分析をして学校改善支援に役立っている。 | 各州で定める教育スタンダードには、学習者によって学習範囲・内容・水準を調節できるような弾力性をも持たせている。オルタナティブスクールやオルタナティブコースや、特別ニーズの学校や課程にも対応できるようにされているが、州による違いも大きい。   | ●小学校の3区分教授法の見直し<br>1985年の学習指導要領の改訂により、基礎学力の保障に向け、従来の3区分教授法を廃止し、7教科とした。<br>●コレージュのカリキュラムの改訂<br>2002年の改訂では、生徒が選択したテーマで調査学習を行う「発見過程」、職場見学などを行う「職業体験」、学校生活上の諸問題を話し合う「学級生活の時間」が新設された。<br>●知識技能の共通基礎に応じた学習指導要領の改訂<br>2007年、2008年の改訂により、小学校及びコレージュの学習指導要領において共通基礎の制定に応じて各学習期の終わりに到達すべき水準が具体的に示された。  |

|        | イギリス  | アメリカ  | フランス  |
|--------|---|---|---|
| ガバナンス  | <p>●学校財務システムの変容<br/>学校の予算は、原則として児童生徒数に応じて配分される。その他、学校の特色や政策に付随した関連予算を各学校が独自に獲得する。義務教育費をすべて国庫負担(Dedicated School Grant)にした。</p> <p>●学校理事会の強化<br/>1944年教育法において導入された学校理事会(School Governing Body)は、1970年代の保護との協働や参画を促す改革の中で、拡充整備が図られた。1986年教育法第21により学校理事会の法的な位置づけが明確化され、1988年教育改革法によって学校の最高意思決定機関としての位置づけが明確化された。このように保守党政権下では、権限強化と組織内における保護者の役割の強化が図られた。また同時に、実施的な学校理事会の機能の許可を図るために、組織構成の柔軟化(人数の柔軟化など)などを行った。</p> <p>●学校監査による学校改善<br/>それまでの勅任監査官(HMI)を改編する形で1992年に教育水準監査院(OFSTED)を設置した。OFSTEDは1993年よりすべての学校を監査(inspection)を行っている。OFSTEDと契約した評価機関が登録監査官を評価チームとして組織し、学校を訪問し、授業観察、教職員・保護者・児童生徒等へのヒアリングを通して監査報告書を取りまとめ、学校に報告するとともに、OFSTEDのHPで公表する。登録監査官は監査官としての認定をOFSTEDから受けて、かつ継続して研修を受ける。2005年9月に大幅な改正が行われ、OFSTEDの定めた自己評価フォームによる自己評価を基にした監査となった。学校監査の簡素化、予算削減のために、直前の通知、監査期間の日数減、評価チームの少人数化がなされた。連立政権下では、より監査の負担減や予算の削減、学校改善に活用するために、授業観察の重視、監査対象の重点化(問題校のみ監査)、評価段階の見直しなどが行われ、2012年6月に新しいフレームワークが発表され、2012年9月から適応される。</p> <p>●地方教育行政の変化と学校支援<br/>保守党は、地方教育当局(Local Education Authority, LEA)の廃止を行い、中央政府の権限強化と学校の自律性の強化を図っていた。しかしその結果、学校間格差が拡大した。労働党は、国全体の教育水準向上を図るために、学校の最も近くに存在する地方教育当局の役割を支援におき、復興を図った。地方教育当局は教育発展計画等の計画に基づき、学校の実態やニーズに合致した支援を行うことが求められて、その機能に対する評価を受けることとなった。2005年に発表された「Every Child Matter」により、子どもを取り巻く関係者が連携協力しながら、子どもが社会の中で活躍する人材に育るような環境整備を行うことが目指された。そのような中で、地方教育当局の役割も拡大し、子育て、福祉なども統合した役割が求められるようになり、名称も「地方当局(Local Authority, LA)」となった。労働党はまた学校への支援の機能を強化し、全国的に均一な質の支援を全学校が受けられることを目指して学校改善パートナー(School Improvement Partner)を導入した。連立政権は、学校改善パートナーを廃止し、地方当局が計画的に学校改善支援を行うことを求めている。</p> | <p>各州には、教育省(Department of Education)やそれに相当する行政機関が置かれ、郡市に対応する教育行政機関として学区が置かれている。教育内容や学校運営に関する方針は、州やほぼ学区ごとに置かれる教育委員会が決定する。学校経営の責任は学校長にあり、人事や予算を立案する。オルタナティブスクール・チャータースクールの増加により、それらの設立者・運営者に学区から一定の権限が分与される。オバマ政権になってから、成果の上からないチャータースクールは統廃合を促進することとなった。</p> | <p>●中等学校の法人化<br/>1982年の地方分権化改革の一環として、1983年に中等教育機関に「地方教育公施設法人」という法人格が付与された。</p> <p>●学校基本計画の策定<br/>1989年新教育基本法に基づき、各学校が「学校教育計画」を策定し、自律的に学校運営を進めていくこととされた。</p> <p>●「中等教育パイロット指標」の導入<br/>1994年に国民教育省は中等教育機関が統一的指標に基づいて自己点検評価を行い外部に説明するツールとして「中等教育パイロット指標」を開発した。</p> <p>●目標と成果による管理の導入<br/>2001年の予算組織法により、「目標と成果による管理」の枠組みが成立し、2005年学校基本計画法により、児童生徒の学力向上にシフトした形で「学校教育計画」が再定義された。</p> |
| 地域との連携 | <p>●地域との連携による学校改革<br/>拡大大学校(Extended School)を実施し、多様な学校外の地域の機関や組織と連携し、学校だけでは実施できない多様な教育活動を提供する機会を作っている。また一方で、地域住民が学校の保有する施設を利用したり、学校外との連携による多様な教育機会を提供されたりすることにより、地域住民の生涯学習の場を学校が提供し、地域の活性化や地域住民の能力開発を行っている。</p>   | <p>1980年代に「教育パートナーシップ」の考えが打ち出され、国家の財政赤字と学校教育の質の低下という二つの問題に対処しようとした。学校・学区と行政機関・企業・大学・財団・市民組織・地域住民・保護者らとの協働が推進された。実践方策の研究や、実践の交流が全国的に行われ、学校の質の維持改善の一助として期待されている。</p>  | <p>●アソシアシオンとの連携<br/>フランスでは、個人が自発的に結びついて結成する団体としてアソシアシオンという仕組みがある。1901年に制定されたアソシアシオン法に基づくものであり、現在では110万団体もあり、フランス人の2人に1人はこの活動に参加している。アソシアシオンの中には教育活動を中心に活動している団体もあり、教員と連携して教育活動に関わることもある。</p>  |
| 学校間連携  | <p>●学校間連携による学校改革<br/>小規模校対策として、1980年代以降、学校間連携としてCollaboration、Consosiumなどが取り入れられてきた。2002年に学校間連携としてFederationが法的に規定された。そこでは、複数校が、1つあるいは複数の学校理事会を設置し、学校経営、教育課程、学校外活動、教員研修などにおいて連携協力し、学校改善に取り組んでいくことである。その後、学校間連携による学校改善が進んでいることから、小規模校対策だけでなく、すべての学校における学校改善の手法として取り入れられている。学校間連携を円滑に進め、学校改善の効果を上げていくためには、スクールリーダーの役割が重要として、経営能力やリーダーシップに優れている校長を統括校長(Executive Head)とし、統括校長が核となって、学校間連携をしている学校を統括的に経営し、学校改善に取り組んでいき、学校改革を進めている。連立政権では、Teaching Schoolという施策を提示し、学校間連携により教員の資質能力の開発のための協働による研修の実施が提唱されている。</p>   | <p>⑤学校間連携<br/>米国では、19世紀末以来の学校・民間レベルの活動として、後期中等教育から高等教育の世界でアクレディテーション(教育水準の認証)の実績がある。これは、学校同士が相互の質保証と学校改善のために協働しあうものである。この伝統を基盤に、高大接続・大学編入などのアーティキュレーションの取り組みや、単位認定の共同化の考えに基づく単位互換制度が展開している。</p>   | <p>●保育学校と小学校をつなぐ学習期の設定<br/>1989年新教育基本法により、保育学校(幼稚園)と小学校の修学期間9年間で3年ごとの学習期に編成された。これにより、保育学校年長組と小学校第1、2学年が同じ学習期となり、この期の教員会議は各学校の教員が集まり、協議する仕組みができた。</p> <p>●小規模小学校のネットワーク化<br/>小学校の場合、設置主体である市町村の規模が著しく小さいため、市町村が共同で小学校を設置する仕組みが普及している。その割合は全市町村の4割に上る</p> <p>●継続教育中等学校連合の創設<br/>1989年法により、継続教育及び職業教育に関する使命を実行するため、「中等学校連合」を創設し、協力することができる。</p>                                    |

|               | イギリス  | アメリカ   | フランス   |
|---------------|---|--|--|
| 職業能力の向上       | <p>●若年無業者の対策<br/>1980年代以降、若年無業者の増加が問題となり、義務教育修了後の若年無業者(NEET)対策が講じられることとなった。具体的には、Connexionsが導入され、学校内外が連携協力しながら、学校と学校後の円滑な接続を図るためのきめ細かな支援策が講じられている。また同時に、学校段階でのキャリア教育、PSHEの充実やWork-Related Learning、Enterprise education、Apprentishpなど新たな教育活動が導入され、初等、中等教育からの職業意識の啓発や能力の開発が進められている。</p> <p>●多様な就労体験の機会の提供<br/>Apprenthshipや英国版のデュアルシステムを整備し、職場での修了経験を積みながら、資格を取得する多様な機会を整備している。</p>  | <p>1960年代以降の世界的な中等教育改革の中で、アメリカは率先して総合制高校(コンプリヘンシブ・スクール)を選択した。地元の青年に開かれた公立高校としての意義は大きいものがあつた反面、職業能力の向上という点では、時代遅れの教育内容や、中途半端な教育水準になりがちだという問題点を抱えていた。</p> <p>近年では、地域の中に複数校で共有する実習センターを設けたり、地域連携・学校間連携によって専門的な職業教育の機会を拡げている。学校内においても進路カウンセラーや職業指導員の活躍が益々期待されている。</p>  | <p>●法律による明記<br/>1989年新教育基本法に、生徒全員を職業リセ(高校)2年修了程度の職業資格水準に至らせることを目標として明記した。</p> <p>●職業バカロレアの創設<br/>1986年にバカロレアの一種として職業リセにおいて取得できる「職業バカロレア」を創設した。2009年には、職業バカロレアの取得に係る年限を従来の4年から3年に改めた。</p> <p>●「少年見習訓練」制度の導入<br/>2006年に成立した「機会均等法」に基づき、14歳以上の生徒を職業リセまたは見習技能者養成センターに受け入れ、職業資格の取得に向けた教育を行う制度を導入した。</p>                 |
| 特別な教育的ニーズ     | <p>●特別支援教育の定義<br/>1981年教育法により、イギリスの障害のある子どもの教育は、それまでの障害カテゴリーを基にしたものから、学習における困難さから考えられる特別な教育的なニーズ(Special Educational Needs, SEN)を基にしたものに変更されました。この特別な教育的なニーズは、1979年に出されたウォーノック報告で提唱された概念です。この概念は、個々の子どもに障害のラベリングを回避すること、従来の障害カテゴリーの概念では支援されにくい学習遅滞の子どもの教育や、障害が複数ある子どもの教育を充実させることも目的としています。</p> <p>●特別支援教育コーディネーター<br/>特別な教育的ニーズの認定には、法定評価(Statutory assessment)によってステートメント(Statement)を得るというプロセスが代表的なものとしてあげられる。これは学習の困難さが大きい子どもに発行されるもので、このステートメントには特別な教育的ニーズがどのようなものであるかや、教育的な手立てについて具体的に記述される。このステートメントにより、地方行政当局や学校は、そこに記述された教育的な手立てを用意する義務が生じる。学校内では、校内のSENについての体制を整備する教員であるSENコーディネーター(Special Educational Needs Coordinator(SENCO))がいる。また、支援のためのサポートスタッフも雇用され、きめ細かな個別支援が行われている。学校では、段階的な教育的な手立てを用意するスクールアクション(School Action)、スクールアクションプラス(School Action Plus)を整備している。</p> | <p>障がい児・障がい者のニーズへの対応という考えから、すべての学習者の個性と状況に応じたニーズを満たすという考えにたつて、教育支援の個別化・多様化が進行している。</p> <p>なお、NCLB法のもとでのアカウントビリティ政策・質保証政策は、特別支援教育などの特別なニーズを持つ教育プログラムをも例外としない。そのため、特別支援教育等においても、介入的・促進的な指導が見られると言われる。</p>  | <p>●統合を施行した学級の新設<br/>従来は、通常の教育と区別された 障害児教育が行われていたが、1991年に、「児童を通常の学校教育の課程に全面的に参加できるようにすること」をねらいとする「学校教育統合クラス」が新設された。</p> <p>●通常学校への学籍登録<br/>2005年に「障害者の権利と機会の平等、参加と市民権のための法」が成立し、「全ての障害のある、あるいは健康上の問題のある子ども、青年が、居住地に最も近い通常学校に学籍を登録される」ことを規定した。</p>  |
| 教職員における主な改革動向 | <p>●教員養成の多様化<br/>教員養成機関として認定を受けた大学における教職課程(多くは1年間)において教員養成がなされている。しかし、慢性的な教員不足を解消し、教員の質を確保していくために、学校現場でのOJTを中心とした多様な教員養成の仕組みが導入されている。</p> <p>複数の学校と教員養成機関として認定されている大学とがコンソーシアムを組み、学校現場で1年間勤務しながら、週1回大学での授業を受けながら教員免許を取得するSSITTや、英国以外の国での教員免許状を有している者が学校現場で1年間勤務することを通して英国での教員免許状を有することができるなど、多様な仕組みが整備されている。</p>  | <p>●教員養成<br/>教員免許の交付は各州の専管事項であり、免許の有効期限の有無等も一様ではない。交付は、概ね学士号の取得と州の認定する教員養成課程の修了とが条件となっている。教員養成課程の期間や内容も州によって異なる。課程の認定には各地域の教員養成課程の認証(アクレディテーション)団体があり、州はそれに沿う形で認定を行う場合が多い。</p> <p>1980年代からは、教員免許取得者の不足に対応するために、オルタナティブな教員資格認定制度(alternative teacher certification)の変則的な認定制度が始まった。現在は全ての州で何らかの変則プログラムがあるが、教員の質の管理に課題も指摘される。</p> | <p>●教員養成の統合<br/>1989年の新教育基本法に基づき、従来別々の機関で養成されていた初等教育教員と中等教育教員の養成を一元的に担う「教員教育大学センター」(IUFM)を新設したこれに伴い学歴要件の格差が是正されるとともに、初等学校教員の給与を中等教育教員と同等とし、名称も「教授」に統一された。</p>  |
|               | <p>●NCSLの設置によるスクールリーダーの育成<br/>ブレア首相の提唱によって、国立のNCSL(National College for School Leadership)が設置され、国が統一的な校長資格の認定と養成を行うこととなった。また同時に、系統的に校長になる人材の開発を行うために、一般教員、ミドルリーダー、校長候補者、校長の中の優秀校長の養成、研修のプログラムを開発し、実施している。</p> <p>連立政権においても、NCSLの役割を重視し、中央政府の連携組織として労働党政権時代よりも中央政府との関係強化を図っている。</p>  | <p>●教員採用<br/>教員採用は、学校を管轄する各学区(教育委員会)と採用者の間の契約によって行われるのが基本であるが、効率を考えて近年では州単位で募集事務を行う場合が多くなっている。選考と採用は、地元学区教育委員会や学校長が主導権を握って、場合によって教員・教員団体、保護者、地域住民が参加して薦められることがある。</p>  | <p>●「教員に求められる職能」の制定<br/>2006年、国民教育省は、教員養成の「全国大綱基準」として「教員に求められる職能」を制定した。この職能は、初等学校教員と中等学校教員に共通に求められるもので、具体的には、国家公務員としての倫理的で責任ある行動、学習指導や意思疎通のためのフランス語の習得、教科内容の習得と十分な一般教養の保持、学習指導の立案及び実施、学級における学習活動の組織化、児童生徒の多様性に対する配慮、児童生徒の評価、情報通信技術の習得、同僚との協調並びに保護者および外部協力者との協力、自己形成と指導技術改善の10項目について、それぞれ「知識」、「能力」、「態度」が示されている。</p> |

| イギリス   | アメリカ  | フランス  |
|--|---|---|
| <p>●教員の評価と資質能力開発のための研修<br/>給与や昇進等に関係させず、教員の資質能力向上に活用する形でPerformance Managementが実施されている。教員と学校は労働契約を結び、その役割を果たしているかどうかや授業の質などを校長が定期的に観察をした上で、良い点や課題を指摘した上で、今後の教員の資質能力の開発計画が立てられる。連立政権では、教員の資質能力向上により寄与させるために、Performance Managementの手法やフレームワークを改訂している。労働党政権は、教員の資質能力向上を図るために、国によって教員の資質能力の基準として、TDAとGTCEが基準を規定した。しかし、詳細で複雑な基準であるために、実際に学校現場では活用しづらいということで、連立政権では、基準の統合と、簡素化を図った教員の基準を発表した。</p> | <p>●教職員の資質能力の開発<br/>教職員の資質能力については、教育補助職員を含めて、州教委や地方学区教委が計画を立てて研修や研究活動を実施するべきことが、連邦法の補助金使用要件にも明記されている。職種ごとに標準的な職務が想定され、大学や研究・研修機関や民間会社などからの研修支援サービスを受けるべきとされ、官民通じて様々な研修プログラムがある。NCLB法(2002年1月成立)においては、教職員の資質の高度化が重要な新施策になっている。教育補助職員を含めて、全ての教育職員が基礎的な学位要件や試験等による資格認定を必須とする方向で、教育職員としての専門性を向上させようという動きが見える。</p> | <p>●民間職業人対象の別枠教員採用試験の実施<br/>教員の安定供給と経歴の多様化に向けて、2002年度から民間職業人対象の別枠教員採用試験が導入された。これは2001年の公務員通則法改正により職業活動に一定期間従事した民間人を対象とする特別な公務員採用試験を行うことができるようになったことに伴うものである。2005年学校基本計画法に基づき、必要な職業経験年数を5年とする一方で、学歴要件は廃止された。</p> |
| <p>●資質能力に応じた教員の種類<br/>労働党政権では、教育水準の向上を図る上では、教員の資質能力の向上が重要であるということで、これまで特別な待遇を受けることがなかった授業力のある教員に対して、給与面でも別建ての給与表を設け、待遇改善を図った。具体的には、Advanced Skill Teacher、Excellence Teacherなどが導入された。またTeachers Firstなども導入され、優秀な教員を確保するための取り組みがなされた。</p>   | <p>●資質能力に応じた教職員待遇<br/>NCLB法(2002年1月成立)においては、教職員の専門性の向上を図る一方で、知識や技能を高めている教職員のモラルを維持するために、各種の能力給や業績に応じた昇進の道を開いている。教員については、メンターとして責任を拡大して待遇を良くしたり、教育補助職員については教員への登用が可能な研修課程や試験認定の制度を開いたりするなど、「Ladder System」などと総称する待遇向上の道を作り、それを見えやすくしている。</p>   | <p>●教員研修の充実<br/>教員研修については、IUFMの設置以降、同センターが大学区ごとの研修計画に基づき実施している。2005年学校基本計画法においても教員研修は重視され、国民教育省の政策の支援、優れた学習指導実践に関する情報交換、語学力の維持・発展、教科に関する再活性化の4項目が優先課題とされている。</p>  |
| <p>●多様な教職員配置の拡充整備<br/>教員の多忙化の解消と、多様な教育ニーズ(特別な教育的配慮が必要な児童生徒への対応、移民への対応など)に対応するために、専門的な知識とスキルをもった人材を活用した教職員組織の拡充整備を図っている。サポートスタッフの資格と資質能力と職務内容の一貫性を持たせた制度を作り、各学校のニーズに適応したサポートスタッフの配置をする仕組みを整備している。</p>   |   | <p>●教員養成の修士化<br/>2010年度から、教員の基礎資格を修士号とすることとし、学卒後2年間のIUFMでの養成教育を正式に修士課程と位置付けた。これに伴い従来の実習期間が短縮されるとともに、教科専門と教科教育・教職教育などの理論学習が重視されることとなった。</p>  |

|  |                | ドイツ  | 韓国  | 中国  |
|--|----------------|--|---|---|
| 教育<br>改革<br>の<br>基本<br>的<br>動<br>向                       |                | 1990年の東西統一以来、慢性的な景気の低迷や、欧州連合(EU)の統合・拡大過程における市場の国際化・情報化などの社会変化を背景に、基礎学校から大学入学までの通算年限を欧州標準の12年に統一し、また高等教育の学位システムに、欧州共通の学位である学士・修士を導入するなど、EUとの比較可能性や国際競争を意識した教育改革が進められている。  | 金泳三政権期(1993～1998年)<br>軍事政権に代わる「文民政権」の下、教育においては地方分権化が進められ、地方や各学校の裁量が拡大した。国策の方向性として「世界化」を打ち出し、国際化社会に対応する人材育成の必要性を唱えた。その具体策としては、小学校における英語必修化や留学生の受け入れ拡大などが示された。  | 文化大革命期(1966～76年)の間に立ち後れた教育の発展を取り戻すため1985年に中共産党中央委員会は「教育体制改革に関する決定」を発表し、9年制義務教育の完全実施を改革の柱の1つとした。1986年には「義務教育法」が制定され、義務教育の普及が法的に決定された。1992年の中共産党第14回全国代表大会において「基本的に9年制義務教育を普及させ、基本的に青壮年(15～50歳)の非識字者を一掃する」という目標が掲げられ、1994年に公表された「中国の教育の改革及び発展についての綱要」においては「9年制義務教育普及地域の人口が当該地域の全人口に占める割合の85%以上、青壮年人口中の非識字者率5%以下」の「2つの基本」を2000年までに達成することが、教育目標とされた。            |
|  |                | 初等中等教育では、特に1996年公表の第3回国際数学・理科教育調査(TIMSS)の低調な結果(TIMSSショック)及び2001年12月公表のOECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」における成績不振(PISAショック)を受け、全日制学校の拡大策や全国共通の教育スタンダードなど、様々な学力向上策が推進されてきた。その後、2003年、2006年、2009年のPISA調査では継続して改善傾向がみられるが、依然として児童・生徒の社会的出自と学力の相関関係の解消が大きな課題となっている。   | 金大中政権期(1998～2003年)・盧武鉉政権期(2003～2008年)<br>政権交代によりリベラル政権が誕生したが、教育改革の方向性に大きな修正はなく、大学の競争力強化などが推進された。地方分権化もさらに進められ、住民の直接選挙による教育監(日本の教育長に相当)の選出などが導入された。初等中等教育においては、学習者中心のカリキュラムとされる第7次教育課程が実施され、児童・生徒の適性に応じた学校教育体制が整備された。  | 1999年には教育部は21世紀初頭までの教育改革をまとめた「21世紀に向けた教育振興行動計画」を発表し、資質教育(受験偏重教育を克服し、徳・知・体の全面にわたって児童・生徒の資質を伸ばそうとする教育)の推進を提起した。また、2001年に国務院が発表した「基礎教育の改革及び発展に関する決定」では、創造性の育成を重視する資質教育に対応した教育課程編成を重視し、教科横断的な総合実践活動の導入を指示した。さらに同年、中国のWTO加盟という国内経済の対外開放を一層進める変化が発生し、それ以降、グローバルな状況下で活躍できる人材の育成が求められ、政府は、大量の労働力に基づく加工産業に支えられた「人口強国」から創造性や知識に基づいて革新的な産業に支えられた「人材強国」への人材育成の転換を図っている。 |
|  |                | 教育政策及び教育行政は各州の権限で行われているが、近年、教育年限や教育水準などにおける州間格差を解消すべく、全国共通の教育スタンダードを開発・設定したり、州横断的な学力調査を実施したり、様々な面で全国共通化に向けた動きがみられる。最近では、ギムナジウム修了資格であり大学入学資格でもあるアビトゥアの試験問題の一部を、全国共通の問題プールから選り出した設問で構成する試みも進められている。  | 李明博政権期(2008～2012年)<br>10年ぶりとなる保守政権は、全国学力テストの悉皆調査への転換や高校教育の多様化、教員能力評価制度の導入など、各学校の「特性化」により競争を促す施策を推進した。一方で、就学前教育の無償の法制化や給付型奨学金の導入など、OECD加盟国の中で著しく高いとされる教育費の家計負担を緩和する施策を打ち出した。   | 義務教育の基本的な普及が達成された2000年以降では、都市と農村の教育格差が激しくなり、教育の機会均等、教育経費の保障および就学支援、農村地域の教員不足の解消等の政策が実施され、2010年は9年制義務教育が完全普及した。また、急速な市場経済化は、都市部への出稼ぎ労働者を急増させ、彼らに随伴する子女の都市域での就学問題が発生したため、農村出身の子どものための就学支援政策が実施された。2010年には、2020年までの教育改革の方針を示した中長期計画である『国家中長期教育改革・発展計画綱要(2010～2020年)』が発表され、「教育の優先的発展」「教育機会の公平化」「教育の質向上」等の方針が示され、教育の均衡ある発展を重要課題と位置づけた。                           |
| 初等<br>中等<br>教育<br>にお<br>ける<br>主<br>な<br>改<br>革<br>動<br>向 | 学力<br>向<br>上   | ●2001年に公表されたOECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」における不振な結果を受け、2002年、各州文部大臣会議や連邦政府は学力向上策として、▽主要教科について全国共通の教育スタンダードの設定、▽州内統一学力調査と全国統一学力調査の実施のほか、▽ドイツ語授業時間の増加、▽入学前のドイツ語特別指導、▽在校時間を延長して補習や課外活動を行う「全日制学校」の拡大等の方針を決定した。以後、各州はこれらに基づいて施策を推進し、連邦政府も財政支援を行ってきた。  | ●全国学力調査の拡充<br>1998年に開始された全国学力調査は、導入された年を除き、抽出調査として実施されてきた。しかし李明博政権が成立した2008年からは、学力支援政策の参考資料に活用するとして、悉皆調査に切り替えた。調査結果については、地域ごとの結果が公表されるほか、高校については学校ごとの結果が公表されるようになった。2012年調査は、小学校第6学年と中学校第3学年、高校第2学年を対象に、韓国語と数学、英語の3教科(中学生は科学と社会を加えた5教科)について調査が行われた。<br>●学力向上重点校の指定<br>全国学力調査の結果で、学力が一定水準に達していないと判定された児童・生徒の割合が多い学校に対し、学習補助員などを重点的に配置するための財政支援が2009年から行われるようになった。  | ●資質教育(受験偏重教育を克服し、徳・知・体の全面にわたって児童・生徒の資質を伸ばそうとする教育)の導入とそれに関連した2001年及び2011年に実施されたカリキュラム改革<br>●国際的な学力調査に対応した学力モニタリングの導入   |
|  | カリ<br>キュ<br>ラム | ●複線型学校制度の見直し<br>中等教育段階の学校種によりその後の進路が定まってしまうことへの懸念、移民生徒の増加を背景に荒廃するハウプトシューレからのドイツ人生徒離れの加速などを受け、近年、主にハウプトシューレ、実科学校、ギムナジウムの3学校種からなる中等教育段階の複線型学校制度を見直そうとする動きが多くの州においてみられる。特に、ハウプトシューレと実科学校を統廃合し、すべての子どもがより長く共通の教育課程で学ぶことが可能な新たな学校種を設置しようとする動きが顕著である。<br>●大学入学までの教育年限の調整<br>大学入学までに要する初等中等教育の通算年限は、連邦全体で基本的に13年となっていたが、EU統合などによる労働力の国際競争力強化に向けて、ギムナジウムを経由する場合にその年限を1年短縮して通算12年にすることを検討・導入する州が増えている。現在、全州がギムナジウムの年限を短縮し、通算12年制を段階的に導入している。そのため、旧制度の修了者と新制度の修了者が同時に大学進学することなどから、高等教育人口が急増している。<br>●初等教育への外国語教育の導入<br>外国語教育は、ほとんどの州では第3学年から、一部の州では第1学年から必修化されている。遊戯や歌を使って、英語、フランス語などの近隣諸国語が教授される。 | ●「第7次教育課程」の導入(2000年～)<br>1997年に公示され、2000年から段階的に導入された「第7次教育課程」は、①学習者の能力、適性、進路への適合、②「国民共通基本教育課程」(小学校～高校第1学年までの10年間を一貫した理念の下で編成した教育課程)の導入、③教育内容の量と水準の適正化、④地域と学校の裁量権の拡大と、児童・生徒の選択幅の増加、などを柱とし、学習者中心のカリキュラムとなっていることを特色としている。<br>●「2009年改訂教育課程」の導入(2011年～)<br>2009年に公示され、2011年から段階的に導入されている「2009年改訂教育課程」は、盧武鉉前政権期に公示された「2007年改訂教育課程」がわずか2年で全面的に改訂される形で策定されたものである。その特色は、①授業時数の増減における学校裁量の拡大、②「国民共通基本教育課程」を10年間から9年間へ短縮、③学年や教科をより包括的に扱う「学年群」と「教科群」の概念の導入、④「創意的な体験活動」の導入などにあり、学校や児童・生徒の裁量・選択の拡大とともに、キャリア教育(韓国語では「進路教育」)を重視するカリキュラムとなっている。 | ●受験偏重教育を克服し、徳・知・体の全面にわたって児童・生徒の資質を伸ばそうとする資質教育の推進のため、2001年に新教育課程基準の試行版が制定され、科目の総合化、総合実践活動の創設、小学校段階での「外国語科目」の導入、「地方及び学校が定める課程」が導入される。2011年には同内容を修正した正規版である「義務教育課程基準(2011年版)」が公表された。   |

|        | ドイツ   | 韓国   | 中国   |
|--------|---|--|--|
| ガバナンス  | <p>●大綱的カリキュラムの導入と学校裁量の拡大<br/>州により状況は異なるが、例えば、多くの移民や外国人、また様々な宗教・信条を持つ人々を抱えるベルリン市(州と同格)では、一人ひとりに合った教育を提供できるよう、カリキュラムが大綱的に編まれており、具体的な内容は各学校の裁量に任されている。そのため、学校によりカリキュラムがかなり異なり、公立でありながら二元語で授業を行うヨーロッパスクール(Europa Schule)や、基礎学校の高学年を対象とした英才教育に力を入れている特殊なカリキュラムを敷いている学校なども複数存在する。</p> <p>●外部評価による学校監督の導入<br/>2005年5月、外部評価を取り入れた学校監督(Schulinspektion)が、全国で初めてニーダーザクセン州で制度として導入され、全学校種を対象に独立した広域的な学校監督が行われることになった。また、ベルリン市(州と同格)でも少し遅れて同年11月から、学校監督制度が導入された。同市では、2006年から2011年にかけて市内のほぼすべての公立学校約700校で学校視察(Schulinspektion)が実施され、3万件以上の授業が学校監督担当官(教職経験を有する教育青少年学術省の官吏)による視察を受けた。学校視察では、▽教育・学習のプロセス、▽学校の構造、▽学校運営、▽教員の専門性、▽質向上の目標と戦略、といった項目が2、3日かけて外部の担当者によってチェックされる。視察結果が学校予算や教員の処遇を左右することはなく、学校監督局は視察結果報告書の評価に従って、当該校とその更なる発展に関する目標協定を締結する。</p> | <p>●学校運営委員会の設置<br/>各学校に設置される学校運営委員会は、教員と保護者、地域住民の代表から構成され、学事に関する各事項について審議する。教育自治の理念の下、1996年に導入された。全国すべての国公私立学校に設置が義務づけられており、校長は運営委員会の審議結果を最大限尊重しなければならない。</p> <p>●教育監と教育委員の住民直接選挙制への転換<br/>広域自治体の教育に関する事務の執行機関である教育監は、軍事政権下においては文教部長官の承認を経て大統領が任命していたが、民主化以後は地方分権化の流れの中で間接選挙制がとられるようになり、2006年の法改正で住民による直接選挙制となった。広域自治体議会に常設委員会として設置され、審議機関に位置づけられる教育委員会の委員も、任命制や間接選挙制を経て2006年に直接選挙制となった。</p> | <p>●教育経費の保障政策、学校統廃合</p> <p>●2001年に教育経費の健全化を目指して郷レベルから県レベルへ管理レベルを上位化</p> <p>●官僚主義的管理体制からの脱却</p> <p>●視学制度の充実化 教育行政の執行状況を評価する「督政」から学校教育の質を評価する「督学」への転換と視学制度の法制化による視学の充実</p> |
| 地域との連携 | <p>●全日制教育プログラムの実施における地域連携の強化<br/>全日制教育プログラムには、工作、ゲーム、スポーツ、芸術活動等々、教科の学習にかからない様々な内容も多く取り入れられており、教員だけでなく、親や地域住民も参加するかたちで推進されている。通常は保護者、教員、地域の支援者、企業等のスポンサーなどで構成された、学校協会(Schulverein)ないし学校支援協会(Schulförderverein)と呼ばれる連合体が各学校に組織されており、同プログラムを実施する上で必要となる物品のみならず人材の調達などにかかわっている。</p>   | <p>●「地域と共に学ぶ学校」事業<br/>学校の人的・物的資源を活用した生涯学習プログラムの運営を通して、地域住民の生涯学習への参加を推進するとともに、学校と地域の連携から成る地域学習共同体を構築することを目的としている。2007年から開始。</p>   | <p>●コミュニティからの人材の取り入れ、学校の開放によるコミュニティの人々の施設使用や児童・生徒との交流</p>  |
| 学校間連携  | <p>●複線型学校制度の見直し等を背景とした学校の統廃合<br/>低成績でドイツ人子弟離れが進むハウプトシュレの存在意義が問われるようになり、近年、他の学校種との統廃合が多く州で進められている。その過程で、異なる学校種間の連携が進められている。</p> <p>●全日制教育プログラムの普及<br/>教科外の全日制教育プログラムとして、学校により、部分的に学校横断的な取組が盛り込まれ、1つのプログラムが複数の学校間で共有されたりしている。</p>   | <p>●放課後学校の地域拠点校の設置<br/>地域内の学校の一つに水準の高い放課後学校プログラム(正規課程外の学習プログラム)を設置し、近隣の学校の生徒を対象に提供している。</p>  | <p>●教員及び校長の配置の流動化や都市部の教育資源が豊かな学校による農村部等の教育資源が少ない学校の支援、「農村教員ポスト特設計画」等の経済の発達した東部沿海地域から経済の発達が遅れている中西部地域への教育支援者の派遣</p>   |



|               | ドイツ  | 韓国  | 中国  |
|---------------|--|---|---|
| 職業能力の向上       | <p>●職業生活への接続の改善<br/>2010年、連邦政府は、卒業後に職業訓練を受ける者が主に学ぶ中等教育機関であるハウプトシューレの中途退学者の数を抑制し、成績が不振な若者の職業訓練への接続を改善するため、2018年まで総額7億7,500万ユーロを措置して、「職業アクセス指導員」を同学校種に3,200人配置する計画をスタートさせた。「職業アクセス指導員」は、生徒を修了まで個別に指導助言するとともに企業とのコンタクトを組織し、最初の職業訓練へと生徒を橋渡しすることを任務とする者である。また、ベルリン市(州と同格)では、ハウプトシューレと実科学校(卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職に就く者が主として進む6年制の中等教育学校)と総合制学校を新たな学校種「統一型中等学校」へと統廃合し、職業生活への接続の改善を狙いとして「二元式学習」をカリキュラムに盛り込んだ。これは、学校での教科の授業に並行して、一定期間、企業、作業所、高齢者福祉施設などで実習を行う、実務型の学習形式である。</p> <p>●「労働科」の設置<br/>ハウプトシューレや総合制学校などでは、「労働科」と呼ばれる教科が設けられており、前期中等教育段階で職業準備教育が提供されている。</p> | <p>●マイスター高校の導入<br/>生徒や企業に合った教育課程を運営し、即戦力の専門的人材の養成を目的に、既存の職業高校を再編する形で2008年から導入された。企業と連携してカリキュラム開発や実習を行い、卒業生を提携企業へ送り出すことで、就職率100%を目指している。</p> <p>●職業基礎能力評価テストの導入<br/>すべての職業高校で従来の全国学力テストを廃止し、その代わりに職業基礎能力評価テストを2013年から導入する。第2学年を対象に「意思疎通」「数理活用」「問題解決」「職務能力」の4領域からなるテストを実施し、4段階評価される結果は就職の際に参考資料の一つとして活用される。</p> | <p>●識字教育や成人初等中等教育の実施<br/>●中等職業教育の支援、後期中等教育段階における普通教育と職業教育の入学者数を同一化</p>  |
| 特別な教育的ニーズ     | <p>●障害のある子どもの通常学校への統合の促進<br/>ドイツの特別支援教育は、伝統的に促進学校での分離指導を基本としてきたが、2009年に国連の「障害者の権利に関する条約」に批准したことを受け、近年、心身の障害のみならず、社会的・経済的事情による様々なニーズを持つすべての子どもを対象としたインクルーシブ教育の観点から、各州で特別支援教育改革が実施されている。各州文部大臣会議(KMK)では同条約への批准を受け、今後の特別支援教育の有り方について各州に勧告を行う決議を行った。</p>   | <p>●障害のある子どもの義務教育年限を拡大<br/>障害の程度の悪化予防や保護者の負担の軽減、社会進出のための準備の充実などを目的に、従来は6歳から15歳までの9年間だった障害のある子どもの義務教育年限(無償)を、2010年度から原則的に3歳から18歳までの15年間(幼稚園～高校)まで拡大した。</p>   | <p>●中国語と少数民族言語の2つの言語で教育を行う「双語教員」の配置</p>   |
| 教職員における主な改革動向 | <p>●教員不足対策<br/>人口年齢構成上の問題と教員に対するニーズの増加を背景とした教員不足を打開すべく、各州は、教員養成課程以外の大学修了者にも教職への道を開く、従来学位の取得につながらなかった教員養成課程を学士・修士が取得可能な学修課程へと改組することで教員養成課程の魅力化を図るなど、様々な措置を講じている。</p>  | <p>●英語専門講師の導入<br/>英語の授業時数が小学校第3、4学年で週1時間から2時間へ(2010年～)、第5、6学年で週2時間から3時間へ(2011年～)、それぞれ拡大することに対応するため、2009年から導入された(2012年現在、6,104人)。理念的には、英語教育における意思疎通能力の向上の強化に力点が置かれている。</p>   | <p>●教師の資格、養成、任用、処遇等の制度化<br/>1993年「教師法」、1995年「教師資格条例」、2000年「『教師資格条例』実施規則」の制定。教員配置に関する基準の制定:1984年「中等師範学校及び全日制初等中等教育機関の教職員編制基準に関する意見」(教育部)、2001年「初等中等教育機関の教職員編制基準の制定に関する意見」(教育部)</p> |
|               | <p>●全日制学校の導入や個に応じた教育の普及に伴う教職員の配置強化<br/>「全日制学校」の導入・普及により、学校の機能が拡大され、教員だけでは新たに加わった学校の業務をこなせなくなったため、教員以外のスタッフの需要が高まっている。また、児童・生徒一人ひとりに応じた教育を提供することが公正であるとの考えが浸透し、学校における教育的ニーズが増加したことからも、教職員の配置が強化されるようになった。</p>   | <p>●全国学力テストの結果に応じて学習補助員を配置<br/>2009年から、全国学力調査の結果で学習到達度が低い児童生徒が多い学校に対し、学習支援のための講師を配置(2013年度は500校が対象)。</p>  | <p>●教員の確保<br/>師範大学の学生に対する無償教育の実施、「農村教員ポスト特設計画」等による高等教育卒業者を教員として農村に派遣するプロジェクトの実施</p>   |

| ドイツ  | 韓国   | 中国   |
|--|--|--|
| <p>●教員養成における質の向上<br/>           教員の資質と意識の向上に向けた改革はすでに1990年代に着手されていたが、2001年のPISAショックを契機に、「教職の専門性の向上」が各州文部大臣会議(KMK)において優先課題の1つに掲げられ、2004年に、教職課程の学生が身につけるべき諸能力を示した「教員養成スタンダード」が開発された。さらに、2008年には、「教員養成スタンダード」を補完した「教員養成における専門科学と教科教授法に対する各州共通の内容に関する要求水準」が策定され、教員養成の質の維持及び教職候補生の移動の保証のための基盤がもたらされた。</p> | <p>●全国統一の教員評価制の導入<br/>           2010年から、初等中等教育段階のすべての学校の教員を対象とする「教員能力開発評価」が導入された。校長や教頭を含む同僚教員による評価のほか、児童生徒とその保護者による満足度評価が行われる。評価結果は点数化され、高い評価を受けた教員に対しては「学習研究年」(サバティカル・イヤー)が与えられ、低い評価を受けた教員に対しては長短期の研修が義務づけられる。</p> | <p>●教員の質向上<br/>           2001年の新課程導入に対応した教員研修、情報技術関連の教科や教育の情報科に対応するため教育工学に関する研修実施</p>   |
|  | <p>●「進路進学相談教諭」の導入<br/>           キャリア教育振興政策の一環として、進路指導などを担当する専門的職種として2012年から中学校や高校に導入されている。選択科目である「進路と職業」の授業を担当するほか、キャリア教育の年間計画の策定や進路関連の相談業務、「創造的な体験活動」における職業体験の総合的支援などを主な業務とする。</p>                                 | <p>●教員の地位・待遇の改善<br/>           「教師の日」の制定、農村や辺境地域に勤務する教員に対する手当の支給による教員給与の格差是正、優秀教員の表彰</p> |
|  |  |  |

Co-teaching スタッフや外部人材を生かした学校組織開発と  
教職員組織の在り方に関する総合的研究  
外国研究班 報告書  
平成 25 年 3 月

発行者 国立教育政策研究所  
住所 〒100-8951  
東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号  
印刷 チヨダクレス株式会社